

平成 28 年度
総務常任委員会 年間白書

平成 29 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 2 2
3. 委員長報告等	P 2 3 ~ P 1 1 1
4. 所管事務調査報告書	P 1 1 2 ~ P 1 2 9
5. 行政視察報告書	P 1 3 0 ~ P 1 4 9
6. 議会報告会の概要	P 1 5 0 ~ P 1 6 3

1. 委員会の構成

委員長 伊藤 嗣也

副委員長 藤田 真信

委員 笹岡 秀太郎

中川 雅晶

早川 新平

日置 記平

平野 貴之

2. 委員会開催状況

総務常任委員会事項書

平成28年5月17日(火)

第1委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について(案)

① 6月3日(金)

② 6月6日(月)

4. 行政視察について(案)

① 7月27日(水)～7月29日(金)

② 7月25日(月)～7月27日(水)

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成28年6月22日(水)

政策推進部

(予算常任委員会総務分科会)

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 議案第2号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第3号) | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第8目 企画費 | …補正予算書P14 |
| 第2条 債務負担行為の補正 | …補正予算書P8 |

財政経営部

(予算常任委員会総務分科会)

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 2. 議案第2号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第3号) | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳入全般 | …補正予算書P12 |

総務部

(総務常任委員会)

- | | |
|---|---------|
| 3. 議案第8号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について | …議案書P33 |
| 4. 議案第9号 四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について | …議案書P37 |

その他

- | |
|---------------|
| 5. 所管事務調査について |
|---------------|

- | |
|-------------------|
| 6. 休会中の所管事務調査について |
|-------------------|

①項目

- | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|----------|----------------|
| ②日程 | (案) | 【第1回】 | 第1案 | 7月21日(木) | 午前10時or午後1時30分 |
| | | | 第2案 | 7月26日(火) | 午前10時or午後1時30分 |
| | | 【第2回】 | 第1案 | 8月1日(月) | 午後1時30分 |
| | | | 第2案 | 8月17日(水) | 午前10時 |

- | |
|--------------|
| 7. 議会報告会について |
|--------------|

日 時：平成28年7月13日(水)午後18時30分～20時45分(集合時間18時00分)

場 所：四郷地区市民センター2階大会議室

- | |
|-----------------|
| 8. 行政視察について(確認) |
|-----------------|

日 程：7月27日(水)～29日(金)

視察先：平川市、盛岡市

予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成28年7月5日(火)

政策推進部

(予算常任委員会総務分科会)

- | |
|---|
| 1. 議案第12号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第4号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第8目 企画費
…補正予算書(2)P14 |
|---|

財政経営部

(予算常任委員会総務分科会)

- | |
|--|
| 2. 議案第12号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第4号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般
…補正予算書(2)P12 |
|--|

総務常任委員会事項書

平成28年8月1日（月）13：00～

（休会中所管事務調査）

1. 公会計について

（その他）

2. ふるさと納税に係る課題解決に向けた取り組みについて（報告）

3. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

総務常任委員会／決算、予算常任委員会総務分科会／協議会審査順序

平成28年9月9日（金）
10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【決算分科会】

- | | | |
|---|----------|------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | |
| 歳出第2款 総務費 | | |
| 第1項 総務管理費 | | |
| 第1目 一般管理費中秘書課、東京事務所、広報広聴課関係部分 | 決算書P154～ | 実績報告書P35～ |
| 第4目 文書広報費中広報広聴課関係部分 | 決算書P158～ | 実績報告書P42～ |
| 第8目 企画費政策推進課関係部分 | 決算書P162～ | 実績報告書P47～ |
| 第11目 国際化推進費中秘書課、政策推進課関係部分 | 決算書P164～ | 実績報告書P52～ |
| 第8款 土木費 | | |
| 第5項 港湾費 | 決算書P236～ | 実績報告書P174～ |

消防本部

【決算分科会】

- | | | |
|---|----------|------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | |
| 歳出第9款 消防費 | | |
| 第1項 消防費 | | |
| 第1目 常備消防費 | 決算書P244～ | 実績報告書P186～ |
| 第2目 非常備消防費 | 決算書P246～ | 実績報告書P188 |
| 第3目 消防施設費 | 決算書P246～ | 実績報告書P189 |

【予算分科会】

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 2. 議案第17号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第5号） | |
| 第2条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P8 |

【総務常任委員会】

- | | | |
|---------------------|-----|-------------|
| 3. 議案第31号 動産の取得について | | |
| －消防ポンプ自動車（CD—I水槽付） | 1台－ | 議案書(2)P201～ |
| 4. 議案第32号 動産の取得について | | |
| －水槽付消防ポンプ自動車（II型） | 1台－ | 議案書(2)P205～ |
| 5. 議案第33号 動産の取得について | | |
| －高規格救急自動車 | 3台－ | 議案書(2)P209～ |

【協議会】

- | |
|--|
| 6. 四日市市火災予防条例・規則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について |
|--|

危機管理監

【決算分科会】

- | | |
|---|--------------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第14目 防災対策費 | 決算書P166～ 実績報告書P56～ |
| 第9款 消防費 | |
| 第1項 消防費 | |
| 第4目 水防費 | 決算書P248～ 実績報告書P190 |

【その他】

- | |
|--------------------------|
| 2. 四日市市国民保護計画の修正について（報告） |
|--------------------------|

総務部

【決算分科会】

- | | |
|---|--------------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分 | 決算書P154～ 実績報告書P35～ |
| 第2目 人事管理費 | 決算書P156～ 実績報告書P40～ |
| 第3目 恩給及び退職年金費 | 決算書P158～ 実績報告書P42 |
| 第4目 文書広報費中総務課関係部分 | 決算書P158～ 実績報告書P42～ |
| 第9目 計算記録管理費 | 決算書P162～ 実績報告書P49～ |
| 第15目 人権推進費 | 決算書P168～ 実績報告書P58～ |
| 第21目 諸費中総務課関係部分 | 決算書P172～ 実績報告書P68～ |
| 第4項 選挙費 | 決算書P176～ 実績報告書P72～ |
| 第5項 統計調査費 | 決算書P182～ 実績報告書P74～ |

【予算分科会】

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 2. 議案第17号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第5号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第9目 計算記録管理費 | 補正予算書P18～ |

【総務常任委員会】

- | | |
|---|----------|
| 3. 議案第18号 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について | 議案書P9～ |
| 4. 議案第29号 動産の取得について | |
| －インターネット分離環境機器及びソフトウェア－ | 議案書P193～ |

会計管理室

【決算分科会】

1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第6目 会計管理費 決算書P158～ 実績報告書P45

監査事務局

【決算分科会】

1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費
第6項 監査委員費 決算書P182～ 実績報告書P75

財政経営部

【決算分科会】

1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第1目 一般管理費中管財課関係部分 決算書P154～ 実績報告書P35～
第5目 財政管理費 決算書P158～ 実績報告書P44～
第7目 財産管理費 決算書P160～ 実績報告書P46～
第21目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分
決算書P172～ 実績報告書P68
第2項 徴税费 決算書P174～ 実績報告書P68～
第4款 衛生費
第4項 病院費 決算書P212～ 実績報告書P135
第8款 土木費
第7項 下水道費 決算書P242 実績報告書P183
第12款 公債費 決算書P266 実績報告書P218
第13款 予備費 決算書P266 実績報告書P219
桜財産区 決算書P424～ 実績報告書P288～

【予算分科会】

2. 議案第17号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第21目 諸費 補正予算書P18～
第2項 徴税费
第2目 賦課徴収費 補正予算書P18～
歳入全般 補正予算書P14～
第3条 地方債の補正 補正予算書P9

財政経営部・会計管理室

【決算分科会】

- | | |
|---|-------------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳入全般 | 決算書P114～ 実績報告書P7～ |
|---|-------------------|

財政経営部

【総務常任委員会】

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1. 議案第19号 四日市市特別会計条例の一部改正について | 議案書P11～ |
| 2. 議案第20号 四日市市税条例等の一部改正について | 議案書P13～ |

議会事務局

【決算分科会】

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
第1款 議会費 | 決算書P154～ 実績報告書P33～ |
|--|--------------------|

【予算分科会】

- | | |
|---|-----------|
| 2. 議案第17号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
第1条 歳入歳出予算の補正
第1款 議会費 | 補正予算書P18～ |
|---|-----------|

その他

- | |
|---------------|
| 1. 所管事務調査について |
|---------------|

- | |
|-------------------|
| 2. 休会中の所管事務調査について |
|-------------------|

- ①項目 共通投票所について～投票率向上に向けて～
- ②日程（案）10月17日（月）13時30分～

- | |
|--------------------------------|
| 3. 報告書（行政視察及び休会中所管事務調査）の確認について |
|--------------------------------|

- | |
|----------------------------|
| 4. 8月定例月議会 議会報告会について（役割決め） |
|----------------------------|

日 時：平成28年10月6日（木）午後6時30分～午後8時45分
場 所：常磐地区市民センター
テーマ：投票率向上について

- | |
|-------------------------------|
| 5. 11月定例月議会 議会報告会について（開催日程決め） |
|-------------------------------|

日 時：別紙（議会運営委員会資料）
場 所：北部ブロック

総務常任委員会事項書

平成28年10月17日（月）13：30～

（休会中所管事務調査）

1. 共通投票所について

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会／協議会審査順序

平成28年12月12日（月）

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第8款 土木費 | |
| 第5項 港湾費 | 補正予算書P48～ |
| | 補正予算参考資料P33 |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11、63 |
| | 補正予算参考資料P64～ |

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11、63 |
| | 補正予算参考資料P70 |

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| 1. 議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11、63 |
| | 補正予算参考資料P43、58 |

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| 1. 議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第1款 議会費 ～ 第10款 教育費（人件費補正分） | 補正予算書P26～ |
| | 補正予算参考資料P1～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11、63 |
| | 補正予算参考資料P64 |
| 2. 議案第41号 平成28年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号） | |
| | 補正予算書P92～ |
| | 補正予算参考資料P1～ |

【総務常任委員会】

- | | | |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------|
| 3. 議案第45号 | 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 議案書P1～
提出議案参考資料P1 |
| 4. 議案第46号 | 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | 議案書P3～
提出議案参考資料P1 |
| 5. 議案第47号 | 四日市市職員給与条例の一部改正について | 議案書P5～
提出議案参考資料P2 |
| 6. 議案第48号 | 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | 議案書P33～
提出議案参考資料P3 |
| 7. 議案第49号 | 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について | 議案書P37～
提出議案参考資料P4 |

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | | |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 議案第38号 | 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 | 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 | 総務費 | |
| 第1項 | 総務管理費 | |
| 第21目 | 諸費 | 補正予算書P26～
補正予算参考資料P7～ |
| 歳入全般 | | 補正予算書P18～ |
| 第3条 | 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11、63
補正予算参考資料P56、73 |
| 第4条 | 地方債の補正 | 補正予算書P12、64 |

【総務常任委員会協議会】

- | |
|-------------------------|
| 2. 本町プラザ駐車施設（立体駐車場）について |
|-------------------------|

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

- | | | |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 議案第38号 | 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第3条 | 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11、63
補正予算参考資料P42、64 |

意見書

【総務常任委員会】

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1. 発議第12号 | 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について |
|-----------|-------------------------------|

その他

1. 所管事務調査について

2. 休会中の所管事務調査について

①項目 ○○○について

②日程（案） 1月11日（水）10時00分～

1月26日（木）10時00分～

1月27日（金）10時00分～or13時30分～

3. 報告書（休会中所管事務調査）の確認について

4. 11月定例会議会 議会報告会について（役割決め）

日 時：平成29年1月15日（日）午前9時45分～午前12時

場 所：羽津地区市民センター

テーマ：防災全般について

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成29年 2月28日(火)

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書課、東京事務所関係部分 …予算書P82～

第4目 文書広報費中広報広聴課関係部分 …予算書P86～

第8目 企画費 …予算書P92～

第11目 国際化推進費中秘書課、政策推進課関係部分 …予算書P94～

第8款 土木費

第5項 港湾費 …予算書P198～

2. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費 …補正予算書P44～

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費 …予算書P208～

第2目 非常備消防費 …予算書P210～

第3目 消防施設費 …予算書P212～

2. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費 …補正予算書P46～

第2条 繰越明許費の補正(関係部分) …補正予算書P11

【総務常任委員会】

3. 議案第84号 四日市市火災予防条例の一部改正について …議案書P85～

【総務常任委員会協議会】

4. 楠地区消防分団の1分団化について

消防本部・危機管理監

【総務常任委員会】

5. 議案第90号 工事請負契約の締結について …議案書P103～

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費 …予算書P98～

第9款 消防費

第1項 消防費

第4目 水防費 …予算書P212～

2. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費 …補正予算書P30～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書P11

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分 …予算書P82～

第2目 人事管理費 …予算書P84～

第3目 恩給及び退職年金費 …予算書P86～

第4目 文書広報費中総務課関係部分 …予算書P86～

第9目 計算記録管理費 …予算書P92～

第15目 人権推進費 …予算書P100～

第21目 諸費中総務課関係部分 …予算書P106～

第4項 選挙費 …予算書P112～

第5項 統計調査費 …予算書P114～

2. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
 第1条 歳入歳出予算の補正
 歳出第2款 総務費
 第1項 総務管理費
 第1目 一般管理費 …補正予算書P30～
 第2目 人事管理費 …補正予算書P30～
 第4項 選挙費 …補正予算書P32～

【総務常任委員会】

2. 議案第74号 四日市市職員定数条例の一部改正について …議案書P1～
 3. 議案第75号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について …議案書P3～
 4. 議案第76号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について …議案書P9～

（所管事務調査）

5. 平成28年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会
 並びに平成28年度第1回四日市市同和行政推進審議会について

6. 発議第15号 地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書の提出について

会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算
 第1条 歳入歳出予算
 歳出第2款 総務費
 第1項 総務管理費
 第6目 会計管理費 …予算書P88～

監査事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算
 第1条 歳入歳出予算
 歳出第2款 総務費
 第6項 監査委員費 …予算書P116～

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算 | |
| 第1条 歳入歳出予算 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第1目 一般管理費中管財課関係部分 | …予算書P82～ |
| 第5目 財政管理費 | …予算書P88～ |
| 第7目 財産管理費 | …予算書P90～ |
| 第21目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分 | …予算書P106～ |
| 第2項 徴税費 | …予算書P108～ |
| 第4款 衛生費 | |
| 第4項 病院費 | …予算書P164～ |
| 第8款 土木費 | |
| 第7項 下水道費 | …予算書P206～ |
| 第11款 公債費 | …予算書P240～ |
| 第12款 予備費 | …予算書P242～ |
| 第2条 債務負担行為（関係部分） | …予算書P15～ |
| 第5条 歳出予算の流用 | …予算書P7 |
| 2. 議案第73号 平成29年度四日市市桜財産区予算 | …予算書P237 |

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 3. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第7目 財産管理費 | …補正予算書P30～ |
| 第21目 諸費 | …補正予算書P32～ |
| 第11款 公債費 | …補正予算書P50～ |
| 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） | …補正予算書P11 |

【総務常任委員会】

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 4. 議案第77号 四日市市税条例等の一部改正について | …議案書P17～ |
|-----------------------------|----------|

財政経営部・会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

…予算書P22～

第3条 地方債

…予算書P17

第4条 一時借入金

…予算書P7

2. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書P18～

第4条 地方債の補正

…補正予算書P14

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

…予算書P82～

2. 議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費

…補正予算書P30～

その他

1. 所管事務調査について（冒頭で提案があれば）

2. 2月定例会議会 議会報告会について（役割決め）

日時：平成29年3月29日（水）午後6時30分～ 場所：総合会館7階第1研修室

役割：報告者、シティミーティング司会

3. 休会中所管事務調査について

テーマ：お決めください。

※ 議会報告会の意見の仕分けも行います。

日程（案）：平成29年4月11日（火）午前10時00分から

平成29年4月12日（水）午前10時00分または午後1時30分から

予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成29年 3月14日(火)
10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第8款 土木費

第5項 港湾費（四日市港管理組合負担金）

…予算書P198～

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成29年 3月31日(金)
本会議休憩中 第1委員会室

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 1. 議案第120号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第8号) | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第21目 諸費 | …補正予算書P14～ |
| 歳入全般 | …補正予算書P12～ |

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 2. 議案第122号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第1号) | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳入全般 | …補正予算書(2)P12～ |

【総務常任委員会】

- | | |
|------------------------------|---------|
| 3. 議案第124号 四日市市税条例等の一部改正について | …議案書P1～ |
|------------------------------|---------|

総務常任委員会事項書

平成29年4月12日（水）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. 大雪等の対策について

（その他）

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

3. 常任委員会報告会について

※日程 平成29年4月21日（金） 午後1時

4. 平成28年度 総務常任委員会 年間白書について

3. 委員長報告等

総務常任委員長報告（平成28年6月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第8号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正、及び、議案第9号四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営、ビラの作成の公営の限度額を引き上げようとするものであり、委員からは、今回の引き上げは消費税増税に伴うものかとの質疑があり、理事者からは、今回の改正については、消費税増税によるものであるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告（平成 28 年 6 月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 2 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算(第 3 号)について

【政策推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費 ≫

○第 2 条 債務負担行為の補正

中心市街地拠点施設整備事業（基本計画策定経費）

- Q. 平成 27 年 8 月定例月議会において、中心市街地活性化推進方策検討会議（以下、検討会議）の予算が附帯決議が付された上で可決され、1 年弱をかけ議論を行い、報告書が取りまとめられたが、中心市街地の活性化の議論の中、どのような経緯で図書館整備の話が出てきたのか。また、中心市街地拠点施設の機能の一つとして、図書館を想定するようになったのはいつか。
- A. 検討会議の 1、2 回目においては、中心市街地の活性化は、ハード整備ありきではなく、ソフト事業が重要であるとの意見や、施設とイベントの連携が必要であるなど、委員から各専門分野の意見が多く出され、幅広い議論がなされる中、図書館について意見を述べた委員もいた。3 回目以降は、具体的にハード整備を行う場合の候補地について議論がなされ、市から、市民公園、鶉の森公園、諏訪公園、庁舎東側広場の 4 か所を提示し、それぞれの候補地に施設を設置した場合に求められる機能について議論を行う中で図書館についての意見も出された。附帯決議も踏まえ、中心市街地の活性化には何が重要かということを中心に議論を進める中で、家でもなく、職場でもない心地よい第三の居場所であるサードプレイスの必要性について議論がなされ、そうした居場所や空間を創出するためには新たな機能を備えた図書館が必要ではないかという流れで議論が進められた。
- Q. 新図書館の新設・移転は、中長期的な視点から見れば必要な事業であるが、その立地場所が庁舎東側広場に決定したプロセスについて疑問を持つ。検討会議の委員は、中心市街地活性化に詳しい方が選ばれており、図書館の専門家等は選ばれていない。図書館の立地場所についての考え方を聞きたい。
- A. 本市では、過去から中心市街地活性化の議論がなされるとともに新図書館建設の議論がなされてきた。中心市街地活性化については、さまざまな議論が何十年來にわたって行われており、その中では、活性化の起爆剤として図書館を中心市街地に整備することについても議論がなされてきた。一方で、新図書館については、総合計画において、「具体的な立地場所の選定ののち新図書館に関する整備構想を策定する」との記述がなされている。このような状況下において、双方の課題を解決する施策として、総合的な判断を行い、中心市街地に図書館を立地するという判断を下した。

Q. 平成 22 年 9 月の新しい図書館のあり方検討会以降、新図書館について検討する会議体がない中で、唐突に、新図書館の立地場所が提案されたという印象を受ける。今回の上程された予算により、新図書館を含む中心市街地の拠点施設の基本計画が策定されることとなるが、本来であれば、新図書館の整備構想を策定する前に、検討会議のような会議体で新図書館についての議論を行うなど慎重なプロセスが必要ではないか。

また、本議案については、検討会議の報告書が本年 4 月に提出され、5 月の議員説明会を経て、6 月定例会に補正予算を上程という流れであるが、本来であれば、議員説明会での議員の意見を踏まえ、再度、議員説明会を開催し、補正予算を上程するという流れで進めるべきであり、拙速であると考えます。120 周年の記念事業として来年 8 月を見据える場合に、例えば、本年の 8 月定例会や 11 月定例会では間に合わないのか。

A. 総合計画にある市立図書館に関する記述のうち、前段部分については、平成 22 年 9 月の新しい図書館のあり方検討会の報告書を受けて、現図書館の課題解決に関する記述がなされており、後段部分については、総合計画策定における種々の議論の中で、新図書館の設置が必要との結論に達したことから、新図書館の整備構想策定に関する記述がなされることとなった。そして、立地場所が選定されていないことには、構想を策定することが難しいため、「具体的な立地場所の選定ののち新図書館に関する整備構想を策定する」という記述内容となった。これを受けて、第 2 次推進計画の最終年度である平成 28 年度に新図書館整備構想策定事業費 500 万円を位置付けた。しかし、立地場所について、中心市街地の検討会議の結果を踏まえた上で、選定することとしたため、今回の補正予算での対応となった。よって市としては、当初の計画より遅れているという認識であり、年度当初に上程すべき予算を少しでも早くという思いで、この 6 月定例会に補正予算として上程したという状況である。なお、立地場所の選定については、コンパクトシティの実現や公共交通利用の促進など市のあらゆる課題も踏まえた上で、中心市街地を選定することが望ましいと結論付けた。また、議員政策研究会新しい図書館を考える分科会においても、新図書館の立地場所として、近鉄四日市駅、JR 四日市駅周辺に図書館の設置を検討すべきと示されており、その点については、議会の意思と執行部の意思が一致しているものと認識している。

検討会議の議論の内容も踏まえ、今後の市の事業性を加味し、庁舎東側広場という結論を出した。そののち、議員説明会を経て、今回の議案上程となったが、本議案について、立地条件や他の情勢が大きく変動することがなければ、庁舎東側広場という結論は変わらないと考えていることから、今回、議案として上程した。また、必ずしも拘るものではないが、来年の 120 周年にタイミングを合わせ、ある程度の方角性を示したいと考えている。

(意見) 現状では、中心市街地活性化の視点から議論が行われており、その中で立地場所の選定を行い、その場所で新図書館をつくるというプロセスとなっている。新図書館の整備構想をつくる前に、図書館として大まかなイメージを描くべきと考える。

(意見) 120周年に拘らず、123周年でもよい。市民に喜んでもらうことを第一に考え、じっくり良いものを作り上げていくという視点も必要である。また、記念事業とするのであれば、コンセプトを持って、市民にしっかり発信を行うべきである。

Q. 中心市街地の活性化という見地からではなく、市として、図書館はこうあるべきというイメージを持ってしかるべきであると考え。最終的な結論が、中心市街地活性化推進方策検討会議と異なるものとなっても問題はないのか。

A. 検討会議の結論や議論を十分参考にする必要があるが、最終的には市としての結論を出し、考え方をまとめていくべきものと考え。市として、中心市街地活性化と新図書館建設という2つの解決すべき行政課題がある中で、どちらも解決が図れるような方策として、中心市街地への新図書館建設を考えている。図書館の中身については、当該補正予算による事業の中で、策定委員会の設置費用を計上しており、委員に教育長や図書館の専門家を選任し、図書館のあるべき姿を議論していきたいと考えている。なお、庁舎東側広場は、面積が2200㎡あり、容積率が500%であるため、最大で11000㎡の延べ床面積が確保できる。当該補正予算が可決されたのちは、策定委員会で議論を行うとともに、議会からの意見や市民からの意見をもらいながら、コスト面を十分考慮に入れ、必要な機能や面積について議論を行い、基本計画を策定していきたい。

Q. 検討会議において、図書館以外で、中心市街地活性化に寄与するとされた施設は他にあったか。

A. 中心市街地では祭りなど多くのイベントが開催され、多数の市民が関わっているが、イベント開催までにそれぞれの実行委員会等は別々の場所で何回もの議論を行っているという現状があることから、イベントの担い手が議論や連携等を行うことができる拠点施設を中心市街地に整備するべきとの議論があった。この議論も加味して、イベントが多く開催される三滝通りと中央通りが交差している庁舎東側広場を選定している。また、市民が本市に愛着を持てるような、そして、市外の方にも本市を知ってもらえるような、シティプロモーションの拠点となる情報発信機能を備えた施設を整備するべきとの議論がなされた。

(意見) 中心市街地活性化と新図書館の整備については、長年にわたって、議論がなされてきたという経緯がある。また、総合計画は、議決もされており、その内容については、議会としても責任を負っていると考え。今回、検討会議では、図書館をコア機能とした複合施設を整備することとなり、今後、施設の詳細な内容については基本計画を策定していく中で議論がなされるものと理解している。また、立地場所については、4つの候補地が挙がり、市として最終的には庁舎東側広場に意思決定をした。立地場所すら決めずに時間ばかりが経過するという時期はもう過ぎているものと考えており、市の意思決定に対して、議会としての決断をしていかなければならない。図書館の中身等の議論をする段においては、教育民生分科会や場合によっては全議員による議論を行う必要があるが、本議案については、当分科会として、結論を出していかなければならないと考える。

- Q. 中心市街地に人を集めるための図書館であり、図書館の本来の役割という視点からの議論がなされていないと考える。
- 個人的には中心市街地にサードプレイスのような居場所があればよいと考えるが、本市の市民にとって本当に必要であるか疑問であるが、どうか。
- A. サードプレイスについては、検討会議の中で多くの議論がなされ、本市だけでなく、他都市の中心市街地拠点施設に求められている機能であるとの意見もあった。サードプレイスは、普段、職場や学校と家を行き来するだけでなく、立ち寄って自分の時間を持ちたい人が訪れ、くつろいだり、談笑したりする憩いの場であり、図書館としての機能を確保した上で、一部にこの機能を持たせたいと考えている。図書館が単に本を借りて返すだけの施設とならないよう、新たな機能として、このサードプレイスの機能を付加したいと考えており、また、従来から図書館に求められていた機能でもある。
- Q. つくったら終わりではなく、つくった後も継続的に市民に対して利用を促すよう広報が必要である。サードプレイスは子どもから高齢者まで幅広い世代の方が利用する場であるが、それぞれの利用目的は異なっており、例えば、子どもたちが元気に動き回ったり、大きい声を出すと、迷惑となる場合もある。対策はどうか。
- A. 今後、基本計画等の議論の中で検討していくこととなるが、子どもが利用する空間と大人が静かに利用する空間をどのように分けていくかは、デザイン上の工夫も含め、今後、他市の事例も参考にしながら、検討が必要と考える。
- (意見) さまざまな利用者が気持ちよく利用できるよう、人員配置などソフト面も含めた対応を求める。
- (意見) 企画立案した者として、この案が最高であるという強い信念を持って、自信を持った答弁をしてほしい。拙速であるという意見も出ているが、検討期間の長さとは結果には相関はない。大事なことは、市民及び近隣自治体の住民にとってどれだけ魅力のある図書館にするかである。また、集客人数の目標設定が必要であり、さらに、施設に訪れた人たちをいかに中心市街地活性化という相乗効果を生み出す原動力へとつなげていくかをしっかり考えていかなければならない。蔵書の充実やPRの強化を行うとともに、訪れる人たちが魅力を創出するという視点を持ち、魅力ある施設の実現に向け、取り組みを進めるよう強く要望する。
- (意見) 平成22年9月の新しい図書館のあり方検討会以降、会議体を設けておらず、ずるずると時間ばかりが経過しているという認識はなく、議論がなされないまま、今回、この話が出てきたと考えている。新図書館についてしっかり議論をする場を設けて、合意形成を図っていくべきである。
- Q. 期待される効果に、民間の土地利用の誘導を促進するとあるが、公が土地を取得することも検討されているか。
- A. 現時点では考えていない。
- Q. 市庁舎は平成20年に免震化を行ったものの、建設後44年が経過しており、建て替えについても検討を考えていくべきと考える。一般質問では、伊勢神宮の遷宮方式のようにしてはどうかとの提案があったが、市庁舎建て替えに関する考え方はどう

か。庁舎東側広場に拠点施設を整備するのであれば、近隣の土地を取得するという考えも必要ではないか。

- A. 市庁舎の耐用年数は70年であり、あと30年程度はこの市庁舎を使うことになると思う。30年後は、総合会館及び市営駐車場も建設から60年程度経過することとなるため、その時点の状況を判断し、市庁舎だけでなく、総合会館や市営駐車場の建て替え、さらには、近隣の土地の取得も含め、一体的な計画検討が必要になってくるものとする。

(意見) この拠点施設にも密接に関係することであるため、大まかなイメージは早めに考えていくべきである。

- Q. シティセールスプロモーションではなく、本当のシティプロモーションができるような情報発信機能を整備するよう要望したい。また、防災機能や障害者差別解消法の合理的配慮という視点も持つべきと考える。

本市は、これから国体施設関連整備や中学校給食など多額の支出が予想されるが、財政的な面での考え方はどうか。

- A. 単にモノを売るなど狭義のシティプロモーションとならないようにしたい。また、今後の議論の中で、防災機能について検討を行うとともに、バリアフリー化などについては、障害者の方から直接意見を聴くなどして対応を行いたい。

財政面については、今後、基本計画を作っていく中で事業規模がどの程度になるかを見た上、投資の平準化が図れるよう、財政的な見通しを立てていきたい。

(意見) 自信をもって薦めることができるような施設整備を求める。

- Q. 導入機能が多く、庁舎東側広場の敷地面積では、対応しきれないのではないか。

- A. 敷地面積2200㎡、最大で11000㎡の延べ床面積を確保できるという中で、現在の図書館の延べ床面積4100㎡よりは広い面積を確保した上、ワークショップスペースのように従来から図書館に求められていた機能など、必要な機能を整備していきたい。

- Q. 検討会議に提出された、中心市街地活性化に向けたアンケートの結果等を見ると、中心市街地において充実する必要がある施設として、中心市街地の居住者や事業者の多くは、確かに「教育・文化に関連した施設」を求めているが、その他の資料やアンケートを見ても、市内全体の市民が本当に中心市街地への図書館建設を求めているのかは読み取れない。新図書館の立地場所の選定にあたっては中心市街地の方の意見を重視したということか。

- A. 商店街等からは、中心市街地への新図書館建設についての要望書が提出されており、尊重をしている。今回の立地場所の選定にあたっては、現図書館からどこへ移転するかという議論の中で、市でこのような施設を1カ所整備するとして、全市民が利用しやすい場所ということで考えると、おのずと中心市街地が浮かび上がり、加えて、中心市街地活性化にも寄与するという効果も考慮に入れて、庁舎東側広場を選定した。

- Q. 立地場所の選定において、土地利用の面が重視され、市民の利点や市民目線の観点不足ではないか。市民不在の議案とも受け取れるが、考え方はどうか。

- A. 中心市街地活性化と新図書館建設は行政課題であるとともに、さまざまな意見や市政アンケートの結果などから、市民も望んでいる施策であると認識している。この

大前提のもと、議論を進めており、決して市民不在の議案ではないと考えている。

(意見) 本議案については、中心市街地活性化に向けた拠点施設整備に付随して、図書館の立地場所が組上に載せられているというものであるが、本来、図書館は中心市街地活性化のためではなく、市民のための図書館でなければならない。

従来から中心市街地活性化は、産業生活常任委員会が所管であり、図書館は、教育民生常任委員会が所管である。そのため、総務分科会だけで議論するのではなく、複数の分科会に係る事項として、全体会で議論すべきと考える。

(討論) 新図書館を建設するという点について、反対するものではなく、また、立地場所についても、必ずしも反対するものではない。しかしながら、図書館についての議論が欠けていると考える。図書館は市民にとって非常に大事な施設である。図書館についての議論を踏まえた上で、中心市街地拠点施設の整備を進めていくべきと考えることから、当該予算について反対する。

(討論) 新図書館の整備に向けて、前に進めていくべきと考えており、中身については、今後の基本計画策定等の中で、協議、議論を行っていくべきと考えることから、当該予算について賛成する。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

中村地区緑地公園整備用地売却及び貸付の歳入について

- Q. 取得単価が平米当たり 8600 円であったが、今回不動産鑑定を行ったところ、単価が 100 円上昇し、8700 円となった。売却単価の算出はどのように行ったのか。
- A. 市が支出した各経費は相手方に負担してもらうという考えの下、売却単価は、取得価格に取得経費、管理経費、処分経費を加算し、端数を切り上げ、9200 円とした。
- Q. 中村地区緑地公園整備の現状はどうか。
- A. 将来の工業用地として利用することも想定していたことから、緑地公園としては、散策路を設置しているのみである。
- Q. 東芝への売却を見込んで購入した土地ということか。
- A. 平成 20 年に東芝が新棟を建設するという話があった際に、岩手県北上市と誘致合戦が繰り広げられる中、東芝が用地買収を進める中で、地権者から隣接する土地と一緒に買ってほしいとの申し出があり、事業計画用地のみの取得とする東芝の方針があり用地買収が進まなかったことから、市として、東芝を誘致するために、取得をしたという経緯がある。
- Q. 借地の管理は、東芝がするのか。また、市民はこの敷地には入れなくなるのか。
- A. 東芝が管理することとなる。現在工事中であり、看板等で立ち入らないよう表示がされている。
- Q. 中村地区緑地公園整備用地のうち、調整池を含む残った土地はどこが管理するのか。
- A. 当該地を含めた周辺の山林を流域とする調整池であることから、引き続き市が管理していく。
- Q. 市が管理する調整池に東芝からの水は流れ込まないのか。

- A. 東芝の敷地内の雨水は、東芝が管理する調整池に流入する。なお、工業排水等は現在、いずれの調整池も経由せず別の経路で排水している。
- Q. 市が管理する調整池と東芝が管理する調整池の水は、両方とも半谷川に流れるのか。
- A. その通りである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第2号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費、及び 第2条債務負担行為の補正については、賛成少数で、複数の分科会に係る事項として全体会審査に送ることとし、その他の部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告

(平成 28 年 6 月定例月議会最終日上程分)

総務分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 12 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算(第 4 号)について

【政策推進部及び財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費 ▶

Q. 北勢 5 市 5 町により組織する「FUTURE 2 1 北勢」で議論を開始したが、3 市 1 町から参加の合意が得られなかった理由は何か。

A. 広域連携促進の枠組みについては、昨年の秋から協議を重ねてきた。5 月の申請直前まで意向確認を行ってきたが、結果的に 3 市 1 町は参加を見送ることとなった。なお、理由については、それぞれの市町の判断によるものである。今後も参加市町の拡大は可能なため、適宜呼びかけを行っていききたい。

Q. 広域連携を行っていく分野について、絞り込んで調査研究を行っていくのか。

A. 「FUTURE 2 1 北勢」の議論の中では、広域観光、広域防災の分野が浮かび上がってきたが、本委託事業においては、幅広い分野について調査研究を行った上、効果的な分野について、抽出していききたいと考えている。

Q. 国に対してどのような成果物を提出するのか。

A. 調査研究の内容やシンポジウムの開催実績及び費用の支出等についてを実績報告書としてまとめ、国に提出することとなっている。

(意見) 今回参加を見送った市町が関心を示すような魅力ある内容を検討してほしい。

Q. 当初、北勢 5 市 5 町での連携を目指しながら、2 市 4 町でのスタートとなったことについて、国の事業採択上、問題はないのか。

A. 今回、国は、2 市 4 町での枠組みで事業を採択している。連携中枢都市の要件を満たす本市が入っているため、事業採択上の問題はない。

◀ 歳入全般 ▶

別段質疑及び意見はありませんでした。

【結果】

以上の経過により、議案第 12 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算(第 4 号)、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費、及び歳入全般については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成28年8月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第18号 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、委員から、三泗鈴亀農業共済事務組合への派遣人員の算出方法を問う質疑があり、理事者からは、作付け面積などを基に算出しているとの答弁がありました。

また、委員からは、県内の農業共済事務組合等の1組合化を進めることになった経緯について質疑があり、理事者からは、経営基盤の強化の観点から、全国的に1県1組合化が進む中で、三重県においても平成29年度から1組合化することとなったとの答弁がありました。さらに委員からは、今後組織のスリム化に伴い人員は減少するのかなどの質疑があり、理事者からは、現状は18名であるが、平成31年度には14名となる予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、三重県農業共済組合への派遣は2年間とのことであるが、根拠規定はどうかとの質疑があり、理事者からは、一部改正条例の第2条に三重県農業共済組合を削除する規定を設け、平成31年4月1日から施行することで、対応が行われているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今後の運営について質疑があり、理事者からは、1組合化ののちも、三泗鈴亀を含めた現在の

各農業共済事務組合は支所という形で残り、各種共済の引き受けや被害状況の確認等の業務を継続して行っていく予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第19号 四日市市特別会計条例の一部改正につきましては、三泗鈴亀農業共済事務組合において引き受けを行った農業共済事業の一部を四日市市が引き継いで実施をするため、特別会計を設置するものであり、別段質疑および意見はありませんでした。

次に、議案第20号 四日市市税条例等の一部改正につきましては、委員から、わがまち特例において、参酌基準と異なる率を採用した自治体はあるのかとの質疑があり、理事者からは、県内の全ての市で参酌基準の率を採用するが、全国的には、参酌基準を上回る率や下回る率を採用する自治体もあるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、わがまち特例が適用される市内の発電設備の現状について質疑があり、理事者からは、対象となる発電設備は、現時点では太陽光発電のみであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、地方法人税の税率を引き上げ、法人住民税法人税割を引き下げる国の意図は何かとの質疑があり、理事者からは、地方交付税の原資にすることが目的であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、大幅な税収減が見込まれるが対応はどうかとの質疑があり、理事者からは、税収減を想定した財政運営を行う必要があると考えるが、消費税増税の先送り

に合わせて制度改正も先送りになることが見込まれるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、市の財政運営において、消費税増税に伴う税収増と本制度改正に伴う税収減の関係はどうかとの質疑があり、理事者からは、消費税増税との関係はわからないが、法人住民税法人税割については、平成26年度の税制改正においても、2.6%が引き下げられ、今回の改正では、3.7%が引き下げられる。一方で、外形標準課税の拡大や各種控除の縮小による課税ベース拡大もあるが、税収は減少すると想定されるとの答弁がありました。

次に、議案第29号 動産の取得につきましては、インターネット分離環境機器及びソフトウェアを取得しようとするものであり、委員からは、インターネット分離環境機器の設置場所について質疑があり、理事者からは、サーバ、ディスク装置、ネットワーク機器の全てを庁内に設置するとの答弁がありました。また、委員からは、環境構築に高額な費用を要するが、相応の効果はあるのかとの質疑があり、理事者からは、情報系端末のネットワークからインターネット接続を切り離すことで、インターネット経由によるウィルス感染等を防ぐことができ、セキュリティは格段に向上するものと考ええる。また、情報セキュリティの強化に関する国の要請にも対応ができるとの答弁がありました。さらに、委員からは、他の自治体の対応状況について質疑があり、理事者からは、大半の自治体が対応に取り組み始めたところであるとの答弁がありました。

議案第31号ないし議案第33号につきましては、いずれも動産の取得議案であり、それぞれ消防ポンプ自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車3台を取得しようとするものであります。

委員からは、議案に対する市民意見において、取得議案と予算議案の上程時期が異なる理由および火災現場等への出動経路上に踏切などがある場合の対応を問う意見があるが、どうかとの質疑があり、理事者からは、予算議決ののち、入札、契約となるため、この時期となる。また、出動経路については、踏切の遮断時間をJR等に確認しており、踏切に限らず、道路上に通行障害が発生した際には、速やかに情報を把握し、当該箇所を回避した経路で現場に向かうとの答弁がありました。

また、他の委員からは、入札辞退への対応について質疑があり、理事者からは、設定価格の低さなどが要因に考えられるが、メーカーにも聴き取りを行いながら、今後の対応を検討したいとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました7議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成 28 年 8 月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 17 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算(第 5 号)について

【消防本部/危機管理監・経過】

○第 2 条 債務負担行為の補正(関係部分)

〔仮称〕北部消防分署整備事業費

Q. 今後の活用にあたっては、県と協定を結ぶのか。

A. 県の土地に消防分署を設置することになるので、運用に支障のないよう県と協定を結ぶこととなる。

(意見) 平時においても、地域住民や消防団などが活用できるよう協議を行ってほしい。

Q. ヘリポートについては、海岸部の整備が遅れていると考える。また、液状化に対応したヘリポートの設置も検討すべきである。

A. 今後のヘリポートの配置については、液状化の問題も踏まえて十分検討をしていきたい。

(意見) ヘリコプター臨時離着陸場の活用においては、有事に備えて、平時から点検をしておいてほしい。

(意見) 有事の際には、ヘリコプターが着陸しますという看板を立てるなど、普段から周知しておくことが肝要である。

Q. 屋上ヘリポート設置の経緯と費用負担はどうか。

A. 当初は、県が山を削って地表面をヘリポートとして活用する予定であったが、その土地に消防分署を建設することになったことから、市がさらに消防分署の高さ相当分の山を削り、消防分署屋上にヘリポートを設置することになった。なお、ヘリポートは消防分署の施設として、市が設置費用を負担する。

【総務部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 9 目計算記録管理費≫

タブレット端末導入費

Q. 導入する 35 台の根拠は何か。

A. 部長級職員用として 26 台、臨時の貸し出しや問い合わせ用として、IT 推進課に 9 台を導入する。

Q. 委員会等で活用するのであれば、部長級だけでなく課長級職員まで拡大するという

選択肢もあるのではないか。

A. 委員会開催時にはIT推進課に置く9台を、4常任委員会に2台ずつ配置して対応したいと考えている。

(意見) 会議を効率よく執り行うため、また、情報共有の観点からも今後の台数拡大について検討をしてほしい。

(意見) 情報共有が最も重要である。ペーパーレス化を本気で進めるのであれば、台数を増やす必要があるのではないか。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 地方債の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【議会事務局・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第1款議会費▶

会議用システム関係経費

Q. 会議用システムは理事者も共有するのか。

A. 理事者も会議用システムを共有し、委員会審査の際に活用していく。

Q. 理事者の使用台数を増やすことは可能か。

A. 理事者は今回の補正予算により35台を導入するが、会議用システムは最大200台まで対応ができる。

Q. 委員会審査等で十分な活用ができるよう、部長級だけでなく課長級職員までタブレットを持つべきと考える。事務局として理事者に働きかけてほしい。

A. 円滑な委員会審査に向け、タブレットの配付対象の拡大を働きかけたい。

Q. 運用支援とは何か。

A. システムの使い方の指導等である。

Q. 仕様は確定しているのか。

A. 仕様書の案を議会運営委員会で示しており、現在、各会派で確認中である。

Q. 予算額はどのように算定したのか。

A. 業者から参考見積りを提出してもらい、予算計上した。

(意見) 現状、アプリのインストールは禁止されているが、会議用システムが導入されたのちは、一定の基準を設けて、アプリのインストールを認めていくべきと考える。

【結果】

以上の経過により、議案第 17 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）における当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

決算常任委員会総務分科会長報告(平成 28 年 8 月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 13 号 平成 27 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【政策推進部・経過】

〈歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費〉

シティプロモーション推進事業費

Q. 東京でのシティプロモーションイベントにおける観光大使の参加状況はどうか。

A. 三重テラスイベントを平成 25 年度に 1 回、平成 26 年度に 3 回、平成 27 年度に 3 回開催しているが、観光大使の参加状況はそれぞれ、1 回、3 回、1 回の計 5 回、7 名となっている。なお、平成 28 年 7 月のイベント開催の際にも 1 名の観光大使に参加してもらっている。

(意見) 観光大使の多くが東京で活動をしているので、さらなるイベントへの参加を求めるべきではないか。ある観光大使から観光大使として何をすべきかわからないとの意見も聴く。具体的に仕事を要請していくべきと考える。

Q. 観光大使にマイナスイメージが付いた場合の対応はどうか。

A. 犯罪等の不祥事が起こった場合には、必要な対応を検討することになる。

Q. 工場夜景の観光資源化を進めるにあたっては、シティセールス用ポスターを作ってイメージ戦略に取り組んだことはわかるが、東京事務所として具体的にどのような役割を果たし、どう他部局と連携したのか。

A. 東京事務所としては、工場夜景の観光資源化に至るきっかけ作りを行った。その後、政策推進部と商工農水部が連携していく中で、コンビナート夜景クルーズを実施する事業者が決まり、実現の形に至った。また、単に工場夜景を鑑賞するだけでなく、コンビナート企業OBの協力を得て、物語を話してもらっている。

(意見) ツアー客だけではなく個人の旅行や、さらには、一部のマニアだけではなく多くの人たちに来てもらえるような仕組みが必要である。今後も工場鑑賞の専門家の意見を伺ったり、首都圏の利用者のニーズを吸い上げたりしながら、市内の他の観光資源との連携に取り組んでほしい。

Q. 東京で四日市をPRすることの効果はどうか。

A. その都度、効果を検証しながら、マンネリ化しないよう努めているが、継続的にイベントを開催することで、四日市の周知が図れているという実感もある。また、三重テラスイベントでのアンケート調査においては、8 割の方が四日市に行ってみたいと回答している。今後さらなる都市イメージの向上を進めたいと考えている。

Q. イベントの来場者の多くが四日市や三重にゆかりのある人か。

A. アンケートによれば、9 割程度が首都圏在住者である。また、出身地については、

5割程度が首都圏出身であり、1割程度が三重県出身である。

Q. イベントの周知、広報ツールは何か。

A. 三重テラスを通じた広報や三重の応援団登録者へのメールマガジンの配信を行っている。また、東京の新聞社を回って記事を載せてもらっている。

Q. 三重テラスは今も盛況か。

A. 三重テラス・三重県・津市・四日市市等で、情報交換会を毎月行っているが、三重テラスが開設して3年を迎える今でも多くのイベントが行われており、活発な取り組みがなされている。

Q. 以前、三重テラスで三重県がIターンやUターンの促進イベントを開催していたが、本市は参加していなかった。考え方はどうか。

A. 本市においても、交流・定住の促進に取り組んでいく姿勢であり、今年7月の三重テラスイベントでは、交流・定住に関するテーマで開催した。同じく7月に、三重県移住相談センターの相談会に参加している。今年度もあと2回、取り組みを予定している。

(意見) 定住促進に向けた活発な取り組みに期待する。

Q. 本市は他の都市に比べ、外国人観光客が少ない。首都圏だけでなく、関西方面へのアプローチが必要ではないか。

A. 東京事務所としても、インバウンドを意識したイベントを実施している。東海地域東京事務所連携イベントでは「昇龍道」をアピールした観光客誘致も図っており、英語版の資料を準備するなどの対応を行っている。

(意見) SNSを活用するなど、海外への発信力を強化すべきである。今後、広域連携を進める中で、例えば、湯の山温泉と連携して観光客の誘致を図るなど、さまざまな戦略づくりに取り組んでほしい。

Q. 島根県のアンテナショップには、旅行代理店が入っており、その場でツアーの申し込みができるようになっていた。三重テラスにおいても、県内の他市町が連携したツアーが提供できるように、東京事務所から提案できないか。

A. 前述の情報交換会の場で提案をしたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

情報発信事業費

Q. 本市のホームページのデザインが某市と似ているとの指摘が以前になされたが、その後の対応はどうか。

A. 可能な範囲で差別化を図りたいとの答弁を行っており、広報戦略会議での意見も踏まえながら改善を図っているところであるが、レイアウトの枠組み上の制約があり、抜本的な改善は難しい。来年度に行うホームページのリニューアルにおいて、使い勝手を最優先にしつつ、独自性のあるホームページが構築できるようにしたい。

AR機能活用事業費

Q. サービスが停止していた期間はどの程度か。また、サービス停止期間における費用負担はどうか。

- A. 昨年 12 月 15 日に旧アプリの利用が停止され、今年 7 月に新たに開発されたアプリで再開した。平成 27 年度の費用については、12 月 15 日までの日割りで計算をしている。
- Q. 新たな開発の費用はいくらか。
- A. 32 万円程度である。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費》

市制施行 120 周年啓発推進費

- Q. 記念事業の啓発においては、市民の期待感を醸成するような仕掛けが必要である。100 周年や 111 周年の経験も踏まえ、また、公募により選ばれたキャッチコピー「120 年の絆、これからもずっとこの街で—四日市。」をしっかりとテーマに据え、120 周年記念に向けて事業を進めていくべきではないか。
- A. 予算立てが遅れた 111 周年の反省も踏まえて、120 周年記念事業では、早めの事業展開を行っている。本年度予算では、実行委員会準備会を立ち上げる経費等を計上している。実行委員会準備会の中で、しっかりとしたコンセプトづくりを行い、来年度につなげていきたい。
- (意見) キャッチコピーの浸透とさらなる事業展開を強く求める。

職員政策提案制度

- Q. 政策提案のテーマがシティプロモーション関係に偏っていると考えるが、どうか。
- A. 指摘のような傾向はあるが、応募された 11 件の中には、市民協働や子育て、あすなろう鉄道に関するものもあった。なお、テーマを設けて募集することも検討したが、職員の自由な発想を引き出すことを優先させている。
- Q. 若手職員の育成を目的とする制度か。
- A. ターゲットは若手職員であるが、限定してはいない。応募状況としては、採用 1、2 年目をはじめ、主幹級以下の若手職員が多い傾向である。
- Q. 評価検証報告書にもあったが、各推進計画事業の深化が求められている。若手中心で新規事業を研究することも大切だが、政策提案制度を用いて、推進計画事業の深化に資するような提案が出てきてもいいのではないか。
- A. 政策提案については、提案者によって毎年意欲的に調査研究をしてもらっている。事業の深化については、政策推進監をはじめ、各部局が連携を行い、常日頃から取り組んでいくことが必要である。
- (意見) 政策提案にかかる支出は、先進地視察が中心となっているが、事業の深化に向けて、幅広い支出ができるよう予算額を増やしたり、経験豊富な職員のアドバイスを受けるなど政策の精度が上がるような枠組みを考えてほしい。
- Q. 提案募集から最終審査まで 7 カ月程度を要するが、スピード感をもって政策を実行する方がより効果が挙がるのではないか。
- A. 提案時には、まだ内容が漠然としており、一定期間の調査・研究期間は必要と考える。
- Q. 女性職員からの提案はあるのか。

A. 提案の多くがチームによるものであるが、チーム内に女性職員が入っているチームもあり、女性職員を中心としたチームもある。

(意見) 女性職員の視点を取り入れられるような雰囲気づくりを進めてほしい。

土地開発公社経営健全化対策事業費（事務費等交付金）

「オオタカの営業位置の経年変化について」は、非公開で審査をいたしました。

(概要) 開発を行うとしてもオオタカへの影響が比較的少ないと考えられる場所に巢を移動させたことにより、企業から大規模な工場等の立地の申出があれば、専門家の意見を聞き、保全対策を計画したうえで、四日市市環境保全審議会に諮問し、同審議会の了解が得られれば工事を行うことは可能であると確認されました。また、政策推進部として、商工農水部とも連携しながら、企業動向を注視していくことが確認されました。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費＞

姉妹友好都市交流事業費

Q. 友好都市である天津市では昨年大きな爆発事故が起こったが、本市の対応はどうか。

A. 市長からお見舞いの書簡を送っており、天津市からお礼の手紙をもらっている。

Q. 本市は、中国との都市提携の場合、上下関係が生じる「姉妹」ではなく、「友好」都市と呼称するが、他市においても同様の定義がなされているのか。

A. 各市それぞれの解釈で運用している。

Q. 交流事業にかかる相手方との出費割合はどうか。

A. 代表団などが訪問する場合は訪問する側が航空運賃を負担し、滞在にかかる費用は訪問される側が負担する。

Q. 環境部が行っている環境交流事業においては、本市から環境改善のノウハウを提供するのであれば、天津市が費用を負担するべきではないか。

A. 本市が培ってきたノウハウを提供することで、環境面における世界への貢献や本市のPRという役割を果たしていると考えている。

(意見) 国際交流を推進することには賛成する。不公平感のないような取り組みを求めたい。

Q. 事業費のうち、「その他特財」は何か。

A. 自治体国際化協会からの助成金や、本市の国際交流基金からの繰入金等である。

Q. 市長の航空機のクラスは何か。

A. ビジネスクラスである。

Q. 真の国際交流を目指し、さらなる経済交流と文化交流を進めていかなければならない。例えば東京事務所として、フィリピンやイスラエルの大使館と接触し、交流をしていくことは可能か。

A. 市の政策的に必要な生じれば、東京事務所として活動を行っていききたい。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

四日市港管理組合 県市負担金

- Q. 大型クルーズ船の誘致について、霞ヶ浦だけでなく、千歳も含めた対応状況はどうか。
- A. 大型クルーズ船を誘致するため、今年度、四日市港管理組合において、300m級の客船が霞地区の港内で転回できるかを調査し、安全が確認されれば、大型クルーズ船の誘致を進めることが可能となる。長期的な計画として千歳では、第1ふ頭と第2ふ頭の間を埋め立てる計画があり、そこに岸壁を整備することで、客船を停泊できるようにする計画であるが、スペースの問題から大型クルーズ船の受け入れは難しいと考える。
- Q. 四日市港で行われる諸活動への参加者数が平成26年度に比べ減少している理由は何か。
- A. イベント内容に左右される面もあるが、継続的にイベントを開催することで、多くの人に参加してもらえるよう取り組んでいきたい。
- Q. 臨港地区内の分区における構造物の規制条例の改正により、商業施設等が立地できるようになるが、市民等に対し、広く周知を行っているか。
- A. 条例改正による規制緩和により、工業港区や漁港区にもコンビニやレストランなどが立地できるようになった。四日市港管理組合により周知は行っているが、現在、新たな立地はない。さらなる周知が必要と考える。
- Q. 建造から22年稼働した清掃船「かすみ」は、子どもたちに人気があり、夏休みの自由研究にしていたという話も聞く。新たな清掃船「じんべい」も、きれいな街づくりや親しまれる港づくりの象徴としての役割が担えるよう取り組みを進めてほしい。
- A. 社会見学などで活用できるよう四日市港管理組合に働きかけていきたい。
- Q. 親しまれる港づくりを推進するために、社会見学の受け入れ拡大が効果的と考えるが、対応状況はどうか。
- A. 四日市港管理組合では、従来から近隣の小学校を中心に社会見学の受け入れを行っていたが、今年度より民間企業と四日市港管理組合の職員通勤用のバスを活用してもらうことで、遠くの小学校の受け入れも可能となっている。
- Q. 防潮堤の管理について、三重県、四日市市、四日市港管理組合の管理区域がバラバラに分かれており、有事の際に機能しないことが想像できる。もっと単純な区分けにできないか。
- A. 有事の際にそれぞれの役割が果たせるように各管理者が連携して取り組んでいく。

【消防本部・経過】

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目日常備消防費》

一般職給

- Q. 平成28年4月1日現在の消防職員の現員は332名であるが、条例定数は361名である。考え方はどうか。
- A. 南北新消防分署の開設により定数増を図っており、必要な最低人員を確保しつつ、

予防要員の確保や救急ワークステーションの増員も踏まえて定数を規定している。

朝日・川越二町事務受託管理費

Q. 事務受託費のうち、委託料の内訳はどうか。

A. 消防庁舎の施設管理委託料や職員の健康診断の委託料が計上されている。

(意見) 桑名市との消防通信指令事務協議会の決算概要と記載内容を合わせるなど工夫をしてほしい。

貸与被服費

Q. 貸与被服の管理はどうか。

A. 年間の点数制で被服を貸与しており、職員の利用状況を見ながら、破損等があるなど必要があると認められた場合に更新をしている。なお、廃棄時には、再利用できないよう、割ったり切り裂いたりしている。

福利厚生費

Q. 過酷な現場へ出動した後に心のケア等が行われているのか。

A. PTSD（心的外傷後ストレス障害）の発症を防ぐため、災害後の凄惨な現場へ出動した後には、継続的にPTSDチェックを行っている。現在はいないが、対象者が出た場合には、産業医やこころの健康相談室を活用してケアをしていきたい。職員が長く健康に働けるような職場環境づくりに努めていく。

(意見) 市民の生命、財産を守ることも重要であるが、自らを守ることも重要である。より良い職場環境づくりを進めてほしい。また、市民に対して、消防の仕事について広く周知を図り、尊い仕事であることを理解してもらうことも必要と考える。

消防車両管理費

Q. ドラゴンハイパー・コマンド・ユニットに関する経費はどの費目か。

A. 国から無償貸与であるため、購入費は平成27年度決算に計上されていない。車検等の維持管理経費については、本市の負担となる。

消防関係事業活動費

Q. 油漏れなどが起こった際に使用する吸着マット等は、原因者の実費弁償か。

A. 原因者が特定できる場合には、求償する。なお、河川等に油が浮いていて原因者が特定できないケースもある。

Q. 消防車両の出動指令から放水開始までの時間について、平成27年は平成23年に比べ、20秒以上遅くなっているが、原因は何か。

A. 火災が発生する場所によって、必要な時間が大きく異なってくるのが原因と考える。資機材の改良や早期出動体制の構築などに継続的に取り組んでおり、時間短縮が図れるよう今後も努力していく。

(意見) 継続的な努力を求めるとともに、北部分署と南部分署の開設により、さらなる

時間短縮が進むことを願う。

(意見) コンビナート火災等の防止に向けて、企業に対して積極的なアプローチを行ってほしい。

Q. 119 番通報において、間違い電話が相当数あるが、原因は把握しているか。

A. 時報の 117 番や電話故障対応の 113 番と間違えるケースが多い。また、近年急速に普及しているスマートフォンにワンタッチで 119 番通報できる機能があり、その誤操作により間違い電話となるというケースも多く見受けられる。

(意見) 間違い電話の削減も含め、必要な人が必要な時に使ってもらえるよう周知啓発活動を行ってほしい。

救急関係事業活動費

Q. 救急搬送患者に対する病院の受け入れ状況はどうか。

A. かかりつけの病院や近隣の病院に問い合わせを行っているが、3 件目までで約 96% は受け入れてもらっている。全国的に見ても良好な状況である。

Q. 過去には 10 件以上問い合わせても受け入れ先が見つからなかった事例もあったが、平成 27 年度はどうか。

A. 平成 27 年度においても、10 件以上問い合わせる事例はある。救急搬送が立て込むことなどが原因と考えられる。

Q. 病院の受け入れは輪番制になっているにも関わらず、受け入れが少ない病院もあると聞く。消防本部として、各病院に対し、受け入れてもらえるよう要望してほしい。

A. 受け入れてもらえなかった場合には後日その理由について聴き取りを行っている。地域メディカルコントロール協議会の場において、受け入れ件数を示して改善の要望も行っている。引き続き病院との連携を強めていきたい。

Q. 救急車の出動指令から現場到着までの時間について、平成 27 年度が過去に比べ、遅くなっているが、原因は何か。

A. 出動件数が増加することによって、管轄内の消防署の救急車が出動中となり、管轄外の消防署から出動する事例が増えたことが主な原因であると考えている。

Q. 自署に帰る救急車が現場の近くにいる場合の対応はどうか。

A. GPS により現場に最も近い救急車が出動することとなっている。

負担金

Q. 三重県防災航空隊負担金は、出動実績に基づいて負担割合が決まるのか。

A. ヘリコプターの運航に要する経費は、県が負担しており、隊員 9 名の人件費については、県内 29 市町で負担している。出動実績に応じた負担金の増減はない。

Q. 全国消防長会負担金等が年間約 75 万円であるが、高くないか。

A. 全国消防長会負担金としては、年間 38 万 6 千円で、その他の負担金等と合わせると、約 75 万円となる。

＜歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 3 目消防施設費＞

新消防指令センター整備事業

- Q. 各消防本部の負担額について、桑名市の割合が高いが理由は何か。
- A. 費用負担については、共同で整備する部分は、人口割が70%、均等割が30%となっており、個別で整備する部分は、各消防本部が全額負担をすることとなっている。桑名市は、無線通信のアンテナを1基多く設置したことから、負担額が大きくなっている。
- Q. 本市の負担額については、朝日町、川越町の負担分も含まれるのか。
- A. 朝日町・川越町からの事務受託の負担割合に応じた負担分が含まれている。
- Q. 人員配置について、四日市市が15名、桑名市が12名であるが、両市の人口でみると本市の人員を増やすべきではないか。桑名市と十分合意ができているのか。
- A. 本市と桑名市が単独で運用していた時には、それぞれ18名、15名であったが、共同運用を始めるにあたり、協議を行い、それぞれ3名減の15名、12名の体制となった。なお、本年4月から菰野町が加わったことにより、四日市市14名、桑名市10名、菰野町3名の体制となっている。人員配置については、各市町とも合意している。

【危機管理監・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

自主防災組織活性化事業費

- Q. 地区防災組織による独自の防災マップの作成について、市から指導は行っているのか。
- A. マニュアル整備に重点を置いており、防災マップの作成については個別の指導は行っていない。
(意見) 各地区の状況をリスト化し、各地区の状況を把握しているのであれば、市として指導していくべきと考える。
- Q. 地区防災組織が実施する防災訓練の実施回数の目標と実績が同じ回数であるが、目標の立て方はどうか。
- A. 目標は前年に立てており、29組織がそれぞれ、災害対策本部運営対策訓練と避難所運営訓練を行ってもらえるように目標を立てた。

防災減災人材養成事業費

- Q. 家族防災手帳はどのように活用しているか。
- A. 家族防災手帳（大人版）は、全戸および市内の中学生に配付しており、地域の自主防災活動や家庭内で活用してもらおうよう周知を図るとともに、中学校の防災教室で活用してもらっている。家族防災手帳（こども版）は市内の小学4～6年生に配付しており、小学校の防火教室や家庭内での話し合いに活用してもらおうよう啓発をしている。
- Q. 新たに小学4年生や中学生になる生徒へも配付するのか。
- A. その都度配付していく。
- Q. 有効活用されるよう、さらなる周知啓発に取り組むべきではないか。

- A. 出前講座や各種訓練などで機会あるごとにPRはしているが、さらに力を入れていきたい。また、活用の実態についても注視していく。
- Q. 子どもたちに活用を促すことが効果的と考えるが、小中学校との連携を強めるなど働きかけを行ってはどうか。
- A. 小中学校で活用されるよう、さらなる連携強化に努めていきたい。
 (意見) 配っただけで満足するのではなく、市民に防災意識が浸透するよう定期的・継続的な取り組みを求める。
 (意見) 各地域で行わる防災訓練に持参してもらって活用することも必要ではないか。

防災システム整備事業費

- Q. 屋外拡声子局（防災行政無線）の音達試験の調査結果はどうか。
- A. 80%が「聞こえた」、14%が「聞こえなかった」、6%が「不在であった」と回答している。
- Q. 調査を受けて設置場所の見直しは行うのか。
- A. 無線の移設に関しては、地域と協議のうえ設置をしていることから、調査結果を地域に示すなかで、地域から要望や指摘があった場合には、相談や対応をしていく。
- Q. 安全安心防災メール登録者数が14400人であることをどう捉えているか。
- A. この数字に満足はしていない。できる限り多くの市民に登録してもらえるよう広報紙等を用いてさらなる周知啓発を図っていきたい。
 (意見) 31万人都市で、14400人は少ないと考える。もっと頑張ってもらいたい。
- Q. 職員も登録しているのか。
- A. 職員については、全員が非常参集メールに登録している。
 (意見) 災害発生時には、職員の安否確認、参集が重要になってくるので、定期的な確認をするようにしてほしい。
- Q. 災害発生時における庁内の情報伝達はどのように行うのか。
- A. 庁内放送を用いて行っている。また、地区市民センター等に対しては、MCA無線を用いて行っている。
- Q. 総合防災システムをより多くの市民に利活用してもらえようような取り組みが必要ではないか。また、当該システムを使えない方への対応はどうか。
- A. 各地区の防災訓練や防災講座、各種広報ツールを使って、幅広く周知を図りたい。総合防災システム（四日市市防災気象情報）を見ることができない方に対しては、防災行政無線や緊急告知ラジオなどで対応するとともに、近所同士の声掛けなどをお願いしていく。
- Q. 情報を得て行動につなげていくことが重要と考える。タイムラインの考え方も踏まえ、システムをバージョンアップすることも必要なのではないか。
- A. まずは、自分が住んでいる地域の災害時における危険性を認識してもらうことが必要であると考えている。情報に基づいて正しく行動してもらえよう引き続き啓発に取り組んでいきたい。
- Q. 大雨や洪水は、どの時点でどのような行動を起こしていくかが非常に重要になってくる。タイムラインの策定や総合防災システムを活用した情報提供を行っていくべ

きではないか。

- A. 地域ごとに特徴が異なることから、タイムラインの策定においては、過去の経験も踏まえて、地域で考えていく必要がある。今後、周知啓発を行い、地域と一緒に考えていきたい。

(意見) 手遅れにならないように、責任を持って取り組んでほしい。

避難施設等整備事業費

- Q. 指定避難所における収容人数の考え方はどうか。
- A. 「通常」については、寝泊りをすることを想定し、「暫定」については、風雨をしのぐなど一時的な避難を想定している。
- Q. 沿岸部においては、指定避難所と津波避難ビルを兼ねているが、津波避難ビルの収容人数の考え方はどうか。地域に対して周知を行うべきではないか。
- A. 指定避難所は体育館等を想定している一方、津波避難ビルは建物3階部分等を想定している。今後も引き続き、地域に対して周知を図りたい。
- Q. マンション等の津波避難ビルは、入口の開閉についての手続きを確立しておく必要があると考えるが、対応はどうか。
- A. 有事の際の入口の開閉については、行政、地域が一体となって建物の管理者も含め協議をし、地域住民への周知を図りたい。
- Q. 津波避難ビルは充足していると考えてよいか。
- A. 津波浸水予想区域において、住宅から500mの範囲内に設置するという条件は満たしている。
- Q. 収容人員の算出根拠は何か。強度に問題はないか。
- A. 避難フロアの面積を基に1㎡当たり1人で算出しており、建物設計時の積載荷重に照らして、強度的には問題ないものと考えている。

耐震化促進事業費

- Q. 一般住宅耐震化率の目標と実績が同じ値であるが、目標の立て方はどうか。
- A. 目標値は前年に定めているが、記載の実績値は推計値であり、5年に1回の見直しの折には目標値を下回る可能性もある。

緊急用貯水槽

- Q. 防災訓練で活用するなど、緊急時に確実に使えるよう定期的に確認が必要ではないか。
- A. 河原田小学校で行う市民総ぐるみ防災訓練において、緊急用貯水槽を活用した訓練を行う。各地区の防災訓練でも活用してもらえよう周知を行うとともに、緊急用貯水槽を管理する上下水道局とも連携をしていきたい。

PHVの導入

- Q. PHV（プラグインハイブリット自動車）を公用車として導入し、災害時の電力供給源とするという考えも持つべきではないか。

- A. 多くの費用が掛かるため、費用対効果を見極めなければならない。PHVを所有する市民の方に、災害時に協力してもらえるようお願いをしていく必要はあると考える。

【総務部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

一般職給

- Q. 一般会計の平成27年度における職員の増員分は、どこの課に配置されたか。
- A. 新たに課となった市民協働安全課や観光推進課、新たに設置された国体推進室、マイナンバー関連業務が増加した市民課、業務過多の介護・高齢福祉課、障害福祉課等において人員増を行った。また、技術職については、道路整備課、河川排水課、営繕工務課等で人員増を行った。
- Q. 一般会計において、平成27年度は前年度に比べ23名が増員されたにも関わらず、1人当たりの平均時間外数が増えている現状があるが、対応はどうか。
- A. 翌年度に業務量の増加が見込まれる所属に対し人員増を行い、また、所属においても業務改善を進めているが、時間外勤務の削減にまでは至っていないという状況である。なお、所属内においても職員によって時間外勤務にバラつきがあり、月100時間を超える職員もいる。健康管理の面からも、長時間の時間外勤務を行っている職員を減らす取り組みを行っている。
- Q. 時間外勤務が多い職員に対してどのような取り組みを行っているか。
- A. 所属長が所属内の時間外勤務状況を常時把握できるようにシステムを改修し、時間外削減に向けた指導を行っている。また、月80時間以上の時間外勤務を行う場合の決裁権者を所属長から部局長へと変更し、部内全体の状況把握に努めているところである。
- Q. 人事課としての取り組みはどうか。
- A. 時間外勤務が月100時間または複数月で80時間を超えた職員については、健康チェックリストを用いた健康管理を行っており、長時間の時間外勤務が継続する場合には、所属長や本人への聴き取りを行っている。
- Q. 聴き取りの結果、強制力を伴う措置は行われるのか。
- A. 強制力はないが、所属長に対し、業務の内容や偏りの分析、対応を求めるとともに、当該職員に対し、健康状態や今後の業務量についての確認を行っている。
- Q. 年間1000時間を超える職員に対しても、時間外勤務の抑制を強制することはできないのか。
- A. 強制はできていないが、年間1000時間を超える職員は、平成25年度の31名から平成27年度には20名に減少しており、削減の努力はしている。
- Q. 20名の部署はどこか。
- A. 市民課、障害福祉課、介護・高齢福祉課、保育幼稚園課、河川排水課、市立四日市病院医局などである。
- Q. 時間外勤務には所属長の承認が必要であるが、所属長として、当該職員が長時間の

時間外勤務を行わなければ、業務が処理しきれないと判断しているということか。

A. 所属長として、時間外勤務が必要と判断し、承認している。

Q. 正職員だけでなく、臨時職員等も増える中で、依然として時間外勤務が増えているという現状を重く受け止めるべきであり、労務管理やマネジメントの意識が低いと言わざるを得ない。民間企業では管理職に対し、マネジメント能力が強く求められる。また、監査からも指摘され続けているにも関わらず、一向に改善されていない。見える形での成果が必要ではないか。

A. 人事課としても様々な手法により、時間外勤務の適正化に努めているところであり、今年度、全庁を挙げて時間外勤務の削減に取り組むため、四日市市時間外勤務適正化対策本部を立ち上げた。マネジメントの視点も踏まえ、厳しく指導、監督を行えるよう組織的に取り組んでいきたいと考えている。

Q. 厳しい姿勢で、しっかりと計画を立てて取り組んでほしい。災害発生時等を除いて、通常業務において月 100 時間の時間外勤務はあり得ない。問題の根源が、管理職にあるのか、職員個人にあるのか、業務内容にあるのかを精査し、その上で、正職員、臨時職員等を適正に配置するべきである。人件費の増額分でどれだけの事業ができたかをよく考えるべきである。必要ではない残業もあるのではないか。市民にわかるような形での、時間外勤務削減に向けた計画策定と管理職による労務管理の徹底を求めたい。

A. 1 度台風など突発的な事態があれば、その対応に 15000 時間あまりの時間外勤務が発生するということもあり、臨時的な時間外勤務と経常的な時間外勤務を区別した対策を講じる必要があると考える。経常的な時間外勤務においては、人員増での対応を検討するとともに、業務改善などの検討も併せて求められている。また、職員数が増えているにも関わらず時間外勤務が増えているという点については、行政需要の増加への対応や市民サービスの向上という面もあり、成果をどのように捉えるかは難しい課題である。いずれにしても、今年度立ち上げた時間外勤務適正化対策本部において、管理職のマネジメント能力の向上や業務の改善を進めていきたいと考えている。

(意見) 根本的な見直しが必要である。来年度、改善されることを強く期待する。

Q. 時間外勤務適正化対策本部の具体的な取り組みはどうか。

A. 昨年度における所属ごとの時間外勤務の計画値と実績値を比べ、乖離が大きい所属に対し、原因および対策の検討を求めていく。また、職員ごとに時間外勤務のバラつきがある所属に対し、検証を求める。さらに、引き続き所属長が職員の時間外勤務を常時把握し適正化に努めるとともに、問題がある場合には随時、時間外勤務適正化対策本部へ報告を行い、対策を講じていく。

Q. 平成 28 年 4 月 1 日時点の職員数は、平成 9 年度に比べると大幅に減少しているが、時間外勤務はどうか。

A. 時間外勤務の総時間数、金額とも、平成 9 年度の方が多い。平成 10 年度の行財政改革大綱策定の前はコストがピークを迎えている。

(意見) 例えば、書類記入の際に丁寧な説明を行うことで、市民の満足度が向上することもある。見えない部分の成果をどう扱うかは十分な検討が必要である。時間

外勤務の削減に向けては、根本的な原因を探してほしい。

Q. スキルの確保と人事異動との関連性はどうか。

A. 職員のスキルを確保するためにも、以前に比べ異動サイクルは長めにしているが、近年は、新規採用職員も多いことから、所属内において、平均経験年数が一時的に下がる場合もある。

(意見) 新規採用職員のジョブローテーションについては必要と考える。市民からは、担当者がすぐ変わるとの声も聞くので、労働生産性を踏まえた適正な人事異動を行ってほしい。

Q. 監査からの指摘はどうか。

A. 過労死認定基準を超える時間外勤務に対する指摘や、所属をマネジメントする者は人件費に対し、コスト意識を持った対応を求めるとの指摘がある。

(意見) 問題のある所属に焦点をあて、分析することが必要である。

(意見) 時間外勤務が減らない原因がどこにあるかを十分に分析してほしい。また、時間外勤務の削減を人事評価に連動させてほしい。

調達契約事務費

Q. 入札において、辞退が発生しているが、打開策はあるのか。

A. 一般競争入札ではあまりないが、指名競争入札においては入札辞退が発生している。過去の実績や他市への参加状況も踏まえながら、出来る限り多くの業者に参加してもらえるように業者選定を行っている。各事業者の人員状況など、市として把握できない部分もあるが、競争性が担保できるような業者選定を今後も行っていきたい。

(意見) 行政が関われない部分も多分にあるが、入札における競争性を担保することが、行政の使命であると考え。入札辞退を抑制するような取り組みを求めたい。

Q. 優先調達について、現状の課題および今後に向けた取り組みはどうか。

A. 毎年目標を立てて取り組んでおり、今年度は、件数および金額において昨年度実績を上回るという目標を立てている。また、障害者施設からプレゼンテーションをしてもらっているが、お菓子などの食品等の提案が多く、需要と供給が合っていないことが課題である。

Q. プレゼンテーションは年何回開催されているのか。

A. 昨年度の開催は1回で、2日間に渡り、10施設にプレゼンテーションをしてもらった。

Q. プレゼンテーションの告知は広く周知がなされているか。

A. 市内全ての障害者施設に対し、周知を行っている。

Q. 市側が発注したいものを提示して、プレゼンテーションをしてもらっているのか。

A. 施設側から取り扱うものを紹介する形である。

Q. 市として何を求めているかを示して、需給のマッチングを進めることが必要ではないか。また、年1回の開催ではなく、半年ごとに行うことも検討してほしい。

A. 市が求めるものを示しながら、障害者施設と話し合いをしていきたい。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費＞

研修費

Q. 職員が海外で研修を受けたり、休職して留学するような制度はあるのか。

A. J C 青年の船とうかい号の参加については、特別休暇の付与を行っているが、休職して留学する制度はない。

(意見) 海外研修は、職員のバイタリティの向上やスキルアップになり、ひいては市民サービスにもつながると考えるので、制度の導入を検討してほしい。

Q. 研修を行うにあたっては、受講者の理解度や満足度ではなく、業務において研修がどう生かされたかという視点が重要であると考えますが、現状はどうか。

A. 派遣研修において、所属長に対し、フォローアップアンケートを行い、受講内容の活用や、受講者または職場がどのように変化したか等を調査している。また今年度、階層別研修の一部でも、所属長に対し、受講者の変化について受講後のアンケート調査を行い、把握に努めている。

(意見) 研修をより効果あるものにするよう工夫をしてほしい。また、マネジメント能力の向上のための研修も行ってほしい。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

選挙啓発費

Q. 今年の参議院議員選挙における、18歳、19歳の投票率はどうか。

A. 18歳が56.10%、19歳が47.43%となっており、合わせると51.88%である。

Q. 前回の市長選挙は34.9%で投票率が低かったが、今回の市長選挙における投票率の目標値はあるのか。

A. 投票率の目標値を設定することは難しいが、少しでも多くの方に投票してもらえよう周知啓発活動を行っていく。特に新たに選挙権が与えられた18歳、19歳をターゲットとして、通学路となる駅などで、選挙が行われることの周知を行っていきたいと考えている。

(意見) 投票率100%を目指すという気持ちで周知啓発活動に取り組んでほしい。また、本市独自の周知啓発活動を考えるなど、本市から全国へ発信できるような取り組みを進めてほしい。

(意見) 各地区で多くの選挙啓発イベントを開催してもらっているが、重要なのはイベントに出てこない方への啓発である。ひと工夫が必要になると考えるが、努力をしてほしい。

Q. 市議会議員選挙における選挙啓発の取り組みおよび成果はどうか。

A. 市議会議員選挙は県知事・県議会議員選挙と合わせて啓発活動を行っており、選挙啓発キャラクター「せんぴょん」のイラストを選挙ポスターやのぼり、投票所入場券に掲載して、親しみのある選挙啓発を展開した。また、市議会議員選挙においては、ポスター掲示場にQRコードを載せ、スマートフォン等で読み取ると選挙公報のページにアクセスできるようにしたり、選挙啓発学生会「ツナガリ」と連携して、近鉄四日市駅前で自転車タクシーを用いた啓発活動を行った。これらの活動がどの程度投票率の向上につながったかは検証できないが、広く市民に選挙啓発ができるようさまざまな活動を行った。

【会計管理室・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

会計管理経費

Q. 実地検査実施回数目標値はどのように設定しているのか。

A. 各所属において3年間に2回、検査対象を分けて実地検査を行っており、平成27年度の実施計画を基に目標値を設定している。

Q. 実地検査を増やすことはできないのか。

A. 他の業務を勘案すると、現状が限度と考える。

Q. どのような検査を行うのか。

A. 出納員として各所属の所属長に委任した事務が適正に行われているかを検査しており、支出命令の審査関係と現金・物品の出納関係に対象を分けて検査を行っている。具体的には、会計帳票の検査や備品の実査等を行う。

Q. 検査を続ける中で、経年的な傾向等はあるか。

A. 近年、監査から備品の実査をきちんとするよう指摘がされており、対応が進んでいるという実感がある。昨年度は、検査した所属全てにおいて実査がなされていた。

Q. 初めて会計事務担当者になった者を対象とする実務研修を行っているが、最も注意が必要なのは、事務に慣れてきた頃である。対応はどうか。

A. 指摘のような視点も踏まえ、実地検査により対応を行っている。

Q. ここ数年で、実地検査により問題となるような事例は発見されたか。

A. 日付漏れや印漏れ、備品の保管場所が異なるという事例はみられる。

Q. 意図的に日付を記載しないなど、大きな問題へとつながるような事例はないか。

A. 特にない。

(意見) 油断大敵であることを肝に銘じ、公金の横領等の犯罪が起こらないよう今後も取り組みを進めてほしい。

Q. 金券の中には、図書カードやクオカードがあるが、用途は何か。

A. 市政アンケート回答者に抽選で図書カードを贈ったり、市民緑地の無償提供者にクオカードを贈るなどお礼として使っている。また、四日市公害と環境未来館においては、環境関係の図書を買ってほしいという寄附者の意向のもと、図書カードで寄附を受けている。

Q. 図書カードによる寄附は他にもあるのか。

A. これ以外に聞いたことはない。

Q. 金券管理の厳正化は会計管理室が行ったのか。

A. 会計管理室、総務課、財政経営課が協議を行い、平成22年10月に「金券の管理の基本方針」を改正し、厳正化した。現在は、所属長が日々の金券の残高を毎日確認している。

Q. 公金の運用には、専門的な知識が必要であるが、職員の育成に向けた対策はどうか。

A. 研修等に参加してスキルアップに努めているところである。

(意見) より効果的な運用を目指し、専門知識を有した職員を育成できるよう力を入れ

て取り組んでほしい。

- Q. 政令指定都市等では、公金運用管理委員会なる組織が設置されているが、本市の対応はどうか。
- A. 公金の運用については、会計管理室と財政経営課で協議して、方針を決定している。公金運用管理委員会の設置については、現段階では検討していない。
- Q. 公金の運用方針は開示されているか。
- A. 開示していない。
- Q. 今後は運用方針や成果の開示が必要になるのではないか。
- A. 財政経営課と協議をしていきたい。
- (意見) 公金運用に係る方針等について、開示に向けた検討を行ってほしい。
- Q. 委託料が多いが、主な内訳はどうか。
- A. 収納データ作成業務委託料が 1620 万円、市税等口座振替業務委託料が約 167 万円である。
- Q. 収納データとは何か。
- A. 納入義務者が各金融機関で払い込んだ税金などの歳入金と納入済通知書を、指定金融機関である三重銀行が集約するが、その際に納入済通知書と歳入金を照合し、作成するデータである。

【監査事務局・経過】

《歳出第 2 款総務費 第 6 項監査委員費》

一般経費

- Q. 定期監査を行った中で、特に改善すべきと考える事項は何か。
- A. 財産管理における所属長の抽出実査と記録保存の徹底、労務管理の徹底および時間外勤務の縮減、ルールに基づく事務執行や上位職の牽制やサポートによる内部事務管理の改善、安易に分割発注していると思われるような随意契約を厳に慎むことなどである。
- Q. 時間外勤務の縮減については、意見し続けながらも改善が見られないという現状があるが、どうか。
- A. 今年度は、監査委員の意見として、所属長が時間外勤務の実態や原因を自らの目で実査すること、所属長は職員の心体両面のケアを行うこと、時間外勤務をコストと捉えること、説得力のある根拠に基づく増員要求をすること等が出されている。なお、内部事務管理の改善については、マニュアル作成などの措置状況を実際に確認するようにしている。
- Q. 随意契約についての意見は、どの程度の強制力があるのか。
- A. 監査の際には、監査委員から理由等について説明を求められており、担当課も強く認識していると考ええる。
- Q. 財産管理についての意見の実効性は十分か。
- A. 指摘事項がなくならないので十分とは言えない。
- Q. 所属長は、担当者の実査点数の 5%を目安に抽出実査を行うことが提案されている

が、これは履行されているのか。

A. 所属長が抽出実査を行うべきであることは、これまでも意見で述べられており、履行されるよう求めている。

Q. 監査事務局が抽出実査すべきものを指定することはできないか。

A. 担当者が全件チェックを行うことが前提であり、これを担保するために所属長が抽出実査を行うことを求めているものである。

(意見) 精度の高い固定資産台帳による財産管理が重要である。より実効性のある監査を求める。

Q. 指摘にとどまらず、改善策についても当該所属とともに考えるべきではないか。

A. 監査の実効性を高める取り組みが重要であることは認識している。今年度については、時間外勤務にかかる監査の意見に基づき、二役からの指示で、時間外勤務適正化対策本部の立ち上げにつながっている。今後も監査の実効性を高めるような取り組みを進めたい。

【財政経営部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

民間車両借上経費

Q. 契約をしているリース会社は何社か。

A. 契約の周期はさまざま異なるが、2社である。

Q. リース契約を一本化すれば、スケールメリットによりコストが下がるのではないか。

A. 契約の周期を揃えるためにコストが発生し、また、55台ある一元管理車両を一齐に入札すると、小規模事業者が参加できず競争性が担保されないことから、コストダウンにつながらないと考える。今後、リース契約の内容を見直すなど有効な手法を研究していきたい。

(意見) 他市の事例も参考にしながら多角的に検討してほしい。

Q. 市長車や副市長車をハイヤーに切り替える検討を行ったことはあるか。

A. 現状としては、市長車等の運転業務のほか、一元管理公用車の貸し出し等の車両管理を併せて委託している。指摘のような検討は現在行っていないが、さまざまな面から比較検討を行い、メリットがあれば、前向きに進めていきたい。

Q. 災害時に対応できるよう一定割合の公用車をPHVとしてはどうか。

A. PHVが環境への配慮や災害対応に役立つことは認識しており、費用対効果を踏まえ、一定の目標について研究したいと考えている。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

市有財産管理費

Q. 今後、公共施設をどのようにマネジメントしていくのか。

A. 昨年度策定した四日市市公共施設等総合管理計画においては、市が保有する施設の維持管理にどれだけのコストがかかるかを試算しており、今後、統廃合も含めた施設の最適化を進めていく必要があると考えている。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

債権管理適正化

Q. 督促はどう行っているか。

A. 督促状は法規定に基づき納期限から一定期間経過後に発送するもので、納期限ごとに発送している。

Q. 過去の滞納分への対応はどうか。

A. 催告を行っている。なお、納付能力があるかを経過観察しているケース等もあり、全ての滞納者に催告を行っているわけではない。

Q. 滞納者とは連絡が取れる状態にあるのか。

A. 相続等の発生により債務者が調査できていない場合や、市外での転居が繰り返され居所不明となっている場合など連絡が取れないケースもある。

Q. 連絡が取れない場合には、債権放棄を行うのか。

A. 手続的には議決を経て債権放棄を行うことも可能であるが、把握する限りで債権放棄を行ったケースはない。

Q. 一定期間に徴収できなかった債権は時効となるのか。

A. 税においては、一定期間相手の行方や財産の状況等が判明しない場合には執行停止を行い、3年が経過した場合に債権が消滅する。また、非強制徴収公債権や私債権については、債権ごとに時効期間は異なっている。なお、私債権については、時効の援用が必要である。

Q. 私債権においては、時効の援用が行われないことによる滞納が相当程度あるということか。

A. 平成25年度から全庁的に債権管理の適正化に取り組んでおり、相続人や連帯保証人に対する求償を行う中で、時効の援用による不納欠損も行っているが、時効の援用が行われず滞納となっている場合も一定額あるのが現状である。

Q. 昨年度に比べ、国民健康保険料の滞納額が2億円程度減少している一方で、介護保険料は700万円程度増加しているのはなぜか。徴収方法が異なるのか。

A. どちらも強制徴収公債権であり、徴収における権限等法的な位置づけは同じである。介護保険料においては、平成27年度に保険料の基準額が上がったことも要因として聞いている。国民健康保険料に比べ介護保険料は、債権回収に向けた主体的・定期的な取り組みが少し足りないという現状がある。

(意見) 国民健康保険料と同水準の徴収ができるよう担当部署に指導をしてほしい。

Q. 着実に成果を上げていくことについて高く評価をしたい。一方、成果を上げることで、時間外勤務が増えているということはないか。

A. 収納推進課の平均時間外勤務は、平成26年度に30.3時間であったが、平成27年度は23.8時間となっている。収納率を高め、収入未済額を減らし、かつ時間外勤務を減らしているという状況である。

(意見) しっかり成果を上げ、時間外も削減しているのは高く評価される。是非その姿勢を全庁的に広めてほしい。

Q. さらなる収納環境整備に向け、コンビニ収納の拡大やクレジット収納、ペイジーの

導入検討を進め、収納率を上げる考えはあるか。

A. 平成 28 年 1 月からは、市営住宅使用料、汚物取扱手数料、保育料がコンビニ収納に対応しており、汚物取扱手数料、保育料については、平成 27 年 11 月から口座再振替の取り組みを開始した。また、クレジット収納においては、先行して上下水道料金および病院診療費が対応している。税におけるクレジット収納やインターネットバンキングを利用したペイジーの導入は、検討課題であると認識しており、対象となる債権含め、今年度、検討部会を立ち上げており、課題の整理を行いたいと考えている。

Q. クレジット収納が病院診療費と上下水道料金に限定されている理由は何か。

A. 病院診療費は、退院の際にまとめて多額の支払いが必要になることから、利用者の安全性や利便性の向上を目的として導入している。上下水道料金は、電気料金やガス料金などの公共料金と足並みを揃えるために導入している。なお、税については、先進自治体への視察も行っているが、利用件数が少なく収納率の向上にも直接大きく影響していない状況である。今後は納税者の利便性向上の観点から導入の対象となる債権の範囲も含め検討していきたいと考えている。

(意見) ペイジーを導入している三重県との整合性も踏まえ、十分精査してほしい。

Q. 滞納整理業務の外部委託は行っているのか。

A. 税については委託業務内容に制限があるため、外部委託をせず自力で行っている。なお、病院診療費では、弁護士名で催告書を出しており、また、国民健康保険料では、国保連合会へ初期対応の電話催告を委託している。

Q. 滞納整理に関して国からの取り組み指導はあるのか。

A. そういった指導はない。

Q. 電話催告を請け負う民間事業者はあるのか。また、本市において電話催告の外部委託はしていないのか。

A. 電話催告を請け負う民間事業者はあるが、収納推進課では 8 名の嘱託職員により初期対応の電話催告を行っている。平成 14 年度からこの体制で行っており、ノウハウの蓄積もある。寄り添った催告や納付相談への誘導もでき、外部委託を行うよりも効果があると考えている。

Q. 税務署との情報交換は行われているのか。

A. 滞納者の居所等や申告状況などお互いが持つ情報を可能な範囲で提供している。

《歳出第 12 款公債費》

将来負担比率

Q. 将来負担比率は減少傾向にあるが、今後予定される投資を踏まえ、どのようにマネジメントをしていくのか。

A. 平成不況に伴い大量に発行された市債の償還が終了することで、近年、将来負担比率が良化している。今後も返済額以上の借入れを行わないという基本方針のもと、財政運営を行っていくが、国体関連施設等の大型投資が予定されており、単年度では借入れが返済額を上回る可能性もあるため、次の 4 年間の推進計画の中で、市債発行の抑制策も講じながらマネジメントしていきたいと考えている。

その他

- Q. 公会計改革を進め、部や課ごとの財務諸表を作成することで、人件費をコストと捉えたマネジメントができるようになり、ひいては労務管理にもつながると考えるがどうか。
- A. 人件費をコストとして意識することは重要と考える。公会計改革を進める中で、他市の事例を研究しながら、より良い手法を探っていきたい。
- Q. マネジメントに活用できる会計の実現に向け、取り組みを進めていくべきと考えるが、どうか。
- A. 部門別でコスト分析をすることは意義があると認識している。今後研究を進めていきたい。

【財政経営部 & 会計管理室・経過】

《歳入全般》

固定資産税

- Q. 東芝の投資規模について、把握しているのか。
- A. 第2棟の建て替えに約5000億円、第6棟の新設に約3600億円の投資を行うとされており、第6棟については、家屋分に約400億円、償却資産に約3200億円の投資を行うとされている。
- Q. 工事の進捗はどうか。
- A. 第2棟は今年の年末頃に完成し、第6棟は今年度中に造成工事を終え、完成までには、さらに1年から1年半ほどかかると見込んでいます。
- Q. 償却資産の投資はいつ頃から進むのか。
- A. 第2棟については来年から、第6棟については平成30年頃から投資が増えていくと見込んでいます。
- Q. 今年度は財政力指数が1.0を上回ったが、今後もこの状況が続くと考えているのか。
- A. 東芝の投資が計画通り進む場合には、平成31年頃までは、財政力指数が1.0を上回る状況が続くと考えています。

市たばこ税

- Q. たばこの価格のうち税金はいくらか。
- A. 1箱430円のたばこを例に挙げると、たばこ会社に153.27円が入り、それ以外は、消費税と地方消費税31.85円、国のたばこ税122.44円、県たばこ税17.20円、市たばこ税105.24円となるため、税金は約280円である。

事業所税

- Q. 平成27年度決算額で約29億円の収入となっているが、特例減免は終了したのか。
- A. 平成27年度当初においては、3/6および2/6減免の事業所が存在している。
- Q. 特例減免が終了した際には、収入額がいくらになると見込んでいるか。

- A. 平成 29 年 7 月に特例減免が終了したのち、平成 30 年度には、課税条件にもよるが、約 32 億円になると見込んでいる。
- Q. 収入未済額があるが、どのような状況か。
- A. 分割納付の申し出があったものであり、平成 28 年 4 月に完納された。
- Q. 延滞金の率は何%か。
- A. 納期限の翌日から 1 か月を経過する日までは 2.8%で、これ以降は 9.1%である。

特別とん譲与税

- Q. 全て市の収入となるのか。または、県へも配分されるのか。
- A. 特別とん税として国が徴収し、四日市港に入港する外国貿易船の課税純トン数に応じた額が本市に配分され、県には配分されない。

その他

- Q. 法人税は景気の変動により増えたり減ったりするが、地方揮発油税、自動車取得税にはどのような影響があるか。また、ゴルフ場利用税はどうか。
- A. 以前は、景気が良くなれば車の購入意欲が高まり、ガソリンの消費量が増えるなど、自動車取得税や地方揮発油税が増えるという傾向はあったが、高燃費自動車の増加等により景気の動向と税収の連動性が弱まっている。また、ゴルフ場利用税については、利用者数がここ 1～2 年回復基調にあるが、非課税である高齢者等の利用も多いことから、税収としては安定している。
- Q. 本市における今後の税収の見通しは立ててあるのか。
- A. 例年、中期財政見通しを作成している。今年度も作成後には議会に示していきたい。

【議会事務局・経過】

《歳出第 1 款議会費》

議員報酬等

- Q. 公務災害補償費の支出にかかるいきさつはどうか。
- A. 昭和 49 年に、当時の議長の命を受けた議員が水害の状況を確認に行く際に事故に遭われたことにより公務災害として認定されたものである。
- Q. 理事者からの要請を受け、正副委員長として行事に出席する場合は、公務災害補償の対象となるのか。
- A. 正副委員長という立場で出席する場合には、公務災害補償の対象となると考える。
- Q. 根拠はどうか。
- A. 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、認定委員会の意見を聴き、公務災害の認定を行うこととなる。
(意見) 理事者から発する文書について、公務としての出席要請であることがわかる表現とするよう伝えてほしい。
- Q. 議員共済負担金について、前年度に比べ平成 27 年度は約 1800 万円も増加しているが、要因は何か。

A. 全国組織である市議会議員共済会から毎年各市の負担率が示されており、市ごとの負担金額については、議員報酬月額×12か月×議員の人数×年度ごとの負担率で算定される。年度ごとの負担率は、平成26年度52.8%、平成27年度63.7%、平成28年度41.0%となっており、平成27年度の負担率が大きくなったことが、負担金増額の要因である。

Q. 平成27年度に負担率が増加した要因は何か。

A. 改選時において、受給権者は、将来の議員退職後に年金として受けるか、当該任期終了後に一時金で受けるかを選択できるという制度設計がなされており、平成27年度の統一地方選挙の際に、一時金の選択者が多くいたため、その原資が必要となり、負担率が上昇した。今後、受給権者の減少に応じた負担金額の減少が進むと考えられる。

市議会中継関係経費

Q. カメラ操作に高額な費用を要しているが、費用対効果はあるのか。事務局が行うことはできないか。

A. カメラ操作を含めた番組制作全体としての契約であり、カメラ操作のみを分離することは契約上できない。

Q. 臨場感があるカメラワークを行うことはできないか。

A. 来年度、中継カメラを更新する予定であるため、その検討に合わせて考えたい。

Q. 以前は解説が付いていたようだが、再び付けることは可能か。また、テレビ中継の画面に手話通訳を映し出すことは可能か。

A. 議会で費用対効果を考慮した結果、平成21年度から解説を行っていない。市議会中継関係経費は、平成20年度が約1500万円、平成21年度が約680万円であり、この差が解説の費用である。今後、解説を付けると判断された場合には、検討を行う。また、手話通訳の件に関しても、費用を含め検討が必要になる。

インターネット配信関係経費

Q. ライブ中継のアクセス件数が伸び悩む一方で、録画中継のアクセス件数が右肩上がり増加している。ニーズが大きいのであれば、過去4年間となっている録画ファイルの保持期間を拡大する必要があるのではないか。

A. 録画中継の開始当時に議会運営委員会で確認され4年間となった。議会運営委員会で保持期間の拡大について検討を行うのであれば、事務局として技術的な面も含め調査を行う。

議会広報広聴活動経費

Q. 参加者の固定化など議会報告会には課題も多く、先の議会報告会においては、時間が余った際にシティミーティングのテーマ以外の質問も受け付けてほしいとの意見があった。今後の議会報告会のあり方について事務局の考えはどうか。

A. 課題解決に向けては随時、議会運営委員会において議論を行っている。議会報告会のあり方については、より良い方向に向かえるよう議員とともに考えていきたい。

(意見) 議会広報誌の中で、各地区の出席者数を掲載すれば、少ない地区の出席者数が増えるのではないか。

Q. これからは、ただ「見せる」だけではなく、「魅せる」という観点が必要ではないか。先進事例を調査し、事務局からも提案してほしい。

A. 本会議の内容等を正確に伝えることが第一義であるが、議会広報誌やホームページなどで市民に興味を持ってもらえるような工夫を行っていくことが必要と考える。また、スクリーンを活用した取り組みも今後検討したい。

(意見) 事実を並べるだけではなく、市民に分かりやすいホームページ作りを検討してほしい。また、インターネット中継を行うにあたっては、補足の説明や資料を提示することも検討してほしい。

政務活動費

(意見) 昨今、政務活動費が世間を賑わせている。事務局として、引き続き政務活動費の支出の可否について、厳正な判断をしてほしい。議員も気を引き締めなければならない。

調査・情報収集関係経費

Q. 他市からの調査依頼の内容はどうか。

A. 他市の議員から議会事務局を通じて、本市の施策や本市議会の状況等を調査するものである。

議会諸交際費

(意見) 使用実態からいくと、「議長交際費」ではなく「議長諸経費」という名称にすべきと考える。

その他

Q. 議会のハード整備について、任期である4年間の整備計画を作成し、財政的な裏付けのもと、計画的な整備を進める必要があると考える。事務局の考えはどうか。

A. ハード整備を進めるにあたっては、関係部局と調整しながら、前もって議会運営委員会等に示している。今後、整備計画の策定について検討したい。

Q. 平成23年5月に議会基本条例が施行され、委員会審査の活性化が図られたが、平成27年度の委員会等の開催実績を踏まえた事務局の考えはどうか。

A. 議会基本条例の施行に伴い、通年議会が導入されたことから、休会中所管事務調査を中心に委員会活動が活発になり、条例施行前の1.7倍程度となった。平成27年度は前年度に比べ減少しているものの、活発な委員会活動が行われていると考えている。

(意見) 議員がしっかり働いていないという批判もある中で、より多くの所管事務調査を行うなど、さらなる活性化が必要と考える。日程調整が難しい面もあるが、午前、午後の2部制ではなく、午前、午後1、午後2の3部制とするなどの工夫を行い、開催しやすい環境づくりを進めるべきである。中断のない努力を行

い、その姿勢を市民に示し、信頼を得ていかなければならない。いかにして議会基本条例の質の高い運用を行っていくかが今後の課題である。

Q. 費用弁償の支給簿に会議名を記入する必要があるのか。

A. 事務局として、どの議員がどの会議に出席したかを把握するため、ひいては市民への説明責任を果たすために記入してもらっている。

(意見) 簡素化できるものは簡素化した方がいいと考える。

【結果】

以上の経過により、議案第 13 号 平成 27 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成28年11月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第45号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第46号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第47号 四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第48号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、いずれも本年度の人事院勧告等に準拠し、関係する規定を整備するものであり、議案第49号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正については、雇用保険法の一部改正に伴い関係する規定を整備するものであります。

委員からは、本市が過去に人事院勧告に準じなかったことはあるのか、また、他自治体の対応はどうかとの質疑があり、理事者からは、都道府県等では、独自で人事委員会を設置しており、人事院勧告と異なる対応を行うこともあるが、本市においては、過去から人事院勧告に準じた対応を行っているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員会委員長報告（平成28年11月定例会月議会）

総務常任委員会に付託された発議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第12号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、地方議会における多様な人材の確保を進めるため、広く国民が立候補しやすいよう地方議会議員の社会保障の充実を求めるものであります。

委員からは、70歳以上の議員が被保険者になる場合の取扱いが不明であるとの意見や、非常勤である議員が厚生年金制度になじむのかとの意見があり、これに対し、他の委員からは、いずれも、今後、地方議会議員の厚生年金加入の検討を行う際に議論を行うものであるとの意見がありました。

また、委員から、各派代表者会議において、合意の得られなかった会派より、意見書案に対する考え方が文書で示されたため、配付を行いたいとの申し出があったため、文書の配付が行われました。

委員からは、原案に加筆を行うなど文書の含意を踏まえた修正案の作成を行うべきであるとの意見があり、これを受けて、正副委員長により修正案が作成されました。

修正案について、委員からは、民主主義の根幹をなす議会に、より良い人材が集まるための土壌づくりは必要である。また、原案への加筆により、市民の理解を得ることの必要性

が加味されたことから、修正案に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、文書のとおり「議会・議員への信頼構築」という文言を修正案に記すべきではないかとの意見があり、これに対し、委員からは、修正案のある「制度構築に向けた国民的議論を行っていく」との記述にその意味を包含しているとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました発議第12号につきましては、全会一致により、お手元に配付いたしました修正案のとおり修正すべきと決しました。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成28年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第6号)について

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第8款土木費 第5項港湾費▶

四日市港管理組合負担金

Q. 霞4号幹線における国直轄事業の組替えとはどのような対応か。

A. 四日市港管理組合の主な国直轄事業は、霞4号幹線整備、24号岸壁補修、東防波堤補修の3つであり、24号岸壁補修、東防波堤補修の分の予算を霞4号幹線整備に組替えるものである。

Q. 組替えに伴い、四日市港管理組合の負担額に変更はあるのか。

A. 四日市港管理組合の負担比率については、霞4号幹線が3分の1、24号岸壁補修および東防波堤が45%であることから負担額は若干減少する。

○第3条 債務負担行為の補正

ARコンテンツ制作業務委託

Q. 効果の検証はどうか。

A. 市政アンケートによると、「3カ月以内に利用したことがある」人は1.3%であり、昨年より0.4ポイント増加しているが、広報よっかいちやちゃんねるよっかいち等に比べるとまだまだ低い数値である。

(意見) 情報発信手法が多様化される中、より効果的な手法が見出せるよう効果検証を行い、メリハリのある予算付けをしてほしい。

広報よっかいち作成業務委託

Q. 配達はどのように行うのか。

A. 市民文化部が連合自治会と委託契約を行っており、連絡員が配達している。

市政情報等提供番組制作業務委託

Q. 委託先はどのように選定しているか。

A. 公募型プロポーザルにより委託先を選定している。

Q. 番組は手話対応に加え、字幕対応になったとのことであるが、限度額はいくら増額されたのか。

A. 従前は、月3本の番組のうち、字幕を入れたほうがわかりやすい番組を1本選び、字幕対応を行っていたが、当該債務負担行為からは、全ての番組に字幕を入れるような仕様とした。なお、限度額は、1540万円から1820万円となったが、この増額には、手話通訳経費の増額も含まれる。

Q. 番組内容の評価や検証はどうか。

A. アンケートはがきや市政情報発信アドバイザーが参画する広報戦略会議などで評価、検証を行っている。市民リポーターの活用など市民目線を持った身近な番組作りに努めており、最近では、シティプロモーションの視点を取り入れたり、広報紙と連動するメディアミックスを行っている。

(意見) タイムリーな情報の提供など質の高い番組作りを心がけてほしい。

インターネット自動翻訳サービス業務委託

Q. 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の4カ国語に限っている理由は何か。また、他自治体の対応状況はどうか。

A. 他自治体においてもこの4カ国語が主流であると認識している。本市においては、8100人の外国人が在住しているが、約25%がブラジル人で、以下、韓国・朝鮮人、中国人と続くが、韓国・朝鮮人は日本語を話せる人が多いため、使用実態の多い順から4カ国語を選択している。

(意見) 韓国語やタガログ語に対応している自治体もある。経費が多くかからないのであれば、追加を考えてはどうか。

(意見) ウェブページを自動翻訳しても、添付のPDFファイル等が日本語であると理解ができないと考える。問い合わせ先を表記するなどの配慮が必要ではないか。

Q. 中国語は方言が多いが、翻訳では北京語を用いるのか。

A. 公用語である北京語を用いている。

Q. 4カ国語以外の問い合わせがあった場合の対応はどうか。

A. 現状として、4カ国以外の対応はできない状態である。

Q. 外部委託を活用するなど、4カ国以外にも対応できるよう検討を行ってはどうか。

A. 提案について検討をしたい。

【消防本部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

寝具取替え及び乾燥消毒業務委託

Q. 寝具は職員間で共有しているのか。

A. 個人貸与となっている。なお、北消防署北西出張所および南消防署西南出張所においては共有している。

Q. アンケートを実施するなど職員の声を聴き、快適な仮眠環境を実現してほしい。

A. 安全衛生委員会等において職員から意見聴取を行っているが、委員からの意見を踏まえ、今後も職場環境の改善に取り組みたい。

【危機管理監・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

防災気象情報提供業務委託

Q. 閲覧人数はカウントしているのか。

- A. カウントしていない。
- Q. 水位や雨量等の情報提供を行うだけでなく、段階ごとにどのように行動すべきかを示すことはできないか。
- A. 市民が適切な行動をとれるような情報提供の手法について検討していきたい。
- Q. 鈴鹿川には監視装置が設置されており、映像により状況を把握できるが、経費はどうか。
- A. 国土交通省が1千万円以上の費用を投じて設置している。
- Q. カメラの設置により、現場を目視したいという人も少なくなると考える。視覚情報の提供について検討をしてほしい。
- A. ケーブルテレビ会社が市内各所に設置しているカメラの活用について検討を進めたい。
- Q. 委託内容には、今後の雨量見込みについて、危機管理室からの問い合わせに24時間対応するとあるが、他部局のイベント開催時等に活用することはできないか。
- A. 危機管理室経由であれば活用できる。危機管理室も24時間体制をとっており、各部局からの問い合わせには対応できるようになっている。

テレメータシステム保守点検業務委託

- Q. テレメータシステムによる河川水位、雨量の計測データに基づき、警報や注意報を発表するのか。
- A. 当該計測データは、市が避難の判断に用いている。一方、注意報や警報は、津市地方気象台が四日市市における雨量等の基準に基づいて発表する。

【総務部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

平成29年度職員定期健康診断等業務委託

- Q. 産業医の選定は従前から行っているのか。
- A. 労働安全衛生法に基づき、従前から選定を行っている。
- Q. 当該業務の委託先を市立四日市病院としていない理由は何か。
- A. 市立四日市病院は急性期病院であり、健康診断業務を受けていないためである。
(意見) 市立四日市病院への委託について一度検討してほしい。
- Q. 産業医の選任にあたって、医者 of 専門分野を問うのか。
- A. 専門分野は限定していないが、産業医になれるのは、研修を受けるなど、所定の条件を満たした者に限られている。
- Q. 診察の際には産業医のところへ赴くのか。
- A. 産業医は本庁に常駐していないが、長時間労働に伴う面談等の際には来庁してもらっている。
(意見) 四日市看護医療大学では、産業看護についての教育も行われている。民間企業の例も参考にしながら、産業看護師の常駐について検討してほしい。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目諸費▶

過年度国県支出金等返還金

Q. 墓地使用料返還金の経年変化はどうか。

A. 当初予算は毎年 550 万円程度で推移している。引っ越し等により返還されるケースが多いが、今年度は例年より返還が多かったため、増額補正を行っている。

Q. 近年、墓地に対する考え方が変化しており、墓地を持たず、永代供養等を行う家も増えてきているが、返還金にその影響は表れているか。

A. 北大谷斎場の空き区画の募集を行うと、倍率は数倍となっており、現段階においては顕著な影響は生じていないものと認識している。今後とも社会情勢に合わせた予算編成に努めていきたい。

Q. 公園事業費補助金の返還について、国道1号の拡幅により中央緑地用地の一部を売却するが、当時の用地取得の際に国費が充当されたことから、その割合に応じた補助金を返還するものであるが、根拠規定は何か。

A. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定されている。

Q. 事業費の全額が国費である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）が、909 万円も返還される理由は何か。

A. 交付金事業はすべて実施されるが、入札差金の発生や補助事業において応募が満たなかったことなどの理由により返還金が発生した。

（意見）交付金を有効活用するため、申請事業の精査を行ってほしい。

◀歳入全般▶

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

施設保守管理委託等に要する経費

Q. 市庁舎空調用冷温水発生保守点検業務委託と総合会館空調設備機器保守点検業務委託では、点検回数や内容、金額等が異なるが、どのように積算しているか。

A. 国土交通省が作成する建築保全業務積算基準に基づき積算している。

Q. 市庁舎と総合会館の空調の仕組みはどうか。

A. 市庁舎、総合会館ともに、水を利用した空調方式であるが、水を冷水または温水にする際に利用するエネルギー源は、市庁舎がガス、総合会館が電気である。冷水または温水を各部屋に送り、ファンコイルユニットで熱交換を行うことで、冷風や温風をつくりだしている。

（意見）空調技術も進歩している。ランニングコストを考慮した設備管理を行ってほしい。

（意見）今後、国体関連施設の整備が進む。高効率な空調設備を設置できるよう、平米当たりのコスト比較などの分析を行ってほしい。

事務用機器等運用経費

- Q. カラーコピー機1台の3年リースで716万円もの限度額が設定されているが、高額すぎるのではないか。
- A. トナー交換などのメンテナンスを含んだ、1枚当たり4円50銭の単価契約としている。なお、過去の実績では年間約46万枚の印刷を行っている。
- Q. 印刷枚数が多いのではないか。
- A. コピー機を使用する都市整備部の業務の性質上、カラーコピーの印刷枚数が多くなっている。

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【議会事務局・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

市議会会議録印刷業務委託

- Q. 会議録の作成は、法律に基づく業務か。
- A. 地方自治法の規定に基づき作成している。
- Q. 配布先はどこか。
- A. 市民が閲覧できるよう地区市民センターや議員図書室等に配架している。
- Q. 市民に貸出ししているのか。
- A. 現在貸出しは行っていない。

よっかいち市議会だより印刷業務委託

- Q. 広報よっかいち作成業務委託に比べ、限度額が大幅に低い理由は何か。
- A. 広報よっかいちが月2回発行しているのに対し、よっかいち市議会だよりは、開会議会、定例月議会、緊急議会ごとに発行しているのみであることが大きな要因であると考えられる。
- (意見) 内容を充実するよう求める。
- (意見) 広報よっかいちとよっかいち市議会だよりを一括で業務委託することで、費用の削減を図れるのではないか。検討を行うよう強く要望する。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 議会費 ～ 第10款教育費(人件費補正分) ≫ および

議案第41号 平成28年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【総務部・経過】

育児休業

- Q. 育児休業の取得見込みはどのように算出するのか。
- A. 当初予算要求時において、既に申請されている育児休業を基に算出している。そのため、新規で取得した場合には、減額補正がなされることとなる。
- Q. 男性の育児休業の取得状況はどうか。
- A. 毎年1、2名である。
- Q. 他市に比べ少ないのではないか。男性の育児休業取得の推進はどのように行っているのか。
- A. 対象の職員に対し、所属長から制度の説明を行うなどの対応を行っている。
(意見) 市役所が率先して取得することで、民間企業への波及も期待でき、また、待機児童の減少にもつながる。男性の育児休業の取得を推進するよう要望する。

【結果】

以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第6号)のうち当分科会所管部分、および議案第41号 平成28年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成29年2月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第74号 四日市市職員定数条例の一部改正については、市立四日市病院において、必要な医療従事者を確保するため、職員定数を見直そうとするものであり、委員からは、この定数の増員は、市立四日市病院の第3次中期経営計画に基づき、コメディカル等の増員を図るものか、また、平成30年度の診療報酬の改定を視野に入れた対応かとの質疑があり、理事者からは、中期経営計画に基づき、がん医療推進や救急医療の体制整備、施設や機器の充実に伴う人員配置など、コメディカルを含め、市立四日市病院として必要な人員確保を図るものであり、病院経営の視点に立ち、診療報酬の改定も見据えたものであると認識しているとの答弁がありました。また、他の委員からは、定数の増員に併せた人員の確保に努めてほしいとの意見がありました。

続いて、議案第75号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、及び議案第76号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第77号 四日市市税条例等の一部改正については、国の法改正に伴い、それぞれ関係する規定を整備しようとするものであり、いずれも別段質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第84号 四日市市火災予防条例の一部改正につ

いては、重大な消防法令違反が認められる建物の名称等を公表する制度について、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、通知後14日が経過しても、是正されない場合には、ホームページで公表を行うとのことであるが、是正された際には、即日ホームページから削除するののかとの質疑があり、理事者からは、違反の是正を確認した後、速やかに削除を行うとの答弁がありました。また、他の委員からは、14日の期間を短くすることは法的に不可能なのかとの質疑があり、理事者からは、国からの通知においても14日が妥当と示されており、本市においても同様の判断をしているとの答弁がありました。

最後に、議案第90号 工事請負契約の締結については、北部消防分署整備事業工事の請負契約を締結するものであり、委員からは、平成30年4月開署に向けた工事計画について問う質疑があり、理事者からは、県の拠点防災倉庫整備と併せて工事を進めることとしており、議案可決後の来年度4月から建築工事に取り掛かり、来年度末までに完成する予定であるとの答弁がありました。また、委員からは、ヘリポート整備にかかる経緯について質疑があり、理事者からは、当初、県は当該地を広域防災拠点のヘリポートエリアとする予定であったが、当該地に市が消防分署を建設し、屋上にヘリポートを設置するという、双方にとって有益となる手法を選択し、本市の財産として消防分署に附属したヘリポートの整備を行うとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました6議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員会委員長報告（平成29年2月定例会月議会）

総務常任委員会に付託された発議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第15号 地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書の提出については、有権者が候補者の政策を知る権利を拡充し、よりよい地方議会の育成を図るべく、首長選挙と同様に選挙運動のために使用するビラの^{はんぷ}頒布を認める公職選挙法の改正を要望するものであります。

委員からは、選挙ビラの^{はんぷ}頒布を認めることとなった際には、配布枚数に制限が加えられると考えるが、選挙公営により、相当額の経費が必要となると考える。本市で実施した場合の想定費用はどうかとの質疑があり、理事者からは、現在市長選挙においては、選挙ビラ2種類合わせて1万6千枚、1枚当たり7円51銭という上限があるため、候補者1名に対し、12万円程度となっている。46名の候補者がいた前回の市議会議員選挙で選挙ビラの頒布が行われた場合には、印刷代として約550万円が必要となり、加えて、選挙ビラを頒布するためには、選挙管理委員会が発行する証紙が必要なため、証紙印刷代として、約40万円が必要となるとの答弁がありました。

また、委員からは、意見書の願意としては、政策本位のもと、より良い選挙運動が行われるよう求めるものであり、意見書にある「名前の連呼」は一定条件で認められており、「縁故頼り」は特に禁止されているものではなく、「選挙制度に

問題がある」わけでもないため、当該箇所が削除されれば、意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

これを受けて、他の委員からは、政策本位の選挙が行われるべきということが、意見書の願意であると認識しており、提案があった箇所を削除することに賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、選挙ビラの作成にかかる費用が公費負担ではなく、候補者の自費負担となることはないかとの質疑があり、理事者からは、公職選挙法の改正を検討する中で、議論がなされるものと考えるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、選挙ビラの頒布にあたっては、選挙管理委員会事務局の審査が必要になると考えるが、事務負担としてはどうかとの質疑があり、理事者からは、サイズなど形式的な審査をするのみであり、内容については、候補者の責任において作成することとなるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、公職選挙法改正にかかる国の動向について質疑があり、理事者からは、国において、平成28年に公職選挙法の一部改正が可決された際にも、委員会で、地方議会議員選挙において、選挙ビラを頒布できるよう検討を進めることが附帯決議として付されているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、意見書案では、選挙ビラの頒布を求めるだけに留まっていることから、その他の選択肢が含められるよう、幅を持たせた表現とすべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、審査期限の延期も視野に入れ、文言の修正を含め、議会全体の意見を反映すべきではないかとの意見があり、さらに、他の委員からは、インターネット選挙運動の解禁に合わせた、ウェブサイトの更新^{とう}等についても意見書に盛り込むなど、文面について、より深く議論すべきと考えるため、審査期限を延期すべきと考えるとの意見がありました。

このような議論を受けて、正副委員長により、委員からの意見を踏まえた修正案を作成することといたしました。

以上の経過により、まず、審査期限の延期について諮ったところ、賛成少数により、審査期限の延期は行わないことに決しました。

次に、正副委員長で作成した修正案による修正部分を諮ったところ、別段異議なく、修正案による修正部分は可決され、続いて、修正部分を除く原案について諮ったところ、別段異議なく、可決されました。

委員会修正案は、お手元に配付したとおりです。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成 29 年 2 月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 61 号 平成 29 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

【政策推進部・経過】

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

シティプロモーション推進事業費

Q. 移住・交流促進イベントは東京事務所が中心で行っているのか。

A. 首都圏で実施する際は、政策推進課と連携しながら、東京事務所が行っている。

Q. シティプロモーション推進事業の担当を観光・シティプロモーション課にまとめてはどうか。

A. 来年度は、マーケティング担当を配置することになるため、その中で事業の振り分けを行うことになると考えるが、現状としては、首都圏でのイベントは東京事務所が担当しており、昨年のお阪、今年のお神戸でのイベントは観光・シティプロモーション課が担当している。なお、移住促進については、政策推進課が相談窓口となっており、各部局と連携をしている。

Q. 移住の実績はどうか。

A. 平成 28 年度の移住者数の実績については、県全体で平成 29 年 1 月末現在、163 名となっている。地域別の内訳は、中南勢が 46 名、伊勢志摩 23 名、伊賀 40 名、東紀州 43 名、北勢 11 名となっている。

Q. 「都会すぎず、田舎すぎず」、「地域における中核都市での暮らし」を本市の暮らしの特徴としているが、これで本市を選んでもらうのは難しいのではないか。

A. 田舎暮らしを求める「移住」という視点で、本市を選んでもらうことは難しいと考えるため、本市の強みである、雇用をさらに促進するとともに、住みやすさを PR することで、若者や子育て世代が本市に転入をしてもらえるようにしたい。また、四日市にゆかりのある方々をターゲットとし、積極的に本市の情報を発信していきたいと考えている。今後も試行錯誤を行いながら、より良い手法を見出していきたい。

Q. 現役をリタイアされた方へのアプローチと子育て世代へのアプローチでは手法が異なり、マーケティングが必要である。転入してもらうには、雇用だけでなく、住居も重要な要素であり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されることに合わせて、国の補助制度も創設されることも予想されることから、国の制度を有効に活用し、暮らしやすい住環境づくりを進めてほしい。また、マーケティング担当を有効に活用し、他都市とは異なるターゲットを見つけ出してほしい。

A. 他都市とは異なるターゲットを見つけるため、来年度から配置するマーケティング担当を中心に、本市は、どのようなターゲットに照準を合わせるべきかについて議論を行いたい。

(意見) 子育て世代に住みやすいまちになるだけでなく、認知症等になっても最期まで安心して暮らせるまちとなるよう、政策推進部が旗振り役を担ってほしい。

(意見) 子育てするなら四日市だけでなく、介護するなら四日市と言われるような施策展開を望む。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

広報広聴活動費

Q. 過去の決算審査において、市政アンケートをインターネットでも回答できるような仕組みを検討したいとの答弁があるが、対応はどうか。

A. 平成28年度に初めてインターネット回答の仕組みを取り入れており、回答率は、前年度から3.5%上昇し、34.6%となった。来年度もインターネット回答の仕組みを継続していく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

市制施行120周年記念事業推進費

Q. 市民、企業、行政が一体となった全市民的な取り組みを進めるとあるが、企業の取り組みとはどのようなものか。

A. 企業の提案企画についても、市民企画イベント経費助成事業の中で支援をしていく。営利目的のイベントである場合も、協賛や後援という形をとって、市制施行120周年と掲げてもらい、啓発物品の配布等を行いたいと考えている。

(意見) 企業による事業について、わかりやすく表記をするべきである。

Q. 市が実施する事業においては、例年実施している事業が多々見受けられるが、120周年の目玉事業は何か。

A. 既存事業の拡充も記念事業としているが、全国工場夜景サミット in 四日市や、こにゅうどうくん誕生20周年記念事業は、新規の事業である。また、市政功労者表彰を含む市制施行120周年記念式典は、前回の111周年が簡易なものであったが、今回は力を入れて取り組んでいきたいと考えている。

Q. 例えば、市長の所信表明にもある、水素エネルギーに着目して、低炭素社会の実現に向けた取り組みや企画を企業と行政がともに実施することも考えるべきではないか。

A. 今後、企業側が企画を練っていく中で、企業と行政がタイアップしていけるようなものがいくつかあると考える。水素関連事業等は地球環境面で企業との連携が考えられる分野であり、また、その他、観光・シティプロモーション課が企画するイベント等、企業の協賛を求めるよう働きかけを行いたいと考えている。市民だけでなく、企業に前面に出てもらえるよう、全部局を挙げて、取り組みを進めたい。

Q. キーワードとして、子育て環境、教育の充実とあるが、具体的にはどの事業にあたるのか。

- A. 教育の充実については、市で実施する事業として、既存事業の拡充ではあるが、四日市子ども科学セミナーなど主に教育委員会が主催する事業である。
- A. 子育て環境については、市の事業にはないが、子育て団体など市民からの提案事業として期待をしており、今後働きかけもしていきたいと考えている。
- (意見) 市の提案事業として実施するべきではないか。キーワードとしている以上は、何らかの工夫が必要であり、企業や市民に対し、市の望むものを明示していくなどの対応を行うべきと考える。
- Q. 市民からの提案事業の申請受付は4月から年末までとなっているが、期間的に間に合うのかとの市民の声があるが、対応はどうか。
- A. 予算については、議決後、新年度になってからでないと執行できないが、事前に相談に来てもらう方には、議会資料等の既存資料を用いて、説明を行い、相談に応じている。
- Q. 事前相談があった提案事業を例示してほしい。
- A. 111周年の実施事業であった、ふるさと再発見冊子作成を再度行いたいとの相談があったが、今回は、イベントに対して経費の一部を助成するものであると説明している。また、収益事業ではあるが、市の協賛という形で、市制施行120周年を掲げてもらい、広報の協力等を行うこととしている事業もある。
- Q. 本来市が実施すべき事業を市民提案で実施するものがある場合の自己負担の考え方はどうか。
- A. 収益事業とならないよう、実費弁償という形で会費徴収などにより対応をしてもらいたいと考えている。相談については、きめ細やかに応じていきたいと考えている。
- Q. 健康福祉部では、講師代は全額補助するものもあるが、当該事業は一律で3分の2の補助を行うのか。
- A. イベントの実施に補助することとしており、対象経費については、内訳に関わらず一律で3分の2としている。なお、その他の支援として、記念グッズの提供やイベント用品等の貸与、各種媒体での広報を行っていききたいと考えている。
- (意見) 一律で3分の2を補助するのではなく、事業ごとや経費ごとに補助率を変えるという考え方も持つべきだったのではないか。できる限りの配慮を行い、支援を行ってほしい。
- Q. 企業と行政のコラボレーション事業においても、補助の対象となるのか。
- A. 収益事業でない限り、基本的には補助の対象となる。
- (意見) 111周年の時に比べ、子育て環境、教育の充実、文化・スポーツ・観光の振興、地域の魅力発見、地域力向上というわかりやすいキーワードを掲げている点は評価する。また、まちづくりの視点から、認知症に関する事業についての企業と行政のコラボレーション事業の実施に期待したい。
- (意見) 次回の記念事業の際には、プレゼンテーションなどを行い、良い事業に対しては、全額補助とすることも検討してほしい。

中心市街地拠点施設整備事業費

- (意見) 図書館専門部会の構成員について、県外の大学の教授等が選ばれているが、四日市につくる図書館なので、四日市大学をはじめ、鈴鹿大学や皇學館大学、または、三泗地区の高校、さらには、本市の文化に精通する団体から構成員を選んでもよかったのではないかと。
- Q. 当該施設は複合施設であり、中心市街地活性化の拠点施設であるが、立地場所についての考え方はどうか。
- A. 市庁舎東側広場での整備を前提とした基本計画の策定作業を現在行っているが、平成28年6月定例会議会の予算常任委員会全体会で前市長からも、市庁舎東側広場で基本計画の策定を行うが、策定後に議会へ説明を行い、色々な意見をもらい、合意を得た上で次の段階へ進むという旨の答弁がなされており、この基本計画を策定したら、自動的に立地場所が決まるということではなく、市庁舎東側広場を立地場所とした基本計画を策定し、その後、議会の合意が得られれば、次の段階に進むことができるものと認識している。
- Q. 市長が各種市民団体と協議を行うと述べているが、具体的な対象を教えてください。
- A. 基本計画の策定作業がある程度進み、一定の説明ができるようになった段階で、図書館、あさけプラザ、楠交流会館において、懇談会の場を設け、各地域の住民を中心とした市民の意見を聴きたいと考えている。図書館に關係する団体からは、現在図書館が中心となって意見の聴き取りを行っており、また、市民が新たに立ち上げた「新しい図書館を考える四日市市民の会」へも市職員が赴いて意見を聴いている。このように、さまざまな手法により、可能な限り、多くの方の意見を聴きたいと考えている。
- Q. 図書館専門部会とは何か。
- A. 中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会の中に、専門部会として位置付けている。
- Q. 基本計画策定作業がある程度進んでから、懇談会を開くとのことだが、図書館の本来のあり方についての市民意見は聴かないのか。
- A. 図書館の本来のあり方についての意見は聴くが、市庁舎東側広場に図書館をつくるという条件のもと、規模や機能などを示した上で、意見を求めていきたいと考えている。現時点において、中心市街地の活性化も含め、総合的に判断をすると、市庁舎東側広場が最善であると考えていることから、市庁舎東側広場での整備を前提とした基本計画の策定作業を進めている。図書館に関しては、千差万別さまざまな意見があるが、全ての意見を取り入れることは困難であるため、現実的な案を提示し、議論を深めていきたいと考えている。
- Q. 当該施設の所管については、中心市街地活性化は商工農水部、図書館は教育委員会など、複数の部局にまたがっている。責任の所在をはっきりさせるためにも、施設を統括する所管部局を決めるべきではないか。
- A. 複合施設であることから、計画段階である現在は予算計上を含め政策推進部がとりまとめている。しかし、施設の大部分を占めるのは図書館であるため、教育長に中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会の委員になってもらったり、策定委員会等への資料についても図書館職員と協力して作成している。今後必要な機能を整理

し、いくつかの部局にまたがる施設となると考えるが、中心となる機能は図書館であると考えている。

(意見) 図書館が中心の機能であるならば、図書館建設プロジェクトチームをつくって事業を進めていくべきと考える。

Q. 図書館は、合意が得られないままで検討が続いており、市民サービス提供の視点から、これ以上の遅れは許されないと考える。図書館の複合施設化は、今の時代のスタンダードであり、図書館を利用する一部の市民のものとするのではなく、サードプレイスとしての利用の視点を持つことも必要である。さらに、広く意見を聴く機会を持ち、大卒の合意形成を図ることが重要と考える。ワークショップやシンポジウムの開催や、中学生や高校生の意見を聴く場を設けることも必要ではないか。新たな時代の図書館として、電子図書の導入や学校図書館との連携、また、サードプレイスとして、子育ての情報交換ができる場や福祉的な機能を持たせることも期待したい。

A. 行政と各種団体とが懇談するだけではなく、各種団体や市民に集まってもらって、意見を出し合い、議論を深めていくことも必要と考えているため、ご提案のワークショップやシンポジウムの開催も視野に入れていきたい。複合施設化については、他都市の事例を見ている、図書館を単に本の貸し借りの場と捉えるのではなく、知的好奇心が湧くような場とすることが求められていると考える。また一方で、本市では、中心市街地に市民が集う場が少ないという現状がある。これらのニーズをうまく組み合わせていきたいと考えており、より良い施設をつくり上げていくため、色んな知恵や意見を聴き、合意形成を図っていきたいと考えている。

(意見) 新たな手法を取り入れるなどして、合意形成を図ってほしい。

Q. 具体的な意見聴取について、どこまでの市民を対象とし、いつまで聴くのか。

A. どこまでが正解かはわからないが、図書館を利用している人はもちろん、利用していない人の声も聴きたいと考えており、できる限り多く意見を聴きたい。基本計画の策定を9月末に行う予定であるが、その後も特に期限を決めず、継続的に意見を聴いていきたいと考えている。また、市長が行うタウンミーティングの際に意見を聴くことも考えていきたい。

(意見) 期限として、ある程度の目途をつけることも必要と考える。

Q. 全市的な市民ニーズを把握するため、あさけプラザ、図書館、楠交流会館において、懇談会の場を設け、市内の北部・中部・南部の住民の声を聴くとのことだが、西部はどうか。

A. 西部でもどこか場所を決めて、実施するよう考えていきたい。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費＞

国際経済交流等調査事業費

Q. ハイフォン市に続いて、経済交流を行う海外都市の候補は、いつ提示されるのか。

A. 8月から9月頃に1次調査を終えたいと考えている。

Q. どのようなメンバーで候補都市の選定を行うのか。

A. 政策推進課と秘書課が連携して、調査を行っていく。

(意見) 個人的にインターネットでハイフォン市の若者と交流しているが、ハイフォン市は本市と同じく港まちであり、日本企業も多く、また、日本への関心も高い。ハイフォン市を選定したことを高く評価したい。

Q. 戦略的姉妹都市は、今後いくつまで増やすのか。

A. 特にいくつまでかは決めていないが、今後も増やしていきたいと考えている。

Q. 一般質問では、具体的な商談につながっていくまでフォローしていくという副市長答弁があったが、具体的にはどのような取り組みを行うのか。

A. 戦略的姉妹都市との覚書の締結までは政策推進部で行うが、昨年実施したベトナムセミナーのような具体的な事業の取り組みは、商工農水部で行う。商工農水部の来年度の取り組みとしては、交流会の開催や商工会議所と連携した訪問団の派遣などを行っていく予定である。

(意見) 海外都市の連携の成功の秘訣は、現地での世話人の存在である。検討を行ってほしい。

Q. カナダ体操チームのオリンピックキャンプについて、教育委員会のみが所管すると、キャンプのみに特化してしまい、市民レベルの交流まで広げるのは限界があると考ええる。秘書課の持つノウハウを活用するべきではないか。

A. 体操協会をきっかけとしたカナダ体操チームとの交流を市民レベルにまで広げていくため、ロングビーチ市や天津市との交流の経験を生かし、教育委員会と連携して共に取り組んでいきたい。

(意見) 現在でも、書類の翻訳等の依頼があれば、秘書課は対応しているようだが、受け身の姿勢ではなく、教育委員会と対等な立場で積極的に取り組んでほしい。

(意見) 既に交流を持っている天津市やロングビーチ市に対し、経済交流のさらなる掘り起しが必要と考える。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

四日市港管理組合 負担金

Q. 霞4号幹線整備事業の今後の附帯工事に関する情報について、四日市港管理組合議会議員へ情報提供がなされていないとのことである。今後はこのようなことがないように、負担金を支出している市として、言うべきことは言ってほしい。

A. 本件について、四日市港管理組合へ伝えるとともに、日頃から情報の共有ができるよう心掛けていきたい。

Q. 図面上、大きく旋回する部分も霞4号幹線なのか。

A. 霞北1号幹線および連絡道路である。

Q. 霞北1号幹線は、四日市港管理組合の事業か。

A. 国直轄事業である。

その他

Q. 過去の決算審査において、本市のホームページのデザインが某市と似ているとの指摘があったが、対応はどうか。

A. ホームページの予算計上は総務部IT推進課であるが、新年度からのホームページ

のリニューアルに向けて広報広聴課も積極的に関わっており、デザインの刷新、使いにくさの抜本的改善、スマートフォン対応、アクセシビリティの向上を行っている。

(意見) 120周年をPRできるようなページ構成を行うとともに、過去の決算審査において、移住支援の関連ページの階層が深いとの答弁があったので、併せて改善を行ってほしい。

【消防本部・経過】

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

消防車両管理費

Q. 消防ポンプ自動車CD-Iはどのような車両か。

A. 狭あい路に対応するよう、小ぶりのシャーシとなっている。

Q. ドラゴンハイパー・コマンド・ユニットは、平成30年度末までに、全国12地域に配備されるが、本市は全国で最も早く配備されたことから、今後指導的立場に立つことになるが、費用負担はどうか。

A. ドラゴンハイパー・コマンド・ユニット本体は、国からの無償貸与であり、車検等の維持管理経費については、本市が負担する。国からの指示に基づき緊急消防援助隊として出動する場合は、全て国の負担となる。一昨年に千葉へ訓練に行った際には、本市が費用を負担した。

(意見) 平成30年度末に全国への配備が完了することに合わせ、国との役割分担を明確にしておく必要があると考える。

Q. 軽救急車、軽消防車の予算は計上されているのか。

A. 予算計上していない。

火災予防関係事業活動費

Q. 新潟県糸魚川市での大規模火災を教訓とし、木造密集地域に対して、きめ細やかな火災予防対策が必要と考えるがどうか。

A. 地域特性に応じた火災予防広報等をしていきたい。

(意見) 国の動向も影響すると考えるので、しっかり情報収集をするとともに、市内の地域特性を捉えた活動を行ってほしい。

救急関係事業活動費

Q. 救急救命士になるには、消防職員になってから資格を取る場合と、資格試験に合格し、資格を取ってから消防職員になる場合の2つがあるが、本市は、全て前者か。

A. 救急救命士になるため、消防職員の場合は、救急隊員として5年以上または2000時間以上の実務経験を経た後、救急救命士養成校で6カ月間学び、国家試験に合格し、資格を取得する必要がある。一方、専門学校や大学においても、救急救命士の養成校があり、学校を卒業した後、国家試験に合格して資格を取得するケースもある。本市の場合は大多数が消防職員になった後に、救急救命士の資格を取っているが、資格を

取った後に消防職員になった者も若干名いる。

- Q. 救急救命士1名を養成するには、多くの期間と費用がかかるということか。
- A. 東京、名古屋、九州に養成校があり、前期と後期があるため、平成28年度は、前期に東京へ1名、後期に名古屋へ2名を派遣している。この3名が今年3月に行われる国家試験を受け、合格すれば、救急救命士となることができる。
- Q. 救急ワークステーションでの研修は、5年、2000時間にカウントされるのか。
- A. 救急救命士は資格取得後、再教育として2年で128時間の研修を受ける必要があり、その内、48時間以上を病院実習とする必要がある。救急ワークステーションでの研修は、病院実習として位置付けている。
- Q. 救急ワークステーションでの研修は、救急救命士の再教育であり、養成ではないということか。
- A. その通りである。
- Q. 救急ワークステーションでの研修の対象者を消防職員だけでなく、警察官や海上保安官などに拡大することはできないのか。
- A. 市立四日市病院に設置される救急ワークステーションは、消防本部の救急隊員が研修を受ける場となっている。
- Q. 採用試験の際に、救急救命士候補者として採用を行っているのか。
- A. 採用時に区別するのではなく、現場へ配属され、経験を積む中で、消防や救急、予防など、自らの適性をそれぞれが見出していくことになる。そして、救急救命士になりたいという希望がある職員を優先し、所属長の推薦という形で養成校へ派遣している。なお、救急救命士の希望者は多く、順番待ちの状況である。
- Q. 一定数の救急救命士を確保するためには、採用時にある程度、適性を見極めていく必要があるのではないかと。養成を行うにあたっては、年度間の平準化を図る必要があるのではないかと。
- A. 救急の高度化が著しく進む中、救急に興味、関心を持つ職員は多く、救急救命士の希望者は順番待ちをしているような状況であることから、予算の範囲内で、養成校への派遣を行っている。
- Q. 一定数の救急救命士を確保するためには、既に救急救命士の資格を持っている者を採用した方が効率的ではないかと。
- A. 救急救命士の特別枠を設けて採用を行っている自治体は県内にもいくつかあるが、本市では、救急救命士の資格を持つ者、持たない者を公平に扱い、試験を実施し、より優秀な人材を採用していきたいと考えている。
- (意見) 優秀な人材の確保が第一義であることは同感であるが、資格を持っていることの優位性を考慮に入れるという考え方も必要ではないかと。
- Q. 救急ワークステーション事業の54万9千円の内訳は何か。
- A. 訓練用資機材費用および施設使用料、電気代の負担金が含まれる。
- Q. 救急救命士養成事業の765万1千円の内訳は何か。
- A. 平成29年度の養成校への派遣費用であり、前期と後期に東京、後期に名古屋、計3名分の費用である。
- Q. 救急ワークステーションにある救急車は中消防署のものか。

A. 中消防署の救急車2台のうち1台が救急ワークステーションに配置されている。

福利研修費

Q. 消防本部におけるコンプライアンスやメンタルケア、労働環境の向上などの取り組みはどうか。

A. 市が行う法令遵守研修へ参加するとともに、署課長会議において、他自治体で起こった消防職員の不祥事や事故などの情報共有を行い、同様の事案が発生しないよう徹底を図っている。

(意見) 市民の信頼を裏切らないよう今後も取り組みを行ってほしい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

消防団員確保

Q. 組織の活性化には新しい力を継続的に受け入れることが重要である。現場では若い力が求められるが、ベテランが持つ経験や技術も必要である。消防団を退団したOBの活用方法はどうか。また、小学生への消防団の周知についてはどうか。

A. 大規模災害発生時に消防団OBの力を消防・防災活動に生かしてもらえるよう、消防団防災支援隊を組織している。平成28年4月1日時点で170名の方に登録してもらっている。

A. 小学校4年生を対象に防火教室を開催しており、テキストの中には消防団の活動についての記載がある。また、消防団によっては、小学生の社会見学を受け入れているところもある。

(意見) 消防団OBの活動が見えにくい。周知を図ってほしい。

Q. 消防団防災支援隊の活用についての今後の展望はあるか。また、周知するためのマスコミリリースはしているのか

A. 今後、検討をしていきたい。

Q. 消防団防災支援隊に関する予算計上はあるのか。

A. 予算措置はないが、今回の指摘も踏まえ、検討を行っていきたい。

(意見) キャップやユニフォーム、隊員証の作成なども検討してほしい。

Q. 本気で団員を確保するため、より多い退職金を支払うことも検討が必要ではないか。消防団は基本的にはボランティアであるが、今の時代にそぐわないのではないか。消防団員確保に向け、どのような取り組みを行っているか。

A. 各種イベント、ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージで情報発信を行うとともに、消防団長が各地区の連合自治会長等に消防団の現状などの話をする機会を設けている。

一般管理費

Q. 地区防災組織が持つ可搬式ポンプは、火災発生時に機能するのか。また、所管はどの部局か。

A. 阪神・淡路大震災においては、消防車等の車両が入れないところも多くあったと聞く。災害によっては、初期消火などで可搬式ポンプが有効に機能する場面もあるも

のと考えている。

- A. 地区防災組織の所管は、危機管理室であるが、可搬式ポンプの維持管理についてはしばらくの間、消防本部が担当していく。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

耐震性貯水槽

Q. 当初予算資料と追加資料に20万円の差があるが、理由は何か。

- A. 20万円の差額は地質調査費用である。

【危機管理監・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

自主防災組織活性化事業費

Q. 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成している地区は多くあるが、市が作成した「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引き」を利用し、避難所運営マニュアルを作成した地区は少ないという認識でよいか。

- A. 男女共同参画の視点を取り入れている地区は多くあるが、きめ細やかな対応まで記載している地区は一部である。

(意見)「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引き」を有効に活用し、真の男女共同参画を取り入れた避難所マニュアルを作ってもらえるよう取り組みを行ってほしい。

Q. 男女共同参画の視点を取り入れた避難所マニュアルを作成していない地区に対し、働きかけを行っているのか。

- A. 「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引き」は、各地区の防災協議会に配布しており、男女共同参画の必要性も認識してもらっているが、マニュアルへの反映に時間がかかっているものと考えている。今後も引き続き働きかけを行ってきたい。

Q. 内部障害も含め、障害者への合理的配慮の視点も取り入れるよう、取り組みを進めるべきではないか。

- A. 手引きには障害を持つ方への配慮の視点も含まれており、指摘の点についても働きかけを行っていききたい。

(意見) 実際に災害が起こった時に対応ができるよう、繰り返し働きかけを行ってほしい。

防災減災人材養成事業費

Q. 防災大学等を開催し、防災士の資格取得を進めるとのことだが、資格取得に係る費用の補助をしていくのか。

- A. 防災大学等の講座を受講することにより、防災士の受験資格が得られるが、資格取得費用の補助はしていない。

Q. 防災士の資格取得には、受験料や登録申請料等が必要であるが、自己負担となるの

- か。
- A. 防災士の資格取得に関して、教材費、受験料、登録申請料については、自己負担をお願いしている。
- Q. 防災士の資格取得は、どのようなことに役立つのか。
- A. 資格を取得することで、何かができるということではないが、全国的に大規模災害が多く発生する中、地域の防災力の向上が求められており、防災士資格を取得した者が地域防災における指導的立場に立ってもらうことを期待している。資格取得により、防災に関する十分な知識・技能を有しているという対外的な信頼につながるものと考えている。
- Q. 防災大学の修了により、何らかの資格が取得できるような内容にできないか。
- A. 防災大学の講座の中には、消防本部が行う応急手当講習が含まれており、応急手当の資格を取ることは可能である。また、資格については、防災大学に加えて、補充の講座を受講すると、防災士の受験資格を得ることができる。
- Q. 防災大学修了者には地域の指導的役割を担ってもらうことが期待されるが、修了後の実態把握は行っているのか。
- A. 防災大学の講座を受けるためには、地区防災組織の推薦を得る必要があり、受講後に地区防災組織に戻り、活動をしてもらえるような形にしている。詳細な実態把握は行っていないが、実際に地区防災組織の中で活躍してもらっていると考えている。
- Q. ハザードマップの作成検討費用である 200 万円で何をするのか。
- A. 既存のハザードマップは、地区ごとに作成されており、今回は、河川ごとのハザードマップを作成したいと考えている。掲載内容や作成手法等の今後の方針を、学識者、地域住民等で検討するための費用として予算計上している。
- Q. 平成 28 年度以降、国、県管理河川の新洪水浸水想定区域図が公表され、平成 29 年度には、海蔵川、三滝川の洪水浸水想定区域図が公表される予定であるが、これを受けて、市で河川別のハザードマップを作成するのか。
- A. 国、県が公表する洪水浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップ作成の検討を行う。海蔵川、三滝川については、平成 29 年度の公表であるため、平成 30 年度以降にハザードマップ作成の検討を行うことになる。
- Q. 準用河川等のデータも反映するのか。
- A. 既に公表されている鈴鹿川の洪水浸水想定区域図については、準用河川など派川のデータも加味されていると聞いている。
- Q. 海蔵川や三滝川に流入する準用河川についても県が調査をしてくれるということか。
- A. 海蔵川や三滝川に関しては洪水浸水想定がまだ公表されていないため、県にどのような方針で行うか確認したい。
- Q. 準用河川を含めた洪水浸水想定を行うよう要望してほしい。
- A. 県に対し、働きかけを行い、可能かどうか確認をしたい。
- Q. ハザードマップの作成よりも、越水しないよう、浚渫を行うなど河川の流量を増やし、具体的な予防策を講じていくことが重要なのではないか。毎年のように越水する箇所もあるので、対策を行ってほしい。
- A. 市の工事担当部署や、県に対し働きかけを行いたいと考えるが、一方で、工事には

相当な時間と費用が必要であり、いつ起こるかわからない災害に対し、ハザードマップを作成し、これに基づいた対応をしてもらうことで、被害の発生を減らしたいと考えている。

(意見) 根本を解決するような対策を行うべきである。市の担当部局をはじめ、国や県に対しても、要望を行うよう強く要望する。

Q. 具体的にどのようなハザードマップを作成するのか。

A. 浸水深や浸水継続時間、また、氾濫流による家屋倒壊等が発生する区域などを示す予定であり、垂直避難ではなく、水平避難をする必要がある地域についても示していきたいと考えている。平成 29 年度は学識者や地域住民の意見も聴きながら作成に向けた検討を行いたいと考えている。

(意見) より有効なものにするため、平面図だけではなく、タイムラインの考え方や、映像による可視化なども合わせて検討を行ってほしい。

Q. 三滝川には、分派構想がある中で、なぜこのタイミングでハザードマップを作成するのか。分派前の状態での作成となるのか。

A. 分派について、把握をしていないため、担当部署に確認をしたい。

総合防災拠点整備事業費

Q. 時間帯によって、霧が多く発生すると聞くと、気象状況の把握は行っているか。

A. 影響度合いを含め、調査を行いたい。

Q. 用地取得の進捗はどうか。

A. 補正予算にも計上しているが、現在、地権者と調整をしているところである。

Q. 主な役割・活用概要として、自衛隊等の受援施設があるが、自衛隊に対する地域の理解を得るためにも、平素の訓練に活用してもらう必要があるのではないかと。ハード面の整備だけでなく、ソフト面の取り組みを併せて行うべきと考える。

A. 自衛隊と連携を深めていきたい。

(意見) 地域住民の理解が得られるよう取り組みを進めてほしい。

避難施設等整備事業費

Q. マンホールトイレの今後の整備方針はどうか。

A. 公共下水道の整備に合わせ、不要となる指定避難所の合併浄化槽を災害時の仮設用トイレに改修していく。なお、既に公共下水道が整備されている指定避難所には、マンホールの上に設置するトイレを配備している。

Q. 費用はいくらか。

A. マンホールの上に設置するトイレは、1基で約 20 万円である。

Q. 浄水器の機能はどの程度のものか。

A. 1時間当たり 600 から 1000 リットルの水を供給できる能力を持つ浄水器を設置する。

Q. 1台当たりの費用はいくらか。

A. 1台約 50 万円弱である。

(意見) より性能が良いものを配備してほしい。

Q. 特設公衆電話の維持管理はどこが行うのか。

A. 回線については、NTTが行い、電話機とコードについては、市が行う。

住宅等耐震化促進事業費

Q. 耐震補強の補助金を受けるには、無料耐震診断が必要であるが、希望者が多く、順番待ちが生じていると聞くが、実情はどうか。

A. 本事業は、国、県、市の協調補助であり、平成27年度は、国から交付額が要求の半分にも満たなかったことから、多くの順番待ちが発生したが、平成28年度は、国から満額の交付金を得て、予算不足による順番待ちは解消されている。また、無料耐震診断事業については一定の工期が必要であり、年度内に事業を完了させるため、例年は12月末に受付を締め切っているが、年度内に完了可能な物件については、1月末まで受付を延長し、それ以外の物件については、平成29年度の受付としている。

Q. 無料耐震診断は、行政区ごとに行っているのか。

A. 行政区ごとではなく、申し込みをした順で実施している。

(意見) 事業の広報を丁寧に行ってほしい。

【総務部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

入札制度改革

Q. 市長は、市内業者を優先する入札制度改革を行うと述べているが、実施の目途はいつか。

A. 以前から市内業者優先で行っているところだが、工事については、毎年6月が制度の切り替わりの時期であるため、これに合わせてさらに推し進めたいと考えている。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

職員研修費

Q. 内部講師は、何らかの資格を持つ者や認定を受けている者が担うのか。

A. 担当課職員が職務上の専門性をもって、講師となる場合や、人事院開発の公務員倫理研修の指導者養成講座を受けた職員が公務員倫理研修の講師となる場合などがある。

Q. 派遣研修の中に、高野山で実施する研修があるが、座禅などを行うのか。

A. 部落解放・人権夏期講座として実施されるものであり、そのような内容ではないと聞いている。

(意見) 民間企業においては、人格形成にかかる研修が多く実施されている。行政においても、知識、技術の研修だけでなく、市民へのサービス向上の視点から、人格形成にかかる研修の実施を検討すべきである。

Q. 地域の課題を知るためには、地域に積極的に入っていくことが必要と考えるが、地域行事などへの参加に対する職員の姿勢はどうか。

A. 職員に対しては、地域の声を聴く良い機会でもあるため、研修の中でも地域への積極的な参加を働きかけている。職員であると同時に、地域の構成員であることを認

識するためにも、地域行事での活動は必要であると考えている。

Q. 新規採用職員研修に、大四日市まつりの清掃体験があるが、単なる動員ではないか。

A. 大四日市まつりは本市の代表的な行事であり、まつりの翌日にも多くの市民ボランティアの方々が清掃等の活動に関わってもらっている。職員としてもその状況を実際に肌で感じ、活動する機会であることから、研修の一環として位置付けている。

(意見) 研修に位置付けるのであれば、研修としての意義を受講者に理解させて実施してほしい。

Q. 認知症サポーター養成講座を職員研修で受講することも考えるべきではないか。

A. 新規採用職員研修の福祉体験事前学習の前に認知症サポーター養成講座を受講させている。

(意見) 今後も継続して実施してほしい。

Q. 新規採用職員研修で、地方公務員・四日市市の職員としての心構えについての研修を行っているが、内容はどうか。

A. 公務員としての自覚、自立を促すことを目的とし、市民に対する公平公正な対応や執務姿勢について、人事課職員が講師となり、研修を行っている。

(意見) あいさつが満足にできない職員がいる。実務も大事だが、あいさつは人としての基本中の基本であるので、改善を求めたい。

Q. 市長のもと、公会計改革を進め、発生主義会計を導入していくのならば、簿記等の研修をより充実させていく必要があるのではないか。

A. 財務諸表に関する研修を実施してきており、平成 29 年度においても、採用 5 年目職員に対し、簿記財務の基礎研修として取り入れており、希望する職員も受講できるようにする。今後も公会計改革の取り組みに合わせて、研修の充実も行っていきたいと考えている。

Q. 部長をはじめ、課長や課長補佐には、今後さらにマネジメント能力の向上が求められるが、これに対応する研修システムを確立していくべきと考えるが、どうか。

A. 行政コスト計算書の作成など新たな手法を導入していくことに合わせ、研修体制についての検討を行いたい。

Q. 管理職は、今後、介護休暇や育児休業との両立支援などについても、意識する必要があるが、研修としての対応はどうか。

A. 新所属長研修で実施するラインケア研修において、所属職員への配慮やメンタルヘルスを含めた組織の運営を学び、また、49 歳、54 歳の年齢別研修におけるメンタルヘルス研修では、私生活において介護等に関わる年代でもあるため、介護等と仕事の両立という視点も取り入れている。

(意見) 仕事と介護等を両立するためには、どのようなマネジメントが必要か、そのためにはどのような研修が必要かを考え、研修の充実を図ってほしい。

Q. 迷惑市民に対する対策はどうか。また、迷惑市民対策の研修を充実させるべきではないか。

A. 各部局に不当要求の担当を置き、研修を行っており、また、部局によっては、県警 O B を法令遵守推進員として配置している。市民の貴重な声をしっかりと受けとめるとともに、不当要求に対しては、毅然とした対応を行うべきと考えている。問題

を個人で抱えず、情報を共有し、組織として対応するよう、今後より一層の取り組みを進めていく。

人事管理

Q. 女性職員の管理職の割合は何%か。目標設定はあるのか。

A. 平成 28 年 4 月時点での管理職の女性割合は 19.1%である。数値目標は設定していないが、少しでも上げていきたいと考えている。

Q. 臨時職員が正規職員よりも長い期間、同じ所属に留まることで、発言権が強くなり、業務に支障が出ているケースがあると聞くが、対応はどうか。

A. 臨時職員は原則 5 年で所属を移ることになるが、一部の専門的な職種については、長く同じ所属に留まる場合もある。正規職員が、職務の権限を含め、重い責務を担うべきであるので、職務の仕分けを行うなど、今後とも注意していきたい。

Q. 現状把握のため、各所属にヒアリングを行うことはできないか。

A. 所属長を通じ、各所属の状況は報告を受けている。引き続き状況把握に努めたい。

特定任期付職員

Q. 平成 28 年 4 月から特定任期付職員として弁護士を採用したが、これまでの成果および、採用枠の拡大を含めた今後の見通しはどうか。

A. 総務課職員として、各課の法的な課題についての相談対応等を行っており、各課からも好評である。原課としては、今後も充実していきたいと考えている。

Q. 庁内の相談だけでなく、市民の利益になるような活用方法を検討するべきではないか。併せて採用枠の拡大の検討も行うべきではないか。人事当局の考え方はどうか。

A. 活用方法については、今後検討が必要であると考えている。また、採用計画については、現時点で明確なものはない。

Q. 継続していくのであれば、5 年の任期の間に判断をする必要があり、また、弁護士だけでなく、公認会計士を採用することも今後検討の必要がある。先進自治体の例も参考にしながら、今後の方向性を早急に出していかなければならないと考えるが、どうか。

A. 庁内に常駐しているため、突発的な問題にも対応できるなど、弁護士を職員として採用する利点は多く、効果は大きいものと考えている。採用枠の拡大や他の分野の専門的知識を有する外部人材の登用について、今後検討を行っていきたいと考えている。

(意見) 継続性を担保するとともに、市民へ利益を還元できるような方策を考えてほしい。

Q. 弁護士職員と顧問弁護士のすみ分けはどうか。

A. 前者は、庁内に常駐していることから、時機を逸することなく相談できることが最も大きなメリットであり、後者は、経験を踏まえたより高度な相談や訴訟案件について対応をしてもらっている。

Q. 不適切な対応により時効が成立し、税債権が消滅した問題について、弁護士職員はどのような役割を担ったのか。

- A. 問題発生後の処理において、弁護士としての立場から法的な意見を出してもらうなど、中心的な役割を担った。
(意見) 多方面にわたって活用をしてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

窓口支援システム保守運用経費

- Q. 予算の内訳はどうか。
- A. 主なものとして、基幹系システム保守運用委託に約 8900 万円、データ作成委託に約 4100 万円の予算を計上しており、人件費が多く部分を占めている。
- Q. 基幹系システム保守運用委託の内訳はどうか。
- A. 主な費用の内訳は、通常サポートとして、常駐 S E 3 名に対し、月額約 260 万円、必要に応じた臨時サポートとして、日額 3 万 8 千円を 200 日分、パッケージ保守サービスとして、年額約 4 千万円となっている。
- Q. S E 3 名に対し、月額約 260 万円は妥当か。
- A. 上級 S E 一人当たり一般的な価格は月額 120 万円程度である中、本市では一人当たり 80 万円から 90 万円程度で委託をしている。
- Q. 同格市の状況はどうか。
- A. 基幹系システムの運用については、職員数を確保し、自前で運用する方法と、職員数を削減し、委託により運用する方法の 2 通りがあり、委託する場合の S E 単価については、さほど変わらないものと認識している。
(意見) 他都市との比較をできるような資料の提出を今後検討してほしい。

マイナンバーカード

- Q. 平成 29 年 7 月からマイナポータルが開始され、今後、機能の充実が進められることとなるが、制度の周知だけでなく、利用者のメリットについての周知を行わなければ、マイナンバーカードの普及は進まないと考える。今後の対応はどうか。
- A. 平成 29 年 7 月のマイナポータルが開始に間に合うよう、広報よっかいち 5 月下旬号に特集を組み、PR を行うとともに、ホームページを活用した周知を行ってきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

人権啓発経費

- Q. 前年度予算から約 200 万円増加しているが、要因は何か。
- A. 市内各地区の人権・同和教育推進業務委託費を増額している。
- Q. 人権施策の中に、市制施行 120 周年記念を掲げる事業はあるのか。
- A. 今のところ、市制施行 120 周年記念事業として位置付けているものはない。
- Q. 111 周年の際には、じんけんフェスタ 2008 を記念事業として実施しているが、なぜ今回は記念事業として実施しないのか。人権意識はもう十分醸成されたとの認識か。
- A. 十分という認識ではなく、さらなる人権意識の向上が必要と考えており、引き続き内容の充実に取り組んでいきたいと考えている。

Q. 市制施行 120 周年記念事業として、実施すべきではないか。

A. 政策推進部と調整を行いたい。

A. 市として、今後も引き続き人権啓発に取り組むべきであると考えており、節目も必要と考える。市制施行 120 周年を良い機会と捉え、検討を行いたい。

(意見) 記念事業の実施を強く要望する。

人権学習支援事業補助金

Q. 研修会等への参加後に報告書の提出を求めているか。

A. 研修参加後 30 日以内に、補助事業実績報告書の提出を義務付けている。

(意見) 研修の成果の情報共有を行ってほしい。

Q. 学生などの若い世代により多く参加してもらうための施策が必要と考えるが、どうか。

A. 学校への働きかけを行うとともに、地域の団体とも連携し、若い世代に参加してもらえるよう取り組みを進めていきたい。

(意見) 平成 29 年度の決算に、成果が表れてくることを期待する。

Q. 参加者の重複はあるのか。

A. 参加は 1 年間に 1 回というルールはあるが、年度をまたぐ重複はある。

Q. 参加募集はどのように行っているのか。また、参加者を広げていくという視点が必要と考えるが、どうか。

A. 広報よっかいちなどを活用し、広く公募をかけている。

A. 人権啓発においては、深まりと広がりという視点が必要と考えており、また、若い頃から人権意識を醸成することは重要であると考えている。指摘も踏まえて引き続き取り組みを進めていきたい。

人権活動拠点施設整備事業費

Q. 予算の内訳はどうか。

A. 第 3 次推進計画等に示している、赤堀児童集会所改修工事や人権プラザ天白及び天白児童集会所改修工事にかかる費用のほか、各施設の維持管理費用などを予算計上している。

＜歳出第 2 款総務費 第 4 項選挙費＞

選挙啓発費

Q. 選挙啓発資料を作成し、高校生に配布するとのことだが、既に配布されている総務省、文部科学省発行の選挙啓発資料とどこが違うのか。

A. 若干の重複はあるものの、国の資料に比べ、ポイントを絞った形で作成し、また、投票所の配置や県や国の選挙区割りなどの本市特有の情報を掲載したいと考えている。

Q. 高校生選挙セミナーの実施について、セミナー参加者に各学校で実践してもらうとあるが、市は何を行うのか。

A. セミナーの中で、考え方やノウハウの提供を行い、生徒たちが各学校で実践できる

ようにしたいと考えている。

Q. より実効性を高めるため、県と連携を行うべきではないか。

A. 引き続き県教育委員会と連携を行っていききたい。

Q. 若年層に対する選挙啓発の予算が少ないのではないか。

A. 市内の投票所の配置や投票率の推移をまとめた啓発資料も手作りで作成しているが、直近の投票率を見ても、18歳は若干高いものの、19歳、20歳は低くなっており、若年層への選挙啓発を手厚く行う必要があると考えている。県選挙管理委員会とも連携して取り組みを進めていきたい。

(意見) 今後も工夫をしながら、より一層の選挙啓発に取り組んでほしい。

Q. さまざまな啓発を行っているが、なかなか成果につながっていないという現状を踏まえ、今後は視点を変えた取り組みが必要と考えるがどうか。

A. 現在、国においては、主権者教育の必要性についての議論がなされており、市としても、選挙が果たす役割をどう市民に伝えていくかが重要と考えている。今後、主権者教育の視点も踏まえた選挙啓発の実施について検討を行っていききたい。

Q. 選挙投票率だけでなく、マイナンバーカードの普及率にも同じことが言えるが、どれだけ啓発しても、効果が上がらないことには理由があると考えます。投票に行くことや、カードを発行することの必要性やメリットをわかりやすく示していくべきではないか。

A. 選挙の意義をより分かりやすく伝えるように検討を行っていききたい。

【会計管理室・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

会計管理経費

Q. 会計管理室による旅費の計算は、いつ行うのか。

A. 原課からの事前相談や、実地検査において、旅費の計算を行っている。

Q. 旅費の計算が間違っていた場合はどう対応するのか。

A. 支払いが不足していた場合は、差額を追加で支出し、余分に支払っていた場合は、差額を戻入する。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

一般経費

Q. 来年度新たに設置される福祉監査室とすみ分けはどうか。

A. 従来から健康福祉課で行っていた、事業所や法人に対する指導や監査の体制を強化するために新たに課内室を設置するものであり、地方自治法に基づく監査委員による監査とは別のものである。

Q. 保育園での監査の際に、長机を用意させたが、保育園では用意ができずに近くの小学校から借りてきたという事例が過去にあった。現場の状況に応じ、配慮すべきである。

- A. 以前にも委員会審査で指摘を受けており、それ以降、より丁寧な対応を心掛けている。
- Q. 平成 29 年度における新たな取り組みはあるか。
- A. 本年 3 月 31 日をもって、三泗鈴亀農業共済事務組合が解散され、本市がその事務を承継することとなる。これに伴い、事務組合の決算審査を平成 29 年度に限り実施する予定である。

【財政経営部・経過】

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

市民総合賠償保険

- Q. 全国市長会の市民総合賠償保険の個人情報漏えい特約は、指定管理者や委託先も保険適用範囲に含まれるのか。
- A. 保険適用範囲について、指定管理者は含まれるが、委託先は含まれない。また、公営企業である、市立四日市病院や上下水道局も含まれない。
- Q. 市立四日市病院、上下水道局は別途、個人情報漏えい特約に類する保険に加入しているのか。
- A. 市立四日市病院は、別途加入しており、上下水道局が加入している賠償責任保険においては、制度として設定されていないと聞いている。
- Q. 個人情報漏えいに伴い、賠償が発生し、保険金が支払われたケースはあるのか。
- A. 民間の損害保険会社では、従前から個人情報漏えいに類する保険が存在しており、保険が適用された事例もあると認識している。それらの状況を鑑み、全国市長会においても、平成 29 年 4 月からこの特約が新設されたものと考えている。
- Q. 本市で個人情報が漏えいしたことはあるのか。
- A. 本市においては無い。
- (意見) 保険加入によるリスクヘッジとともに、個人情報漏えいのリスク管理をしっかり行ってほしい。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 7 目財産管理費》

本町プラザ駐車施設

- Q. 平成 27 年度の赤字は、約 523 万円であるが、平成 28 年度の見込みはどうか。
- A. 利用台数も例年と同様に低迷しており、500 万円程度の赤字が出ると見込まれる。
- Q. 近隣住民の声はどうか。
- A. 関係自治会や商店街の方々には説明し、理解を得ている。
- Q. そもそも平成 8 年の建設当時において、利用者のニーズ把握が甘かったのではないかという疑問が残るが、いずれにしても結果的に時代に合わない駐車施設となり、解体されることとなった。今後の対応はどうか。
- A. 平成 23 年 9 月以降、委員会審査において、指定管理者の指定、赤字や利便性の問題などについて、さまざまな意見をもらってきたが、最終的には、解体という結論を出した。今後この事業を進めていくにあたっては、利用者の利便性について十分検

討を行っていきたいと考えている。

(意見) 地域住民の声をしっかり聴いて、事業を進めてほしい。

Q. 当該施設は附置義務駐車場として、設置したものと考えるが、パレットの高さを見ても、社会ニーズの見込みが甘かったことが推察される。建設の経緯はどうか。

A. 土地の制約もある中、附置義務駐車場としての24台分の他、周辺商店街への来客用として、できるだけ多くの収容台数を確保する必要があったため、当該施設を建設することとなったものとする。

(意見) この案件を教訓に、他の事業においても先を見据えた施策の展開を行ってほしい。

Q. 機械式駐車装置の型式認定を行う所管官庁について確認をしたい。

A. 国土交通省である。

市有財産管理費

Q. 来年度以降、部局別の行政コスト計算書を作成し、部局別のマネジメントが進められる。公共施設においても、経年的な変化を分析し、受益者負担と公費負担のバランスについても検討していく必要がある。行政コスト計算書の作成には、財産台帳の整備は必須であるが、今後どのように取り組むのか。

A. 行政コスト計算書の作成には、財産台帳が必要であり、今後も管財課と財政経営課で連携しながら、財産台帳の整備をしていきたいと考えているが、現状ではマンパワーによるところが大きく、今後はシステムの導入により、財産台帳を整備するだけでなく、うまく活用できるようにしていきたいと考えている。

Q. 行政コスト計算書作成にかかる基礎データの収集は、来年度新たに設置する公会計・行財政改革推進室が担うのか。

A. 公会計・行財政改革推進室が統括を行っていくが、施設を管理する部署等との連携により作業を進めていくこととなる。基礎データを収集した後、最終的な成果物である行政コスト計算書の作成は、公会計・行財政改革推進室が行う。

Q. 公会計改革を進めることにより、労務管理をはじめ、決算のあり方やそれに伴う予算のあり方など、さまざまな面に効果が波及するものとする。まずは、年1回の行政コスト計算書の作成を行い、ひいては、日々仕訳を実施してほしいと考えているが、今後の見通しはどうか。

A. 日々仕訳の実現には、組織体制も含め、相当大きな壁があり、全国の自治体でも実例も少ないが、検討は行っていきたいと考えている。行財政改革を進めるためのツールのひとつとなる、行政コスト計算書の導入に向け、積極的に取り組みを進めていきたい。

(意見) 日々仕訳の実施には、システムの入替など多額の費用も必要となることは理解しているが、行政コスト計算書の導入という大きな一歩を踏み出そうとする中、それをどう次につなげていくかを、他自治体の実例が少ないというような固定観念には縛られず、検討してほしい。平成29年度が本市の公会計改革元年となるよう取り組みを進めてほしい。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

四日市市ふるさと応援寄附金関連経費

Q. 予算額 1214 万 4 千円のうち、返礼品以外の経費は何か。

A. 返礼品に同封する「るるぶよっかいち」の作成経費、クレジット収納などを含めたシステム利用料、広告料等である。

Q. 返礼品に要する経費はいくらか。

A. 1050 万円と見込んでいる。

Q. 市民が他自治体にふるさと納税をすることによって控除された本市の税額控除額は
いくらか。

A. 本市の個人住民税の税額控除額は、平成 27 年実績で 1 億 3893 万 2 千円である。

Q. 返礼品合戦ではなく、ふるさと納税による寄附金をどのような施策に使うかという
ことを前面に押し出すことが重要であり、リピーターにつなげていくような施策展
開が求められるが、どうか。

A. 過熱する返礼品合戦に対し、総務省からは、制度の趣旨に則って、返礼品を適切に
扱うよう指示が出ており、首都圏では、返礼品をやめる自治体も出てきている。本
市としては、返礼品に「るるぶよっかいち」を同封するなどして、本市の PR を行
うとともに、施策の PR により、本市を応援してもらえるよう、他部局とも連携し
ていきたいと考えている。

Q. 市制施行 120 周年記念事業や教育施策を PR するなど、本市の施策を積極的に発信
し、応援をしてもらえるような工夫をしてほしい。控除額と寄附額の多寡だけでは
なく、ふるさと納税のあり方を考え、取り組みを進めていくべきと考えるがどうか。

A. 市民税における受益と負担の観点からも、ふるさと納税制度には問題があると考え
るが、人の交流が全国にまたがる現在において、単一自治体の中での受益と負担の
関係は成り立たないという見解もあり、ふるさと納税を肯定する意見もある。その
中で、本市としては、本市のまちづくりや施策を全国に発信し、賛同してもらえる
方に寄附をしてもらうとともに、地場産品をしっかりと PR していきたいと考えて
いる。

(意見) ふるさと納税に対する本市の考え方には賛同する。リピーターづくりや本市に
ゆかりのある方への発信についても今後考えてほしい。

Q. 寄附してもらった額は、いくらか。

A. 平成 27 年に寄附してもらった額は、861 万 5 千円である。

Q. ふるさと納税制度について、自治体から国に対して申し入れは行っているのか。

A. 現在のところ行っていない。

(意見) いくつかの自治体と連携して、申し入れを行うことを検討すべきである。また、
返礼品の充実については、本市の観光等につながるものを充実してほしい。

徴税経費

Q. 自主納税推進経費の平成 29 年度の予算額は、平成 28 年度に比べてどうか。

A. 平成 28 年度は 1500 万円余りであり、ほぼ同額である。

Q. 自主納税推進経費とは何か。滞納初期段階での対応についても含まれるのか。

- A. 納期内納付の向上のための経費であり、口座振替の推進やコンビニ収納にかかる経費である。滞納初期段階での対応についての予算は、累積滞納者対策事業費として630万円を計上している。
- Q. 累積滞納者対策事業費の内訳はどうか。
- A. 臨時職員2名の賃金約270万円、消耗品や督促状印刷等の需用費248万円、預金調査費用29万円などである。
- Q. 滞納初期段階での納付交渉件数はどうか。
- A. 嘱託職員による初期対応の電話件数は、年間1万6千件から1万7千件である。
- Q. 滞納初期段階の対応について、民間委託は考えていないのか。
- A. 民間委託による対応は、納付のお知らせを主とするものである。本市においては、長年の経験に基づくノウハウを積み重ねた嘱託職員によって、相手に寄り添った対応を行った方が、民間委託を行うよりも効果が大きいと考えている。

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

病院企業会計負担金

- Q. 平成29年度の繰出基準は、平成28年度と変更はないか。
- A. 総務省から概要が出ているが、平成28年度とほぼ変わりはない。なお、正式には例年4月1日付けで通知されることから、予算額としては、平成28年度の通知に基づいて繰出すこととなる。
- Q. 繰出基準に基づき、市立四日市病院と合意した上で予算を計上するのか。
- A. その通りである。
- Q. 院内保育所について、繰出基準に基づき、受益者負担を除く運営経費の負担として一般会計から8567万円余りを繰出している。本市における保育の環境を鑑み、市民への開放や、病児保育としての利用についても検討を行うべきではないか。繰出しの協議を行う際に、市から申し入れることはできないか。
- A. 市立四日市病院内において、認可外保育所として設置、運営されているが、市民への開放や病児保育の実施となると、種々の課題があると考え。指摘について、市立四日市病院に伝えたい。
- (意見) 総務省の繰出基準に基づいて、漫然と繰出しするのではなく、他の選択肢はないのかを十分検討した上で、繰出しを行うべきと考える。

【財政経営部&会計管理室・経過】

《歳入全般》

市たばこ税

- Q. 予算額は減少傾向にあるのか。
- A. 過去5年ほどは、年間の消費本数は概ね5%ずつ減少している一方、税率の引き上げも行われていることから税収はさほど変わっていない。
- Q. 平成28年度に比べ、平成29年度の予算額が大きい理由は何か。
- A. 平成28年4月に一部銘柄が値上げされた影響や平成28年度に入り消費本数の減少率が2%程度になっていることから、平成29年度予算は増額を見込んでいる。

Q. 税収のピークはいつごろか。

A. 消費本数のピークは平成2年度である。

Q. どの時点で税収となるのか。

A. 卸売業者が小売店に売り渡す際に小売店のある所在地の市町村に税を納めることとなる。

入湯税

Q. 前年度予算に比べ大幅に減少している理由は何か。

A. 課税業者は3つあるが、2つの日帰り施設において、大幅に利用者が落ちていることが原因である。

事業所税

Q. 納税義務者数が、平成29年度予算と平成27年度決算ともに774者となっているが、対象に変化はあるのか。

A. さまざまな要因により増減はあったが、結果的に総数が同じになった。

Q. いつまで特例減免を行うのか。

A. 平成29年7月末に事業年度が終了する事業所は、1/6減免となっており、これ以降は特例減免は適用されない。

Q. 納税義務者数などが平成29年度と同じ条件であったとすると、平成30年度の事業所税調定額はいくらか。

A. 約34億円である。

Q. 普通交付税の算定においては、合併の特例があるが、事業所税の取扱いはどうか。

A. 合併後10年間は、合併前の旧四日市市と旧楠町でそれぞれ算定し合算したため、事業所税はなかったものとして、普通交付税が算定された。その後の5年間については、旧市町での算定額から新市での算定額を引いた額を、段階的に縮減しながら、新市での算定に加えることとなっている。

Q. 事業所税の特例減免終了後の対応について、今後の見通しはどうか。

A. 特例減免終了後に、税制上でさらなる減免を行うことは、法的に難しいが、実質的な減免措置のあり方について、中小企業振興の視点から他市の事例も参考に検討を進めていきたいと考えている。

(意見) 市長とも協議をしながら、対策を考えてほしい。

諸収入

Q. 諸収入約44億9千万円の主なものは何か。

A. 中小企業等融資資金貸付金元利収入が約17億2千万円、公害健康被害補償給付費納付金が約5億4千万円、ごみ発電電力売却収入が4億8千万円、朝日、川越二町消防事務受託費が約2億7千万円である。

Q. ペットボトル売払収入として633万円が計上されているが、売却先はどこか。また、傾向はどうか。

A. 資源物として収集したペットボトルを、国が認定するリサイクル事業者に売却して

いる。ペットボトルの需要は増えているが、材質が薄くなってきている現状があり、収集トン数については、平成 29 年度見込みが 422 トンであり、平成 25 年度から平成 27 年度までの実績が 435 トン、418 トン、413 トンとなっている。

- Q. クリーンセンターが稼働し、ほとんどのゴミが燃やせるようになったため、ペットボトルが可燃ごみとして出されることで、資源物としての収集量が減るのではないか。これに伴って、ごみ発電電力売却収入は増えるのか。
- A. ペットボトルは引き続き資源物として収集し、必要に応じて、地域単位の啓発や周知も行っている。なお、売電については、可燃ごみは約 9 万トン以上あり、ペットボトルのみの影響はほぼないものとする。

その他

- Q. 公設民営方式である、あすなろう鉄道について、別会計をつくることは可能か。
- A. 公設公営であれば、企業会計の鉄道事業会計となるが、市が設備をもち、民間事業者が運営を行う公設民営については、別会計をつくるのは難しい。

【議会事務局・経過】

＜歳出第 1 款議会費＞

市議会中継関係経費

- Q. 臨場感があるカメラワークを行うことはできないか。
- A. 管財課の予算により来年度に中継カメラを更新する予定であるため、これに併せて検討を行いたい。

議会広報広聴活動経費

- Q. 今後は「見せる」ではなく「魅せる」という意識が必要である。本市議会だけに限ったことではないが、マーケティングができていないと考える。広報戦略の策定について検討してはどうか。
- A. 活発な議会活動をしっかり外へ発信していくことは重要であり、時代に合った広報について、広報広聴委員会で議論をしていく必要があると考える。

視察受け入れ

- Q. 視察対応に議員が参加しているが、これまでの実績はどうか。また、周知は行っているのか。
- A. 平成 27 年度から試行的に対応をしてもらっており、実績としては、平成 27 年度が 4 回、平成 28 年度が 4 回となっている。視察の依頼があった際に、先方に伝え、希望があった場合に議員に視察対応をってもらうという流れである。
(意見) 議員による視察対応は、自らの勉強にもなるので、拡大していくべきと考える。
- Q. 議会関係とそれ以外の項目について、それぞれの視察受け入れ件数および対応状況はどうか。
- A. 議会関係が 29 件、それ以外の項目が 19 件となっている。議会関係以外の項目については、担当課が説明を行い、事務局職員は少なくとも 1 名が同席をしている。

Q. 視察受け入れ件数は、年々減少しているが、考えられる要因は何か。

A. 通年議会の導入以降は、議会関係の視察が急増したが、通年議会を導入する自治体も増え、ここ数年は件数が減少してきている。

(意見) 職員の対応の良し悪しが街のイメージにもつながるので、おもてなしの心を持って対応してほしい。

Q. 同時に2つの視察を受け入れることもあるのか。また、視察を断ることもことはあるのか。

A. 別の内容の視察を2つ同時に行うケースもある。他の公務があるなど、やむを得ない場合を除き、視察を受け入れるようにしている。

事務局体制

Q. 事務局職員がスキルアップするための費用は計上されているのか。

A. 全国市議会議長会が主催する研修に参加するなどして、スキルアップに努めている。

(意見) 研修や他自治体の議会事務局との情報交換により、先進事例等の把握を行い、場合によっては、事務局から議員に対して提案をしていくという姿勢も必要ではないか。今後検討してほしい。

Q. 委員長報告の作成など、事務局の負担も大きくなっていると考えますが、職員体制に不足はないか。

A. 係間の協力体制などにより業務の平準化を図りながら、対応を行っている。不足する状況となった場合は、人事当局に要望をしていく。

(意見) 不足する場合には、議員にも伝えてほしい。

交際費

Q. 実態からいくと、交際費ではなく、諸経費という名称にすべきではないか。

A. 地方自治法施行令で規定されているため、変更は難しいが、可能な範囲でわかりやすい表現に努める。

旅費

Q. 会計上の処理に、旅行命令というものがあるが、表現に違和感があるが、どうか。

A. 条例上で規定されており、変更は難しい。

その他

Q. 平成29年度の議会費は平成28年度に比べ減少しているが、主な要因は何か。

A. 議員の現員数の減が主な要因である。

Q. 近年、議会費は6億円から7億円、一般会計歳出当初予算に占める割合は0.6%から0.7%で推移しているが、同格都市に比べ、どうか。

A. 同程度と認識している。

Q. 常任委員会や特別委員会の開催回数が減少傾向にあり、議会の稼働率が下がってきていると考えるが、事務局としての考えはどうか。

A. 議員政策研究会なども活発に行われており、一概に活動が下火になっているわけで

はないと考える。今後とも、できるかぎり活発な議会活動をしてもらえるよう、サポートしていきたい。

Q. 本会議や委員会の開催中に地震などの災害が起こった場合の避難行動マニュアル等の作成や避難訓練の実施が必要ではないか。

A. 大規模災害時における議会の対応要綱はあるが、避難など具体的な行動については規定されていないので、避難訓練等を実施する必要があると考える。

Q. 職員が実施する避難訓練への参加について、検討してほしい。

A. 職員の避難行動マニュアルでは、議員の誘導を含め、規定をされている。議員の避難訓練への参加について、執行部へ提案していきたい。

(意見) 議会BCPの策定や、議場に折り畳み式のヘルメットを備えておくなど防災備品の配備についても検討すべきと考える。

議案第 73 号 平成 29 年度四日市市桜財産区予算

別段の質疑および意見はなかった。

議案第 94 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 7 号)

【政策推進部・経過】

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費》

四日市港管理組合 負担金

Q. 霞 4 号幹線は片側 2 車線で整備をする計画であるが、現実には平成 29 年度末までに片側 1 車線で供用が開始される。今後、片側 2 車線になる可能性はあるのか。

A. 早期開通を目指して、まずは暫定 2 車線で供用を開始する。4 車線化の着手は、今後の交通量の推移を見ながらとなるため、その時期は決まっていない。交通量が増えてくれば、4 車線化の要望を行っていくことになるかと考える。

(意見) 霞 4 号幹線の 4 車線化よりも北勢バイパスの整備促進や霞ヶ浦地区から南方面へ延伸する道路が必要である。地元が費用の 3 分の 1 を負担している以上、国に対して言うべきことはしっかり言ってほしい。

【消防本部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 1 目日常備消防費》

消防車両管理費

Q. 過失割合はどうか。

A. 過去の事例を参考に、市側 2 割、相手方 8 割として、保険会社が示談交渉を行っているところである。

Q. 保険会社から支払われる保険金は、歳入に計上するのか。

A. その通りである。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

住宅等耐震化促進事業費

Q. 無料耐震診断や除却工事は当初見込みより多く、耐震補強は当初見込みより少ないが、この現状を受け、来年度はどのように取り組むのか。

A. できるだけ多くの方に無料耐震診断を受けてもらえるよう啓発活動を行い、耐震性に問題があれば、耐震補強か除却工事のいずれかを選択してもらいたいと考えている。

Q. 除却工事の補助については、空き家対策としても活用できるのか。

A. 建築指導課により、危険空き家という位置づけがなされれば、無料耐震診断なしで除却工事の補助ができる。

第2条 繰越明許費の補正

総合防災拠点整備事業費

Q. 今後の進捗見込みはどうか。

A. 現在、購入に向けて、地権者と調整を行っているところである。誠意を見せ、理解を得ながら進めている。

Q. 継続して努力してほしい。

A. 全力で取り組んでいく。

【総務部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

退職手当

Q. 定年退職予定者数が当初見込みより3名少ない理由は何か。

A. 当初予算の計上時に、定年退職者として見込んでいた職員が、定年を迎える前に退職をしたためである。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

選挙事務費

Q. 統一地方選の際に、各選挙間の期間が短い場合は、ポスター掲示板を共有してはどうか。

A. 現状の県知事・県議会議員選挙と市議会議員選挙においても、可能な範囲内で共有を行っている。

【財政経営部・経過】

《歳入全般》

財源調整

Q. 後年度の普通交付税で措置される臨時財政対策債の発行を抑制した理由は何か。

A. 臨時財政対策債は、実際の借り入れの有無にかかわらず、借り入れたものとみなして、後年度の普通交付税で算定されるため、発行を抑制した。

Q. 確実に後年度で交付税措置されるのか。

A. 普通交付税算定における基準財政需要額の中に、臨時財政対策債の元利償還金の項目があり、間違いなく算入している。

第2条 繰越明許費の補正

市庁舎等整備事業費

Q. 入札が不調となった理由は何か。

A. 市庁舎吊天井崩落対策工事実施設計業務委託については、基本設計後の実施設計が入札不調となったため、基本設計を行った委託業者に確認をしたところ、時期的な問題により年度内の完成が見込めないことが理由であると聞いている。市庁舎、総合会館、本町プラザの空調設備更新工事設計業務委託については、複数の他の施設も同時に同種の工事設計の入札をしたため、受託できる業者がいなかったものと考えている。

Q. 再度入札をする際には、どのような改善を行うのか。

A. 担当部署である営繕工務課と連携しながら、業者がより入札しやすいよう配慮を行いたい。

Q. 時期的な問題ならば、ある程度想定できたのではないか。改善策等を営繕工務課へ申し入れることができるのか。

A. 入札不調とならないよう、営繕工務課、調達契約課と連携をしながら対応を行っていきたい。

(意見) 同じことが起こらないよう、不調に至った原因を精査し、改善できるものは改善してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

なお、議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算について、第1条歳入歳出予算 歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費 中心市街地拠点施設整備事業費については、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数で、全体会審査に送ることと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成 29 年 2 月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

議案第 61 号 平成 29 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

【政策推進部・経過】

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費》

四日市港管理組合 負担金

- Q. 港湾運営会社設立についての途中経過の報告を協議会などの形で、議会に対し、事前に示すことはできなかつたのか。
- A. 市としても港湾運営会社に向けた協議状況については、適宜確認を行っていた。その際には、相手方があることであり、なかなか進捗しておらず、当初予算計上の見通しは立たないとのことであったが、3月3日に急きよ、四日市港管理組合から会社設立の報告があった。四日市港管理組合として、3月22日から開会する議会に当初予算で出資金を計上したいという意向に加え、既に、県議会、市議会では説明がなされているという状況を勘案し、県、市の負担金の金額を変えない範囲で対応をすることとなった。
- Q. 内容的に表に出せないことは理解するが、事後報告での議会对応では、議会軽視ではないかとの不満も残る。本件については、出資金の増額にあわせて海岸保全施設管理・維持費を減額して、対応するものであり、後々に補正予算の計上にもつながると考える。秘密会などにより、早い段階で議会との協議の場を設けるべきであったと考えるが、どうか。
- A. 民間企業も含め、多くの調整が必要であり、難しい面もあるが、本来であれば、当初予算の上程までに、方針を固め、対応を行っていくべきであったと考えている。今後は、四日市港管理組合との情報共有をより一層緊密にしていきたい。
- Q. 伊勢湾で一つの港湾運営会社を設立することとなるが、このことで、四日市港管理組合の自主的な運営に支障はきたさないのか。
- A. 港全体を管理するものではなく、コンテナターミナルの運営についてのみ一元管理を行うものであり、スケールメリットを活かした運営ができると考えている。また、運営会社の出資金の 35 パーセントを堅持することで、四日市港管理組合としての意見も述べられるようにしている。
- Q. 運営会社設立の合意はいつ得られたのか。
- A. 市には 3 月 3 日に報告があったが、合意自体は 2 月末と聞いている。
- Q. 委員会審査のスケジュールなどを加味して対応できるよう市からアプローチが必要だったのではないのか。
- A. 四日市港管理組合は、基本的には県と市の負担金で運営されており、それぞれの議

会日程を考慮して、対応すべきであったと考えている。

Q. 3月13日に記者発表を行ったということは、いずれにしても、これ以降でしか公表できないということか。

A. 公表は、3月13日以降となるが、それ以前に、正副委員長等と相談し、秘密会を開くなどの対応は可能であったと考える。

Q. 3月13日の四日市港と名古屋港の記者発表について、誰がどのような発表をしたのか確認したい。また、関係議員へはいつ報告したのか。

A. 記者発表については、会見は行っておらず、各記者クラブへの投げ込みを行った。また、四日市港管理組合議会議員には3月8日以降説明を行っており、本市議会議員には昨日タブレットにて文章を送付したところである。

(意見) 丁寧な対応や手続きを行うことは重要であり、基本的なことである。ぜひ県市で十分な連携を図り、四日市港管理組合にも伝えた上で、今後このようなことが起こらないように進めてほしい。

Q. 平成26年11月に四日市港埠頭株式会社が国からの指定を受け、平成29年9月が統合の期限であるとのことだが、会計処理上、予備費に計上することも検討すべきであったのではないか。また、今後、民間からの出資を求めることとなるが、四日市港管理組合の出資比率を保つため、増資を行うのか。

A. 当初予算を組む段階で、あらかじめ予備費に計上することは難しいと考える。年度明けであれば、補正予算を計上して対応することになったと考えるが、今回は、県および市議会が当初予算上程後で、なおかつ四日市港管理組合議会への当初予算上程前であったことから、県、市それぞれの負担金の範囲内で対応することとなった。また、今後、民間からの出資に応じて、増資する可能性はあり、必要に応じて、補正予算を計上することになる。

(意見) 四日市港管理組合は、市長が副管理者となっており、市も少くない金額を負担している以上、言うべきことは言うべきである。

(意見) 港湾運営会社の設立の期限が9月に定められているにも関わらず、このような状況となったのは、準備不足が原因であったと考える。愛知県、三重県、名古屋市、四日市市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合というように、いくつかの組織が関係しており、難しい面もあるが、副管理者である市長を支えながら、市としての主張を行うべきである。

Q. 港湾運営会社の設立は、名古屋港管理組合からの働きかけによるものか。

A. 両港は、スーパー中枢港湾に指定された段階から連携の素地があった。湾で一つの運営会社を作るという国の新制度を受けて、日本のモノづくりを支える中部地方の重要港湾との共通認識をもって、新会社設立を前提とした協議を進めてきたものである。

Q. 出資金割合について、合意に向けての経緯はどうか。

A. 協議の当初段階では、名古屋港管理組合側がより多くの出資を希望していたが、協議により、定款の変更を阻止できるだけの出資比率を確保したと、四日市港管理組合から聞いている。

Q. 四日市港埠頭株式会社は今後どうなるのか。

- A. 四日市港埠頭株式会社で行っている業務のうち、コンテナターミナル運営業務については、今回設立する新会社に移管していく。

四日市港管理組合負担金についての審査報告は、以上の通りであります。

総務常任委員長報告（平成29年3月緊急議会）

総務常任委員会に付託されました議案第124号 四日市市税条例等の一部改正につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成 29 年 3 月緊急議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 120 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算 (第 8 号)

第 1 条歳入歳出予算の補正

【財政経営部経過】

《 歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 21 目諸費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳入全般 》

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 122 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条歳入歳出予算の補正

【財政経営部経過】

《 歳入全般 》

Q. 歳入予算を増額するにあたって財政調整基金繰入金以外の選択肢はなかったか。

A. 当初予算成立直後であり、他の歳入が見込めないことから財政調整基金から繰り入れを行った。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

○公会計について

1. はじめに

現在、国および地方ともに厳しい財政状況にあり、公債残高も増加傾向にある中、住民からは効率的な財政運営を行うことが求められており、あわせて財政状況について説明責任を果たすことが求められています。

このような中、地方公共団体の会計では現金主義による単式簿記が採用されていますが、住民に対する説明責任という視点において、ストック（どれだけ資産を蓄えられているか）やフロー（資金がどのように動いたか）が明らかになっていないという指摘がなされており、近年、新地方公会計制度として発生主義による複式簿記の導入が進められています。

本市においては、市債の年度末残高をここ十年で、一般会計だけで約300億円、特別会計および企業会計を含めると約600億円削減しており、また、歳入についても、企業誘致の取り組みが功を奏し、半導体企業等の設備投資が続き、安定的に税収を確保できており、比較的に健全な財政状況にあります。

しかし、長期的に見れば、高齢化に伴う医療費の拡大や人口減少による税収の減少などが予想され、将来を見据えた効率的な財政運営が求められています。今回、当委員会においては、上記の状況を踏まえ、新地方公会計制度にかかる国の動向や本市の取り組み状況について調査を行うため、休会中所管事務調査のテーマとして取り上げ議論することといたしました。

2. 単式簿記・現金主義での決算の意義

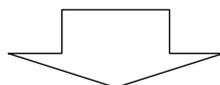
(1) 税の配分の明確性

地方自治体の行政活動は、徴収した税金を議会の議決を得た予算に基づき配分することで住民福祉の向上に資するものであるため、行政にとって税の配分を決める予算統制は重要である。その手段として、客観的で確実に確認できる現金収支で管理する単式簿記・現金主義は非常に有効である。

(2) 他の決算関係資料による補完

単式簿記・現金主義に基づく決算額以外の財政上の情報についても、決算書以外の下記の関係資料で、財産の総額、借金の残高、将来の負担額の確認が可能である。

- ・ 財産の状況 ⇒ 財産調書（取得価格で記載）
- ・ 市債の残高 ⇒ 市債台帳
- ・ 将来の負担額 ⇒ 債務負担調書（契約に基づく負担額）



しかしながら、単式簿記・現金主義では見えにくいコスト等も存在する。

- ・次世代に引き継ぐ資産の現在の価値がどのくらいあるか。
- ・将来職員が退職する場合の負担がどのくらいあるか。
- ・経常的な行政サービスにかかったコストがどのくらいか。
- ・資産はどのような財源で形成されたか。

これらは、複式簿記・発生主義で整理された財務諸表では、減価償却費や引当金などで把握が可能となる。また、現金主義に基づく決算以外のこれらの財政上の情報についても、複式簿記・発生主義で整理された財務諸表では一元的に見ることができ、決算の情報の説明に適している。

よって、地方公共団体の決算については、単式簿記・現金主義で作成されたものを主としながら、それを補完するものとして、複式簿記・発生主義で整理された財務諸表を作成、公表するものとしている。

3. 会計方式の違いとその特徴

(1) 単式簿記・現金主義

単式簿記とは、簿記的取引をただ一つの科目に絞り記録・集計する記帳法であり、現金主義とは、その科目について現金の入出金のみを捉え、現金の移動があった時点でその事実を収入・支出に区分して計上するものである。

【長所】・経理方法が明快かつ確実であり、会計結果もわかりやすく明快なものである。

【短所】・現金以外の資産や負債の情報が蓄積されない。

- ・現金の動きしか記録されないため、減価償却費や引当金などの非現金支出が計上されない。

(2) 複式簿記・発生主義

通常の経済活動は、貨幣、財産、サービス等の経済価値を相互に交換されることで成立しており、通常ある経済価値の増加と他の経済価値の減少という2つの側面から成り立っている。経済活動の記録について、この2つの側面に着目して、すべての経済価値の変動を記録するものが、複式簿記である。また、発生主義とは、さきの現金主義が現金の入出金の動きがあった時点で経理するのに対し、経済活動の発生という事実に基づき、その発生の都度記録し、整理するものである。

【長所】・期間損益計算を目的としている。つまり収入・支出を当該年度に属するもの（収益・費用）と翌年度以降に属するもの（資産・負債・純資産）に分け、また減価償却費等の非現金支出も併せた各年度の損益の計算を測定、認識しやすい。

- ・自治体が保有している行政サービスの提供に必要な資産の残高や将来返済しなければならない負債の残高を会計記録から明らかにできる

- 【短所】・会計書類の検証に財務諸表の分析の知見が必要となる。
・会計処理担当者に一定の会計知識が必要となる。

4. 新地方公会計制度について

(1) 新地方公会計制度により作成する財務諸表

《貸借対照表》

年度末時点において、財政状況（資産、負債、純資産の状態）を明らかにするために作成するもので、持っている資産をどのような財源（負債と純資産）でまかなってきたのかを表している。つまり、公会計においては、市民に行政サービスを提供する能力（資産）を将来世代の負担（負債）と現在までの世代の負担（純資産）でどのように作りあげてきたかを表している。表の左に資産を表示し、右側に負債と純資産を表示している。

《行政コスト計算書》

一会計期間における経営成績（利益や損失の額、費用と収益の状況）を明らかにするために作成する。公会計においては、経常的な活動に伴うコストから使用料や手数料など税以外の収入を引いた額を示す。従来の現金主義に基づく官庁会計では把握していなかった減価償却費などの非現金支出についても計上している。なお、東京都モデルにおいては、税を行政サービスの対価と捉え、収入として経理している。

《資金収支計算書》

一会計期間における現金の流れの状況を一定の活動区分ごとに表示するために作成する。現金の流れを示し、収支を3つの活動区分に分け、どの活動にいくら現金を使ったかを表している。経常的収支は、一般的な行政の活動に関するもの、資本的収支は固定資産の取得などに関するもの、財務的収支は借金の返済などである。

《純資産変動計算書》

貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動を明らかにするために作成する。純資産（資産から負債を差し引いたもの）が前年度からどのように変化したのか、その原因は何かを示す。

(2) 新地方公会計モデルの変遷について

平成19年10月に総務省から平成21年度までに人口3万人以上の都市は財務諸表の整備を「基準モデル」か「総務省方式改定モデル」で行うよう要請があり、本市は「基準モデル」を採用し、平成21年9月に平成20年度決算の財務諸表を作成、公表している。

なお、基準モデルを採用したことにより、後述の統一的な基準による財務諸表の作成へ速やかな移行が可能となっている。

総務省方式改定モデル（945自治体作成済、326自治体作成中（平成26年度、旧総務省モデル含む））

・固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成する

基準モデル（207自治体作成済、36自治体作成中（平成26年度））

・固定資産台帳等を作成し、個々の取り引き情報を期末に一括して発生主義により複式記帳して作成する。

東京都モデル等の独自モデル（15自治体作成済、5自治体作成中（平成26年度））

・固定資産台帳等を作成し、個々の取り引き情報を日々、発生主義により複式記帳して作成する。

いくつかのモデルが混在しており、比較可能性が確保されていないため、統一的な基準が必要である。

⇒ 平成27年1月、総務省から各地方公共団体に向け、平成30年3月末までに統一的な基準による財務諸表の作成の要請があり、本市も統一的な基準での作成に向け、平成28年度から課題の把握および移行に向けた作業を開始している。

※「統一的な基準」と「基準モデル」の違い

- ・貸借対照表における償却資産について、その表示を直接法から間接法にする。（減価償却累計額表示）
- ・貸借対照表の資産の区分を金融資産・非金融資産、流動負債・非流動負債から、固定資産・流動資産、固定負債・流動負債の区分にする。
- ・有形固定資産の評価基準を、これまで原則、再調達原価としてきたが、原則、取得原価で評価する。
などであり、基準モデルと大きな変更はない。

5. 新地方公会計を使った本市の取り組み状況

（1）新地方公会計による本市の平成26年度の財務諸表とその分析

新地方公会計により作成した財務諸表とその分析を「決算の概要」に記載するとともに、本市ホームページに、「4つの財務諸表からみた四日市市の平成26年度決算」等を公表し、単式簿記での決算を補完する情報の開示を行っている。

（2）施設別行政コスト計算書への活用

本市では、施設の運営については、単式簿記・現金主義だけで得られるコストだけでなく、複式簿記・発生主義で得られるコストも把握する必要があると、施設の減価償却費や施設整備に要した市債の償還利子をも施設の運営費の一部として認識した施設別行政コスト計算書を作成し、主要施策実績報告書に掲載している。これら複式簿記などで得られるコストをも含めたフルコストを施設の運営費として捉え、受益者負担のあり方等に生かしていく。

(3) 複式簿記・発生主義に精通した職員の育成

複式簿記・発生主義への理解は新地方公会計による財務諸表を作成、分析を行う職員のみにも留まることなく、他の職員にも広めることにより、例えば、指定管理者のモニタリングレポートの分析やコスト意識の醸成に役立てていく必要がある。そこで、職員研修所の研修に複式簿記・発生主義への理解を深めるための講座を設け、職員の理解の浸透に努めている。

6. 委員からの意見

- ・最も重要なのは、公会計が自治体のマネジメントにどのように活かされるかであり、活かしていくためには複式簿記・発生主義が必要だと考える。
- ・東京都モデルを採用している町田市、江戸川区のように日々仕訳を行い、部局別や重要政策別で財務諸表が出せるようになることを最終目標とすべきである。
- ・日々仕訳を行うためには、システムの導入や公認会計士の雇用に多額の費用がかかるが、職員と議員にマネジメントの意識を醸成させ、また、市民に説明責任を果たしていくためには有効なことであると考えます。
- ・既に地方公営企業は月次決算を行っている。一般会計においても部局別または重要施策別など抽出により月次決算を行うことを今後研究すべきである。

7. まとめ

単式簿記・現金主義においても、決算書以外の関係資料で、財産の総額、借金の残高、将来の負担額の確認が可能ですが、複式簿記・発生主義を導入することにより減価償却費や引当金等の現金支出以外の情報が計上され、正確なコストやストックを把握することができます。

さらに、複式簿記・発生主義の導入は、単にコストやストックの情報を把握するだけに留まらず、マネジメントの意識が醸成され、より効率的な財政運営ができるものと考えます。

東京都モデルのように、日々仕訳を行うためには、システムの構築や職員の育成に膨大な費用がかかるため、実現は困難であると考えますが、職員がコストおよびストック情報を把握し、単年度の収支だけでなく、中長期的な見地に立って組織をマネジメントしていくという視点は、今後の地方公共団体には必須になります。

当委員会といたしましては、本市において、総務省から要請されている統一的な基準による財務諸表の作成を早急に行うとともに、試行的に部局別や重要施策別の財務諸表の作成するなど、複式簿記・発生主義の導入を促進するよう求めます。加えて、職員への浸透を図るため、財政部局の職員だけでなく、管理職をはじめ職員全体に対し、財務諸表の読み方や複式簿記、自治体マネジメントの研修を充実するよう求め、当委員会の報告とします。

[委員会の構成]

委員長	伊藤嗣也
副委員長	藤田真信
委員	笹岡秀太郎
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	森智広

○共通投票所について

1. はじめに

本年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことにより、自治体内に居住する有権者なら誰でも投票日当日に投票ができる共通投票所を駅周辺や商業施設などに設置できることとなりました。この法改正は投票率向上に向けた取り組みの一つとして期待されましたが、今夏の参議院議員通常選挙で共通投票所を設置した自治体は、全国で4自治体（北海道函館市、青森県平川市、長野県高森町、熊本県阿蘇村）に留まっており、大半の自治体が二重投票を防ぐシステムの構築およびセキュリティ確保の問題等により設置を見送っています。

これを受けて、当委員会では、7月下旬に青森県平川市を訪問し、共通投票所設置の有効性や実際の運用状況、費用面について視察を行い、また、10月6日に常磐地区市民センターで開催したシティミーティングにおいては、テーマを「投票率向上について」とし、参加した住民から共通投票所の設置を含めた投票率向上に関するさまざまなご意見をいただきました。

一方、本市としましては、投票率向上に向けて、投票所の環境整備や各種広報活動、大学生との連携など数多くの取り組みを行っており、投票率は国政選挙、地方選挙ともに全国平均を上回っていますが、低下傾向にあり、実効性のある対策が求められているところであります。

そこで今回、当委員会では、共通投票所の設置をはじめ、投票率向上に向けた今後の取り組みについてを休会中所管事務調査のテーマとして取り上げ、議論することといたしました。

2. 共通投票所について

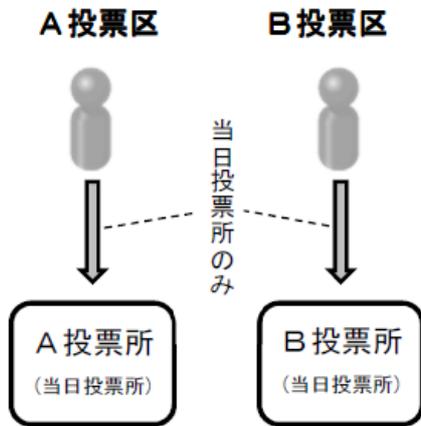
(1) 共通投票所の概要

従来、投票日当日に選挙人が投票できるのは、自分の属する投票区の指定された投票所（以下、「当日投票所」）だけであり、他の投票所では投票することができなかったが、今回の法改正により設置が可能になった「共通投票所」は、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票ができ、駅の近くなど交通利便性の高い場所や、多くの人が集まる商業施設などに設置することを想定している。

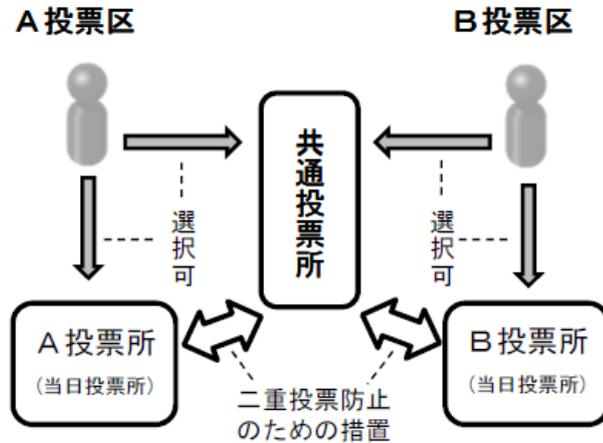
「共通投票所」が開設された場合には、選挙当日、選挙人は「当日投票所」か「共通投票所」のいずれかを選択できることとなり、これらの投票所間での二重投票の防止策を講じる必要がある。

共通投票所のイメージ図

【従来】



【改正後】



(2) 第24回参議院議員通常選挙における各自治体の設置状況

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙においては、4市町村が共通投票所を設置した。

① 北海道函館市（面積677.86km²）

- 当日有権者数 232,352人
- 当日投票所数 112か所
- 期日前投票所数 10か所（その他に4大学で1日ずつ開設）

【共通投票所】

- 開設場所 ・ポールスターショッピングセンターB棟1階イベントスペース前広場
- ・昭和タウンプラザ ベスト電器函館店入口前広場

※いずれも期日前投票所としても利用

投票時間 午前10時～午後8時

二重投票防止策 ・全投票所をつなぐオンラインシステムは構築せず、電話連絡により投票状況を確認。

・共通投票所からは、選挙人の投票区の投票所に確認。当日投票所からは本庁に確認。本庁は電話8台で対応。

※共通投票所と本庁間はオンライン。

② 青森県平川市（面積345.81km²）

- 当日有権者数 27,728人
- 当日投票所数 23か所
- 期日前投票所数 4か所

【共通投票所】

開設場所 ・イオンタウン平賀 1階催事場

※期日前投票所としても利用

投票時間 午前9時～午後8時

二重投票防止策 ・全投票所をオンラインで結んだシステムにより名簿を対照。

③ 長野県高森町（面積45.26km²）

当日有権者数 10,739人

当日投票所数 8か所

期日前投票所数 2か所

【共通投票所】

開設場所 ・アピタ高森店 1階キャッシュコーナー前

※期日前投票所としても利用

投票時間 午前9時～午後8時

二重投票防止策 ・全投票所をオンラインで結んだシステムにより名簿を対照。

④ 熊本県南阿蘇村（面積137.30km²）

当日有権者数 10,005人

当日投票所数 17か所

※震災のため、H28の参院選は、全ての当日投票所を3か所の共通投票所に集約

期日前投票所数 3か所（その他に1か所を臨時開設）

【共通投票所】

開設場所 ・長陽庁舎

・久木野庁舎

・白水庁舎

※いずれも期日前投票所としても利用

投票時間 午前7時～午後6時

二重投票防止策 ・3か所の投票所をオンラインで結んだシステムにより名簿を対照。

(参考)

第24回参議院議員通常選挙での投票率等

	当日有権者数 A (人)	投票者数 B (人)	投票率 (B/A×100)	うち共通投票所		
				投票者数 C (人)	投票率 (C/A×100)	対全投票者 (C/B×100)
函館市	232,352	122,911	52.90%	1,048	0.45%	0.85%
平川市	27,728	15,533	56.02%	1,705	6.15%	10.98%
高森町	10,739	7,437	69.25%	387	3.60%	5.20%
南阿蘇村	10,005	5,437	54.34%	103	1.03%	1.89%
四日市市	254,150	146,449	57.62%	—	—	—

国政選挙の投票率の推移

	H22. 7 参院選	H24. 12 衆院選	H25. 7 参院選	H26. 12 衆院選	H28. 7 参院選
函館市	55. 80%	56. 33%	49. 29%	51. 62%	52. 90%
平川市	52. 60%	55. 62%	45. 35%	43. 78%	56. 02%
高森町	68. 13%	67. 48%	73. 51%	59. 25%	69. 25%
南阿蘇村	66. 52%	66. 92%	59. 11%	58. 73%	54. 34%
四日市市	57. 15%	55. 86%	54. 36%	53. 72%	57. 62%
全国	57. 92%	59. 32%	52. 61%	52. 66%	54. 70%

※四日市市の衆院選は2区3区を合わせて算出。

3. 共通投票所の設置に関する課題

(1) 二重投票防止のため、投票済情報を全投票所で共有するシステムが必要。

① 情報ネットワークの構築

- ・ 通信障害に備え、投票所と本庁をつなぐネットワーク回線は、主回線と予備回線の2回線（有線と無線）を用意することも検討が必要。
- ・ 有線回線を全投票所に敷設すると費用がかかる。

② 同時に多数のデータを処理できるシステム

- ・ 基本的に期日前投票と同じ仕組みのシステムだが、同時に多数の投票所からの送受信があるため、サーバーには十分な情報処理能力が必要。（61の当日投票所と共通投票所からの名簿呼び出しと投票済処理を同時に行う）

(2) 投票済情報を共有できなくなるトラブルへの対応策が必要。

- ・ 落雷等による停電、機器の故障
- ・ 情報ネットワークシステムの不通
- ・ システムの故障 など

(3) 多くの選挙人が来場できる施設が必要

共通投票所は、利便性の良い施設に開設するので、選挙人の集中が予想されるため、十分なスペースの投票所と駐車場が必要となる。

- ・平川市の場合、全投票者の11%（1,705人）が来場

- ・本市のH28参院選の全投票者数 146,423人（11%は16,107人）

（参考）常磐第一投票区の当日投票者数 …… 3,525人

- ・衆議院議員総選挙の際には、共通投票所も2区と3区に分けて設置する必要がある。

（2区と3区に仕切って開設するため、広いスペースが必要となる。）

4. 委員からの意見

- ・共通投票所の実現においては、ネットワークの構築など難しい面があるが、今後も調査・研究を続けてほしい。また、平川市においては、移動投票所（※）も設置しており効果を上げている。共通投票所に併せて移動投票所の設置についても検討してほしい。
- ・期日前投票所が市東部に偏っているので、市西部に増設すべきと考える。
- ・今夏の参議院議員選挙で共通投票所を設置した自治体の結果から、共通投票所の設置が必ずしも投票率の向上につながっていないことが読み取れる。共通投票所の設置にあたっては、広報などソフト面での施策も必要となると考える。
- ・平川市においては、集客力の高い商業施設に期日前投票所を設置したことが投票率の大幅な向上に寄与したと考える。
- ・高齢者対策として、山間部等に移動投票所を設置することを検討するとともに、若年層への対策として、期日前投票所の充実が必要と考える。
- ・共通投票所の設置より期日前投票所の増設のほうが費用対効果が大きいと考える。
- ・1投票区当たりの選挙人数が多い地域への対応など当日投票における投票環境の整備が必要である。

※ 平川市では、山間部に設置した期日前投票所において、開設時間（例 A投票所：8：30～10：30、B投票所：11：00～15：00）を分け、投票を受け付けた。本報告書では、この形態の投票所を「移動投票所」としている。

5. まとめ

共通投票所の設置に向けて、最も大きな課題は、高度なセキュリティを確保した投票管理システムの構築であり、各投票所を結ぶネットワークを構築した上で、二重投票対策を講じた投票管理システムを導入する必要があります。さらに、万が一のシステム障害に備えて、電話等を用いた投票済者の管理についても合わせて検討する必要があります。当委員会が視察した青森県平川市においては、電気通信事業者の既存のネットワークを用いて無線によるシステムを構築し、合わせて紙ベースの選挙人名簿を備え付け、電話連絡により投票済者の

管理を行いました。平川市の約9倍の有権者がいる本市において、同様の手法を用いるのは難しいかもしれませんが、国政選挙、地方選挙ともに投票率が減少している現状を鑑みると、共通投票所の設置を含めた投票環境の改善は必須と考えます。当委員会といたしましては、今夏の参議院議員選挙において共通投票所を設置した4自治体の調査結果や、今後の他自治体の動向を注視しながら、本市における共通投票所の設置について継続的に検討することを要望します。加えて、平川市が設置した移動投票所についても、交通弱者や高齢者対策として有効と考えるため、共通投票所の設置と合わせて検討を行うよう求めます。

また、投票率の向上に向けては、期日前投票所の充実も必要と考えます。本市においては、現在4カ所の期日前投票所（市総合会館、ヘルスプラザ、市防災教育センター、中消防署中央分署）がありますが、市東部に偏っており、市民からも市西部への新設が求められています。今秋の市長選挙において、期日前投票所を四日市大学で2日間設置し、今後、消防の北部分署及び南部分署の開署後には、この2つの消防分署を期日前投票所とする予定ではありますが、当委員会といたしましては、市内における東西格差是正のためにも市西部への期日前投票所のさらなる増設を求めます。

将来的に投票率を向上させていくためには、共通投票所の設置や期日前投票所の増設、選挙人数が多い投票区の分割など、投票の受け皿の拡大を進めるとともに、移動投票所のように、投票所自らが有権者のいる場所に赴くという能動的な発想が求められます。これらを実現するためにはいずれも入念な調査研究が必要であり、かつ相応の資本投下が必要となりますが、民主主義の根幹である選挙をより民意が反映するものにするため、投票率の向上に向けて、執行部として最善を尽くすよう強く要望し、当委員会の報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	伊藤嗣也
副委員長	藤田真信
委員	笹岡秀太郎
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	日置記平
委員	平野貴之

総務常任委員会

○大雪等の対策について

1. はじめに

平成 29 年 1 月 14 日から 16 日にかけての大雪については、平成 7 年に記録した大雪以来の未曾有の積雪量であり、市民生活に多方面で影響を及ぼしました。これを踏まえ、平成 29 年 2 月定例月議会予算常任委員会全体会において、ごみ収集作業の中止や学校の休校等への対応の遅れなど、大雪時における災害対応の体制や市民への情報提供に対する指摘があり、執行部からは早急に対策の見直しを図るとの説明がありました。これを受け、当委員会として、今後の見直しに向けた考え方について改めて確認すべく、所管事務調査として取り上げ、議論することとしました。

2. 今回の大雪対策における総括について

平成 29 年 2 月定例月議会予算常任委員会全体会での審査を経て、執行部より示された今回の大雪対策における現段階での総括は以下のとおりです。

(1) 今回の大雪に対する対応について

今回の大雪に対する体制については、国道 1 号や国道 23 号等の主要道路に顕著な渋滞がなかったことや、発表されたのが大雪注意報のみであったことなどを勘案し、災害対策本部設置を行わず、各部局での対応と危機管理監が判断し、都市整備部や消防本部など、それぞれの部局において除雪作業や消防救急などの現場対応を行った。

(2) 大雪時における課題について

①降雪量の観測地点について

津地方気象台の降雪量の観測地点が市内に塩浜地区 1 箇所しかなく、また、場所が市の南東部に偏っている。

○降雪量観測地点



(出典：津地方気象台発表資料)

②大雪への対応体制について

発表された気象情報が大雪注意報であったことから、災害対策本部の配備基準に基づき、災害対策本部の設置を行わなかったため、情報収集体制が不十分となり、市民への情報提供に遅れが生じた。

(3) 上記課題に対する対応策について

①降雪量の観測地点について

災害対策本部設置の判断材料となる気象情報について、津地方気象台に対し、降雪量の観測地点の検討について働きかけを行う。

②大雪への対応体制について

暴風雪警報発表時に設置するとした、災害対策本部の配備基準について見直しを行うとともに、緊急部（緊急班、緊急分隊）の早期配備や危機管理監と関係部局との連携強化による市民への迅速な情報発信を行う。また、市全体として現場で対応する各部局へどのような支援が行えるのか、各関係部局と協議していく。さらに、大雪時において、業務を遂行している民間企業の大雪に対する対策も研究していく。

なお、災害対策本部の運営体制の具体的な見直し内容については下記のとおりである。

災害対策本部運営体制の見直し案

i) 災害対策本部の配備基準

災害対策本部の配備基準を、『暴風雪警報』から『大雪警報』とする。

市域に災害の発生が予測される場合等において、災害対策本部設置前に情報収集等を行う「注意体制」の配備基準を、『大雪警報』から『大雪注意報』とする。

○災害対策本部配備基準

体制のレベル		配備体制	配備要員	
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、または発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うために各部局署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制。	1 次の警報のうち、市域にいずれかが発表されたとき ①大雨 ②洪水 ③暴風 ④大雪 ⑤暴風雪 ⑤高潮	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・都市整備部 ・上下水道局 ・商工農水部 ・消防本部 以上5部は各部マニュアルによる	
		2 市域に震度「4」の地震が発生したとき		<ul style="list-style-type: none"> ・その他の部局 1人 ・地区市民センター 1人
		3 県内（四日市市を除く）において震度「5弱」以上の地震が発生したとき		
		4 「東海地震に関連する調査情報」が発表され、市長が必要と認めたとき	異常な自然現象、人為的原因による災害においては、関係部局において増強を行うこと	
		5 異常な自然現象または人為的原因による災害で、市長が必要と認めたとき		

		第1次	1 被害の発生が予想されるとき 2 市域で震度「5弱」の地震が発生したとき 3 津波警報が発令されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」)	・各所属の1人以上(上記5部は各部マニュアルによる) ・地区市民センターは、別途計画による ・緊急班員4名
		第2次	1 被害が発生、または被害の拡大が予想されるとき 2 「東海地震注意情報」が発表されたとき 3 大津波警報が発令されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」)	・各所属の1 / 3程度(上記5部は各部マニュアルによる) ・地区市民センターは、別途計画による ・緊急班員原則全員
		第3次	1 被害が拡大、または甚大な被害が予想されるとき	・各所属の1 / 2程度 ・地区市民センターは、別途計画による ・緊急班員原則全員
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、または発生した場合で、市の総力を挙げて応急対策活動に当たり得る体制。	1 甚大な被害が発生したとき 2 市域で震度「5強」以上の地震が発生したとき 3 「東海地震予知情報(警戒宣言)」が発表されたとき ※危機管理監、都市整備部、上下水道局、商工農水部、消防本部の5部は各部マニュアルによる	・原則として全職員	

※特別警報(大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪)が発表された場合は、被害予測、または被害状況により、配備体制を決定することとする。

○災害対策本部設置前

体制のレベル	配備基準	配備要員
注意体制	1 市域に次の警報又は注意報が発表されたとき ①大雪注意報 大雪警報 ②大雨注意報 ③洪水注意報 ④津波注意報 (津波予報区「伊勢・三河湾」) ⑤波浪警報	・危機管理監 ・都市整備部 ・上下水道局 ・商工農水部 以上4部は各部のマニュアルによる。 異常な自然現象、人為的原因による災害は、関係部局において巡視等のために増強を行うこと。
	2 市域に次の注意報が発表され、市長が必要と認めたとき ①高潮注意報 3 気象情報等から考慮して、災害が発生するおそれがあるとき 4 その他異常な原因による災害が発生したとき	

ii) 災害対策本部の設置要請

部局長は、災害対策本部を設置する必要があるときは、危機管理監に対し、市長に設置の意見具申を行うよう要請する。

危機管理監は、部局長から設置要請があった場合で危機の規模が拡大する等、全庁で連携して対応することが必要と判断される場合は、災害対策本部の設置について、副市長と協議の上、市長に意見の具申を行う。

iii) 災害対策本部本部員会議の開催について

災害対策本部室（災害対策本部員会議、災害関係主管課長会議及び事務局で構成）が置かれていない場合においても、危機管理監が必要と認める場合は、災害対策本部員会議を開催することができる。

iv) 緊急部（緊急班、緊急分隊）の配備について

危機管理監が必要と認める場合には、配備基準にかかわらず、緊急部（緊急班、緊急分隊）の配備を早期に行う。

(4) 今後の方針について

今後の大雪対策として、警報等の気象情報を十分注視するとともに、市内の実情に合わせて臨機応変に対応することが必要である。これらの点を踏まえ、配備基準の改正など災害対策本部体制の見直しは、本年5月中に行うものとする。

なお、道路関係・ごみ収集関係・教育関係などの各部局における大雪対策への具体的な取り組みについては、逐次、冬期までに検討していく。

4. 委員からの主な意見

- ・危機管理監は市民生活の安心安全を担う極めて重要な立場にあることを改めて認識し、危機管理監の判断をもって迅速に対応できるよう、権限の強化を図るべきである。例えば、災害対策本部の設置について、市長の判断ではなく、危機管理監の判断で設置できるようにするなど、権限の強化を明確化すべきである。
- ・判断が後手に回ったことにより、現場での混乱を招いたことから、結果的に判断が空振りとなることを恐れ、躊躇するのではなく、危機管理監が自信を持って判断を行うべきである。
- ・市内の状況を把握するために、市職員が各地区市民センターにて情報収集を行うなど、気象台の観測地点の増設に替わる代替策についても検討すべきである。
- ・本市が業務委託を行っているウェザーニューズからの防災気象情報を有効活用できるよう研究を行うべきである。また、自衛隊の災害派遣を視野に入れた対策についても検討すべきである。
- ・各地区の情報を早期に把握できるよう、SNSを活用した市民からの情報収集の手法についても研究すべきである。
- ・危機管理室では24時間体制で情報収集を行っており、閉庁日における降雪であっても翌日以降の状況を予測できたはずであり、早い段階で各部局への情報共有及び市民への情報提供を行うべきであった。
- ・危機管理室は、市民に安全安心を提供する重要な役割を担っており、その自覚と認識をもって、災害に直面している市民からの相談や電話に対し、適切に対応できるようにすべきである。
- ・本市では大雪への対応に慣れていないことから、大雪が予測される場合には、あらゆる広報媒体を通して、市民に対して事前に注意喚起を促すべきである。
- ・各地区における被害や対応状況等の情報を集約し、大雪への対応に慣れていない本市の実情に即した四日市独自の大雪対策を検討すべきである。行政による公助に加え、市民の自助、共助で市民生活を確保できるよう研究を行い、情報共有に努めてほしい。

- ・各部局における大雪への具体的な取り組みについては、冬期までに検討することが示されたが、今回の反省を踏まえ、スピード感をもって早期に検討すべきである。
- ・今回露呈した問題点については、危機管理監を中心として適切な見直しを行い、今後の災害対応に生かすことが重要である。
- ・大雪だけでなく、今後起こり得るあらゆる災害を想定して、「想定外」が起こらないよう、万全の対策を整え、市民の安全を守るべきである。

5. まとめ

冒頭にも述べたとおり、今回の大雪においては、ごみ収集作業の中止や学校の休校等への対応の遅れをはじめ、市民にとって大きな混乱を招く結果となり、豪雪地帯ではない本市において大雪時に市民生活に及ぼす影響を改めて認識したところであります。

特に、津地方気象台の降雪量の観測地点が市内の南東部の1箇所のみであることから、気象台の発表に基づく降雪量と、実際に市民が住んでいる地域の積雪量との間に乖離が生じ、市民が正確な判断を行うことが困難であったことが大きな課題であり、津地方気象台に対し、観測のあり方について協議を行うことが重要であると考えます。

今回、災害対策本部の配備基準の見直しをはじめとする運営体制の改善が早期に示された点については評価すべきではありますが、本市の防災力を高め、市民の安全安心を確保していくためには、今回浮き彫りになった課題を今後の教訓として、「想定外」を作らないよう、事前の対策や準備をできるものから着実に具体化していくことが必要です。

当委員会にて出された意見を踏まえたうえで、スピード感をもって今後の対策を検討するよう強く要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	伊藤 嗣也
副委員長	藤田 真信
委員	笹岡 秀太郎
委員	中川 雅晶
委員	早川 新平
委員	日置 記平
委員	平野 貴之

5. 行政視察報告書

平成 28 年 8 月 12 日

四日市市議会

議長 川村 幸康 様

総務常任委員会

委員長 伊藤 嗣也

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 28 年 7 月 27 日（水）～7 月 29 日（金）
2. 視察都市 平川市、盛岡市
3. 参加者 伊藤嗣也 藤田真信 笹岡秀太郎 中川雅晶
早川新平 日置記平 平野貴之 森 智広
(随 行) 濱瀬健介
4. 調査事項 別紙のとおり

(平川市)

1. 市勢

市政施行 平成 18 年 1 月 1 日
人 口 32,551 人
面 積 345.81 平方キロメートル

2. 財政

平成 28 年度一般会計当初予算	178 億 0000 万円
平成 28 年度特別会計当初予算	94 億 0598 万円
平成 28 年度企業会計当初予算	24 億 0638 万円
合 計	296 億 1236 万円
財政力指数	0.26

3. 議会

条例定数 20
3 常任委員会（総務企画、建設経済、教育民生）
3 特別委員会（予算、決算、議会広報）

4. 視察事項（「共通投票所」について）

①視察目的

本年 6 月 19 日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことにより、自治体内に居住する有権者なら誰でも投票日当日に投票ができる共通投票所を駅や商業施設などに設置できることとなった。この法改正は、投票率向上に向けた取り組みの一つとして期待されたが、総務省が事前に実施した調査の結果では、今夏の参議院議員選挙で共通投票所の設置を「準備中」または「検討中」と回答した自治体は、全国で 4 自治体にとどまり、大半の自治体がセキュリティ確保の問題や費用面から設置を見送っているという状況がみられた。

本市においても、投票率向上に向けては広報活動や大学生との連携等さまざま

まな取り組みを行っているが、国政選挙、地方選挙ともに投票率が低下傾向にあり、実効性のある対策が求められているところである。

そこで、本委員会では、今後の本市の参考とするため、今回共通投票所の設置に向けていち早く取り組みを進めた青森県平川市の視察を行った。

② 平川市の概要について

投票区	有権者数 (H28.7.10 現在)
23	27,728

国政選挙における投票率【過去6回】					
参議院	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
19.7.29	21.8.30	22.7.11	24.12.16	25.7.21	26.12.14
52.93	70.63	52.60	55.62	45.35	43.78

投票総数に占める期日前投票率 (利用率)【過去5年】								
市議選	衆議院	参議院	市長選	衆議院	市議補	県議選	知事選	市議選
23.7.3	24.12.16	25.7.21	26.1.26	26.12.14	26.7.27	27.4.12	27.6.7	27.7.5
13.39	14.81	17.24	16.94	19.02	12.99	16.86	18.12	18.95

※期日前投票所は公共施設3か所

【期日前投票の利便性向上】

平川市では、選挙権年齢引き下げの動向も踏まえ、投票率を上げるためには期日前投票の利便性向上が必要と考え、大型商業施設に期日前投票所を増設することとした。(関連経費約2,200千円を平成28年度当初予算で措置)

③ 平川市における共通投票所設置に向けた取り組みについて

(1) 情報収集 (懸案事項等の整理)

- ・二重投票防止のためのシステム構築費が高額、国の委託費だけでは賅えない

- ・準備期間が短い
- ・光回線程度の速度が必要（山間部や離島）
- ・停電対策や通信障害及びシステム障害時等の対応
- ・情報セキュリティの確保
- ・年1回あるかどうかの選挙のために固定回線を整備するか
- ・固定回線は全投票所への引き込み工事が必要
- ・投票所が民間施設借り上げである場合、相手方の承諾が得られるか
- ・投票所は必要に応じて見直しされるもので、恒久的ではない

【検討会議】実施時期：4月19日、26日、5月9日

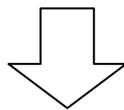
出席者：システムベンダー（選挙システム納入業者）

東日本電信電話㈱弘前営業所

㈱ドコモ CS 東北青森支店

平川市役所総務部管財課（システム担当）

選挙管理委員会事務局



- | | |
|---------------|--|
| <p>主な検討事項</p> | <p>I. 選挙人名簿対照のオンライン化⇒通信回線は有線か無線か</p> <p>II. 情報セキュリティの確保</p> <p>III. 整備費用（国の委託費で賄えるか）</p> <p>IV. 停電、システム障害時等の対策</p> |
|---------------|--|

(2) 検討事項への対策

検討事項 I

- ・本庁サーバと23指定投票所及び共通投票所との間に専用のネットワーク回線の構築が必要。有線（NTT 東日本）、無線（NTT ドコモ）とも既製品で技術的に可能である。
- ・公職選挙法等では「有線、無線」の規定がない。
- ・県選管担当者より電話連絡（28.4.28 東京都・都道府県説明会終了後）

「有線、無線に関わらずセキュリティが確保されていること、自治体セキュリティポリシーをクリアしていればOKである」とのこと。

- ・有線による構築は、24の各投票所への固定回線（光回線）の引き込み工事が必要であり、民間施設において相手方の承諾が得られるか、また、投票所は必要に応じて変更する場合もあり、恒久的な場所とはならない。工事費用が無駄になる可能性もある。引き込み工事だけで約2,800千円（5/9を国が負担）が必要となる。

⇒ 通信回線 無線によるシステム構築

検討事項Ⅱ

- ・LTE（3.9G）の特徴は電波を使った携帯電話・モバイル通信規格でありながら、非常に高速なデータ通信が可能である。（受信100Mbps以上、送信50Mbps以上）また、通信速度は、フレッツ光には帯域保証がないが、通信内容は動画や画像ではなくテキスト（数字）だけなので規格の通信速度に何ら支障はない。
- ・24（指定23+共通投票所）の投票所から同時アクセスされても、名簿対照やデータ処理に問題はない。
- ・あらかじめグループ登録（ID、パスワード、電話番号で認証）することでアクセスを制限し、特定の拠点間のみで通信する。なお、専用回線と同等のセキュリティが保たれ、通信内容は暗号化されている。
- ・インターネットを経由せず、外部から接続できない専用回線であるため、第三者によるアクセスは不可能である。

検討事項Ⅲ

- ・共通投票所設置に伴う関連経費（急を要する経費以外）を6月議会に上程した。
- ・地方選挙に使用できるものについて、国の委託費が相当分減額されるため、一部、市の持ち出しもあり得る。
- ・共通投票所関連経費の総額は約4,800千円であった。
- ・二重投票防止のためのシステム構築費用としては、約4,000千円であり、

そのうち、国の委託費による加算配分の見込み額は約 3,000 千円である。

- ・国の委託費総額（歳入見込み額）は、22,304 千円であり、また、歳出見込み額は、22,583 千円である。（差額は▲279 千円）
- ・今後の選挙において必要となる経費は約 1,500 千円と見込まれる。

検討事項Ⅳ

- ・停電対策として、通信専用パソコンは大容量バッテリーを搭載し、商用電源がない状態で約 5 時間連続稼働が可能。必要に応じて非常用電源により対応する。
- ・パソコンは予備機を含め 26 台をリースで調達した。
- ・システム障害対策として、選挙当日はシステムベンダーを待機させる。また、投票所での運用は、オンラインシステムによる名簿対照に加え、従来通り紙ベースの選挙人名簿を各投票所に備え付け、投票済印を押印させるなど、不測の事態に備える。
- ・システム障害時に投票に来た場合の運用としては、指定 23 投票所では、名簿対照を行い、投票済か否かをチェックし、投票済でない場合は、共通投票所に電話で名簿対照の確認を行う。
- ・共通投票所でも同様に自らの名簿対照を行い、当該有権者が属する投票所へ電話連絡により名簿対照の確認を行う。
- ・従来の時間別投票調べなど、従来通りの各種報告書を備え付け、記録する。
- ・投票所を閉鎖するような事案が発生した場合は、県、国との協議を経て、場合によっては防災無線を活用した一斉同報を行う。
- ・その他、臨時の固定電話設置や事務従事者職員の連絡先の事前確認を行った。
- ・セキュリティ対策として、選挙システムを一元管理している電算室への入退室は、ID、パスワードが付与された特定の職員、委託管理業者等に制限する。
- ・電算室の通信状況の確認や万が一に備え、不正アクセスの兆候をいち早く察知できるようモニター監視を行う。

(3) 設置の効果

投票率は 56.02%で、前回（平成 25 年）の参院選より 10.67%上昇した。

(4) 今後の課題

- ・今回共通投票所を設置した大型商業施設において恒常的にスペースを確保できるか。
- ・停電、断線など不測の事態に備え、緊急体制・事務処理体制を確立する。
- ・システム障害に備え、サーバのクラウド化を検討する。
- ・有線、無線の電気通信事業者に対する申し込みは、開通希望日の 1 か月半前までに必要であるため、衆議院解散など急な選挙にどのように対応するか。
- ・投票区や選挙事務従事者の配置の見直し。（なお、配置人員は指定投票所 6 名、共通投票所 8 名であった）

④委員からの質問

Q.共通投票所のスペースにかかる賃借料はいくらか。

A.期日前投票にかかる賃借料に含まれており、全期間で 5,000 円である。なお、当初は無料の予定であったが、電力やトイレの使用の関係からこの金額となった。

Q.共通投票所を設置した 4 つの自治体の中で最も投票者数が多くなった要因は何か。人口 26 万人の函館市は、共通投票所を 2 か所設置しながら、共通投票所での投票者数が 1 千人にとどまっているが、この差異は何か。

A.函館市の状況はわからないが、平川市については、共通投票所設置の決定が全国 2 例目で、マスコミ等にも大きく取り上げられ、広く制度の周知が図られたことが要因の一つに考えられる。なお、家族連れや集団で投票に訪れた方も多くいた。

Q.特定の商業施設に共通投票所を設置することについて異議はなかったか。

A.特になかった。

Q.世代別の投票行動など期日前投票との属性の違いについて、分析は行っているか。

A.今後分析を行っていきたいと考えている。(結果が出たら提出する)

Q.期日前投票所および共通投票所での投票においてメリットがない有権者、例えば、自家用車を所有していないなど長距離の移動が困難な方に対する対応はどうか。

A.今回、投票管理システムが無線でつながったことから、期日前投票において、臨時の移動投票所を設けており、投票所まで概ね 2 キロ以上を要する地域(9 町会)に対し、パソコン等を移動させることで、投票の利便性を向上させた。今後、地域別の投票行動を分析する中で、投票率の低い地域に移動投票所を設置して投票を呼び掛けることも検討していきたい。

Q.既存の期日前投票においても二重投票を防止する仕組みは構築されていると考えるがどうか。

A.ネットワークについて、既存システムは庁内 LAN を用いて有線で対応していたが、今回は無線で構築した。なお、二重投票を防止するシステムは従前から期日前投票において利用している。

④ 委員会としての所感

共通投票所の設置に向けては、高度なセキュリティを担保した投票管理システムのネットワークの構築が必須である。

ネットワークの構築において、平川市では、選挙時のみの利用であることから、費用対効果も勘案し、無線による手法を選択した。また、電気通信事業者が既に市場に供給している接続環境を活用することで、セキュリティと信頼性を担保した。さらに、システム障害時の対策として、各投票所において、紙ベースの選挙人名簿を備え付け、投票済みの印を押印するという対応を行った。

結果として選挙当日は特段のトラブルもなく、投票率も大幅に向上しており、全国の自治体に先駆けて行った平川市の取り組みは大成功を収めたと言える。

市民にとっても選挙の利便性が向上し、また、費用面においても大部分が国

費により賄われ、市の持ち出しも少ないことから、当委員会としても、執行部に対し、共通投票所の設置に向けた検討を求めたい。しかし、実際の導入にあたっては十分な調査やシミュレーションを行う必要があると考える。

まず、第一に、システム障害時の対策である。信頼性のあるシステムとはいえ、選挙にはミスが許されない以上、万が一に備えなければならない。平川市では、紙ベースの選挙人名簿で投票の管理を行ったが、有権者数が10倍近い本市でその手法が可能かどうか検討の余地がある。また、本市でシステム障害が発生した場合に名簿対照を行おうとすると、共通投票所に61カ所の指定投票所から一斉に電話がかかってくることになり、連絡手段の確保も必要になる。

次に、共通投票所の設置を投票率向上につなげる取り組みが求められる。平川市と同様に今回の参議院議員選挙から共通投票所を設置した函館市においては、約23万人の有権者、2カ所の共通投票所を設置したにも関わらず、共通投票所で投票した者は、1048名にとどまっている。原因は定かではないが、やはり有権者への制度の周知は必要であるので、共通投票所設置の際には、既存のホームページや広報紙で周知を図ることはもちろん、前もって設置場所でイベントを開催するなど十分な広報を行う必要があると考える。

平川市では今回、無線によるシステムを構築したため、投票所を移動することができるようになり、投票所が集落の近くまで移動することで、交通弱者や高齢者などが投票に行きやすい環境を整えることもできた。今後、投票率を向上していくためには、期日前投票所の充実や共通投票所の設置などにより受け皿を拡大するとともに、交通弱者や高齢者など移動が困難な方に対し、投票所自らが有権者の利便性が高い場所に出向くという視点が重要になってくると考える。

本市においても、共通投票所設置の検討をはじめ、有権者の投票機会の拡大に向けた取り組みについてさまざまな角度から調査研究を行うよう強く求め、当委員会の視察報告とする。

(盛岡市)

1. 市勢

市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 294,302 人
面 積 886.47 平方キロメートル

2. 財政

平成 28 年度一般会計当初予算	1111 億 8800 万円
平成 28 年度特別会計当初予算	611 億 7161 万円
平成 28 年度企業会計当初予算	307 億 6565 万円
合 計	2031 億 2526 万円
財政力指数	0.69

3. 議会

条例定数 38
4 常任委員会（総務、教育福祉、産業環境、建設）
4 特別委員会（高齢者対策、農業振興対策、産業振興対策、
公共施設対策、予算審査）

4. 視察事項（「連携中枢都市圏構想」について）

①視察目的

本市では、平成 28 年 6 月定例会で国のモデル事業である「新たな広域連携促進事業」の調査検討費が議決され、北勢 2 市 4 町（四日市市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町）において、広域連携に向けた調査研究が進められている。

一方、盛岡市では、平成 26 年度に事業採択を受けたのち、平成 27 年 10 月に連携中枢都市宣言を行った。また、平成 28 年 1 月には盛岡市と広域各市町との間で連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結し、同年 3 月には盛岡広域圏

における連携中枢都市圏ビジョンである「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」を策定している。

連携中枢都市となるためには、中核市であることが要件であり、本市はまだその要件を満たしていないが、本市が今後中核市を目指していく中で、あわせて効果的な広域連携事業の検討を進めることができるよう、先進自治体である盛岡市の視察を行った。

②連携中枢都市圏構想について

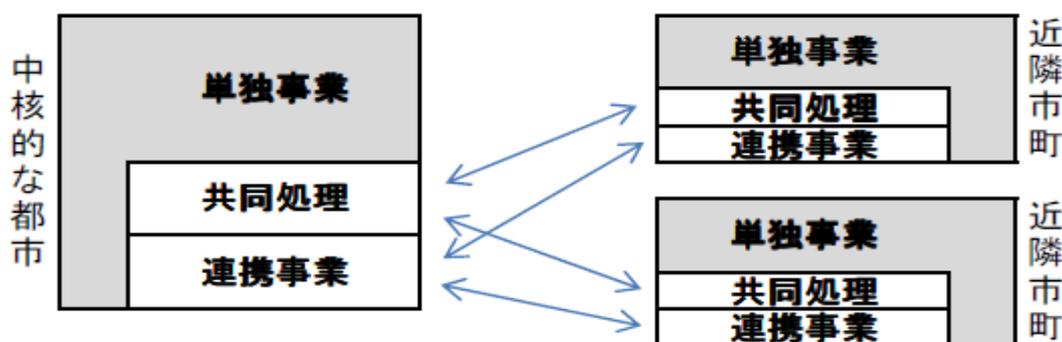
(1) 新たな広域連携の必要性

自治体を取り巻く環境の変化（少子高齢社会の進行や人口減少時代への変遷、社会移動による大都市への集中極化、安全・安心に暮らすための基盤損失、コミュニティ機能の低下）により、地域の衰退が懸念される。

⇒しかし、単独自治体では地域資源を生かした独自の取り組みにも限界がある。

<p>【国の動向】 平成 25 年 6 月 第 30 次地方制度調査会の答申 （地域を支える拠点や、より弾力的な広域行政の制度などに言及） 平成 26 年 5 月 地方自治法の改正 （地方公共団体間で「連携協約」を締結する新たな仕組みを導入） 平成 26 年 8 月 地方中枢拠点都市構想推進要綱の制定 （地方中枢拠点都市圏の形成に向けた市町村における手続きを定めた） 平成 27 年 1 月 連携中枢都市圏構想推進要綱への改定 （他省庁所管の類似制度との統合を図った）</p>
--

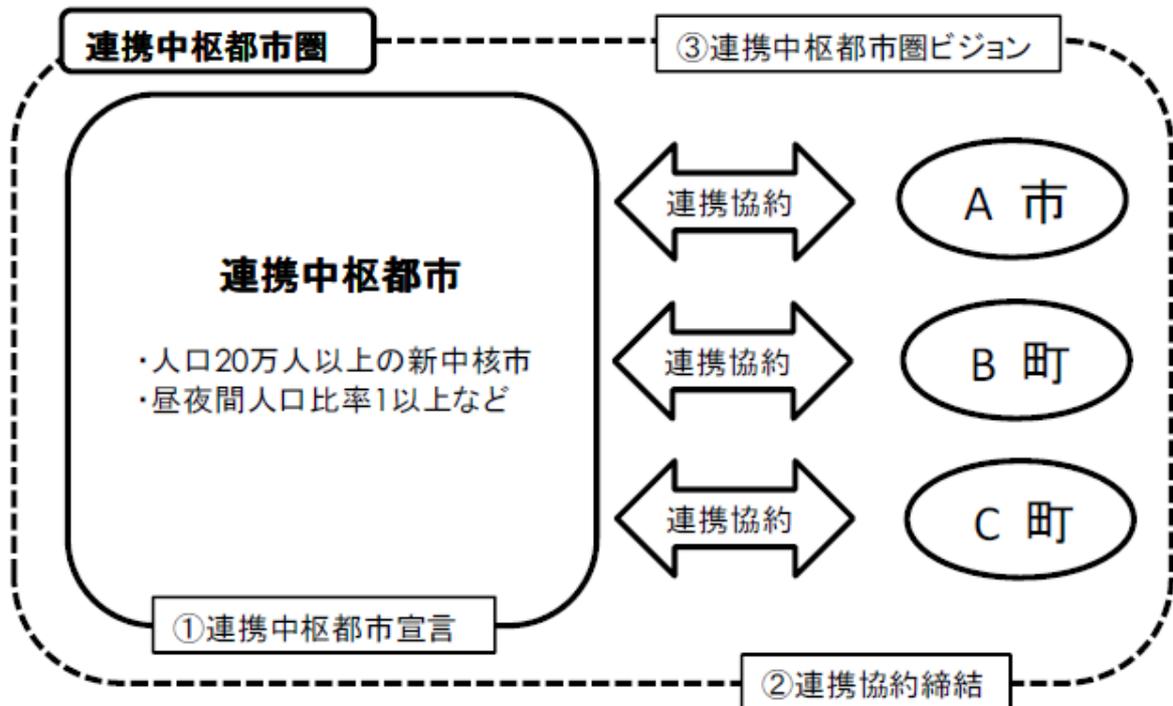
【概念図】



※各自治体独自の取り組みに合わせ、共同処理や連携事業の実施により、さらなる住民福祉の向上などを目指すべき

(2) 連携中都市圏構想の概要

連携中都市圏と生活圏を一体とする近隣市町村との新たな広域連携制度



【連携中都市圏形成の目的】

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図ることにより、将来にわたり一定の人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を構築する。

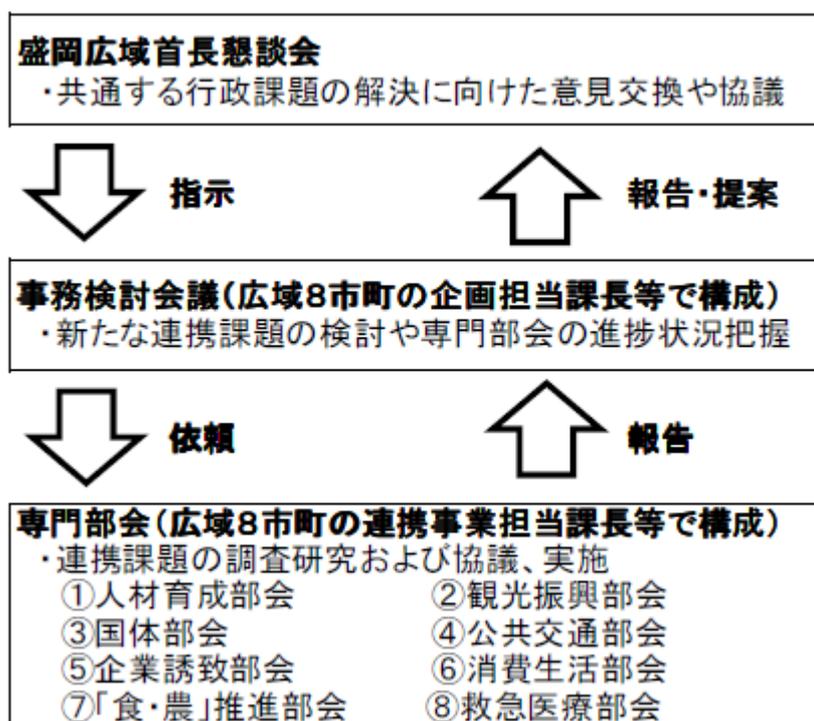
【これまでの広域連携制度との違い】

- ・別組織を設けることなく「ゆるやかな連携」が図られる
- ・紛争解決策が講じられるなど「法的安定性」を有する
- ・既存の制度と比べて国の財政措置が手厚くなった

取組分野	経済成長けん引	高次都市機能	生活関連機能サービス
連携中都市	普通交付税 (圏域人口 75 万人の場合は約 2 億円)		特別交付税 (1.2 億円程度)
連携市町村	特別交付税 (上限 1,500 万円)		

【盛岡広域8市町の従前の取り組み】

国が示した制度に先駆け、「ゆるやかな連携」を図ることにより、広域圏全体の発展と圏域住民の福祉向上を目指し、平成20年に「盛岡広域首長懇談会」（2市5町1村）を設置。



(3) 連携中枢都市圏形成への取り組み

平成26年度

国のモデル事業「新たな広域連携モデル構築事業」の採択を受け、連携中枢都市圏の形成準備に取り組んだ。

★ 「盛岡広域圏経済戦略」を策定、「盛岡広域圏社会経済動態調査」を実施

平成27年度

平成26年度に引き続き、国のモデル事業「新たな広域連携促進事業」の採択を受け、連携中枢都市圏の形成手続きを進めた。

★ 連携中枢都市宣言

平成27年10月30日、盛岡市議会定例会最終日に、市長が宣言。圏域の一体的な発展へ向け、本市が中心的な役割を担う決意を表明。

★ 都市圏ビジョン懇談会の運営

産・学・金・民・官の有識者や広域市町の推薦者、計 15 人で構成し、都市圏ビジョン策定に関し、多様な意見を聴取する懇談会を運営。

★ 国委託事業の実施

地理情報システム（GIS）を活用し、将来人口予測を踏まえた公共施設等の都市機能集積状況の分析と活用方策の検討。

圏域内の再生可能エネルギー需給現況と将来予測を基に地産地消システムのスキームを検討。

★ 連携協約の締結

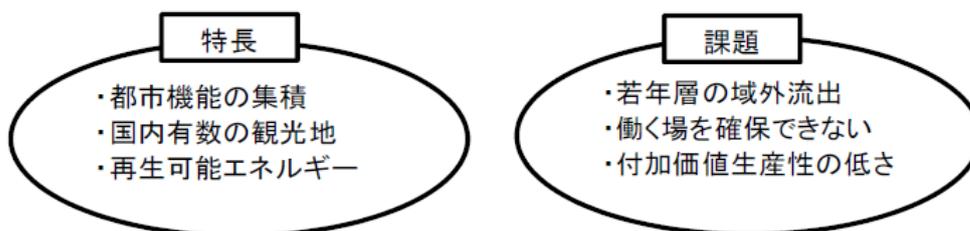
地方自治法の改正により定められた「連携協約」について、平成 28 年 1 月 15 日、盛岡市が広域 7 市町とそれぞれ締結。（都市圏形成の基本的な目的や方針および連携する分野を規定。連携協約は各市町議会で廃止や修正を議決しない限り年限の定めがなく有効。）

★ 連携中枢都市圏ビジョン（みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン）の策定

広域各市町担当部署や事務検討会議における数次の検討および都市圏ビジョン懇談会における意見聴取を踏まえ、盛岡広域首長懇談会で合意。その後、広域各市町におけるパブリックコメントを経て、平成 28 年 3 月 25 日に盛岡市長及び盛岡広域首長懇談会会長の決裁により策定。

【みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョンの概要】

盛岡広域圏の人口は、社人研の推計によると、平成 22 年の約 48 万人から平成 52 年には 38 万人に減少する。また、圏域の特長（強み）として、高いレベルで都市機能と農山村機能の両面が発揮され、両者のバランスが取れている一方、課題（弱み）としては、若年層の域外流出が深刻化することなどが挙げられる。



課題を解決するキーワードは「つなぐ」

圏域の中長期的な将来像

現在(いま)をつなぎ、次代へつなぐ
共に創り育む「希望のふるさと盛岡広域圏」

圏域が有する豊富な地域資源をつなぐことにより、新たな価値や魅力を創出し、将来にわたり選ばれる「求心力のある圏域」として発展を続けることを目指す。

戦略1：産業の営みをつなぐ（圏域全体の経済成長のけん引）

- ・ものづくりを担う人材の育成
- ・高等教育・研究機関等の集積を生かした産学官連携による新製品・新技術の開発支援
- ・6次産業化の推進や販売促進
- ・外国人観光客等の誘致プロモーション など

《主な成果指標（現状値⇒平成32年度）》

製造品出荷額等 約 2687 億円 ⇒ 約 2821 億円

圏域事業所従事者数 約 17 万 5 千人 ⇒ 18 万 4 千人

戦略2：人の流れをつなぐ（高次都市機能の集積・強化）

- ・高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築を目指し、路線バスの発着地点である盛岡バスセンター再整備に向けた調査などを支援

《主な成果指標（現状値⇒平成32年度）》

広域バス路線数 86 路線 ⇒ 86 路線（維持）

圏域内駅乗降客数 約 5 万 4 千人 ⇒ 5 万 7 千人

戦略3：暮らしの安心をつなぐ（生活関連機能サービスの向上）

- ・広域災害の発生を想定した減災・防災体制の整備
- ・消費生活相談や配偶者暴力相談の広域実施
- ・研修による市町職員の資質向上 など

《主な成果指標（現状値⇒平成32年度）》

圏域内就業者数 約 23 万 1 千人 ⇒ 24 万 3 千人

消費生活相談解決率 98.5% ⇒ 99%

【連携中枢都市圏ビジョンに位置付けた計画事業数】

取組分野	新規	拡充	既存	計	ほか今後検討事業
経済成長のけん引	8	3	9	20	(16)
高次都市機能の集積・強化	1	0	0	1	(1)
生活関連機能サービスの向上	7	1	18	26	(4)
計	16	4	27	47	(21)

【取り組み期間】

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、事業の実施状況および成果指標（KPI）の推移を踏まえ、毎年度事業内容の見直しを行い、取り組み内容の充実を図っていくこととする。

【推進体制】

盛岡広域首長懇談会において進行管理を行い、具体的取り組みについては、圏域内外の産学金民の参加・協力を得ながら、各市町の連携のもとに実施する。取り組みの進捗状況等については、定期的に盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会へ報告し、地域や民間の関係者、各分野の有識者等から意見、提言をいただき、取り組みに反映させることとする。

【今後の取り組み内容】

広域市町間における事業実施可否の検討、広域市町間で合意された新規・拡充事業の実施、事業効果等の検証に基づく計画事業の見直しなどを通じ、事業効果の創出・向上による成果指標の達成および平成 52 年度までに予測される人口減少数を 2 万人抑制する。

③委員からの質問

- Q.広域 8 市町に加え、産学金民の多様な主体を巻き込んだ取り組みとなっているが、実施体制はどうか。
- A.企画立案・運営は 8 市町が行い、産学金民はその取り組みに参加したり、意見を述べたり、支援をしてもらうこととなる。
- Q.行政間で協議を進めていく上で難しい点は何か。
- A.観光行政を広域化する際に宿泊施設の有無など市町村によって享受するメリットが異なるため、負担金等の調整が必要となる。
- Q.連携中枢都市圏ビジョンについて、地方版の地方創生総合戦略や総合計画との関係性や整合性はどうか。
- A.盛岡市では、総合戦略と連携中枢都市圏ビジョンを同時並行で策定作業を行った。総合戦略においては、各市町が取り組む事業を位置づけ、子育て支援や定住促進など人口問題に重点を置いている。一方、連携中枢都市圏ビジョンでは、広域化することでより効果が得られる事業を位置づけており、圏内の経済的な面に重点を置いている。なお、総合計画については、市の各施策を網羅しており、基本的にはこの中からピックアップして、総合戦略や連携中枢都市圏ビジョンに位置付けるという形である。
- Q.成果指標のとり方はどうか。既存の指標を用いたのか。
- A.広域化にかかる指標を新たに設け、盛岡市の数字を基本とし、成果指標とした。
- Q.市民にとってはわかりにくい面もあるが、広く市民に周知するためにシンポジウム等を開催しているのか。
- A.開催したいと考えているが、実現はしていない。
- Q.本市では、今回 900 万円程度が国の委託金として予算計上されたが、今後連携中枢都市圏を形成していく中での国の予算措置はどうか。
- A.交付税措置がなされる。盛岡市の場合は、普通交付税と特別交付税合わせて 1 年間で約 2.5 億円となっており、事業費の半分程度が措置されることになる。なお、半分以上が既存事業であるため、連携中枢都市圏を形成したことで、市の持ち出しが減ったことになる。

Q.どうしても盛岡市を中心とした考え方になるが、他市町の対応はどうか。

A.広域化することで大きな効果が得られるものをピックアップし、費用負担面などについて十分協議する必要がある。8市町が全てが参画しなければならないわけではないので、事業ごとに各市町が判断することができる。

Q.事務を進めていく中で最も苦労した点は何か。

A.広域8市町で同期をとりながら、都度都度で情報共有や合意形成を行う必要があったため、スケジュール管理に最も苦労した。なお、平成20年に設置した盛岡広域首長懇談会による各市町間のつながりがあったことは利点であった。

④ 委員会としての所感

盛岡市は、平成20年に設置した盛岡広域首長懇談会のメンバーである8市町で連携中枢都市圏を形成した。それぞれの自治体の人口規模は、盛岡市約30万人、滝沢市約5万人、紫波町約3万人、以下5市町は、3万人以下となっており、平成26年に国のモデル事業の採択を受け、平成27年には連携中枢都市圏宣言を行った。

それに対し、本市では、北勢5市5町で組織する「FUTURE21北勢」や本市と三重郡3町で構成する「四日市地区広域市町村圏協議会」で広域連携にかかる議論を行い、合意が得られた2市4町（四日市市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町）で事業に取り組むこととなった。今後、広域連携により圏域がより一層発展することが期待できる分野の調査研究を行うこととしている。

連携中枢都市圏形成に向けた取り組みを円滑に進めていくためには、盛岡市がそうであったように、本市においても他市町をリードしながら、それぞれの負担、利益を協議し、加えて、それぞれの自治体の既存事業との調整を図るといった大局的な視点が求められる。例えば、広域観光を進める場合、宿泊施設の有無によってそれぞれの自治体が享受できる利益が大きく異なってくるため、お互いが利益を得られるような仕組みが必要となる。

また、「官」だけでなく、「民」の力を活かすという視点も必要になってくる。盛岡市の事例のように、広域事業に対し、意見をもらったり、参画してもらうことも検討をする必要があると考える。

そして、予算審査でも委員より、今回参加を見送った市町が関心を示すような魅力ある内容を検討してほしいとの発言があったが、今回参加を見送った市町に参加したいと言ってもらえるような、客観的に見ても効果のある事業の創出を求めたい。

本市は中核市ではないため、連携中枢都市宣言は当分先になるが、人口減少時代が進み、経済規模の縮小などが予想される中、限られた資源を有効に活用するためにも、広域連携を行い、より効果のある事業に取り組むことは重要である。今後も北勢地域の活性化を目指し、本市がリーダーシップを発揮するよう強く要望し、当委員会の視察報告とする。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○中心市街地拠点施設整備事業（基本計画策定経費）について、分科会では否決され、全体会では執行部の譲歩により全会一致で可決したとの説明だが、どのような譲歩があったのか。

⇒議員 分科会では、中心市街地拠点施設を庁舎東側広場に建設するという前提で審査がなされたが、全体会では、市長から、当該予算はあくまで基本計画の策定を庁舎東側広場で行うものであり、1年後の基本計画策定後には、その内容を再度議会に示し、議論を行い、合意が得られなければ、他の場所についても検討を行うとの答弁があり、全会一致で可決という結論となった。

○庁舎東側広場は四日市まつりの際に参加者の待機場所となっているという現状を考慮してほしい。また、市営中央駐車場は、現状においてもしばしば満車となり、問題がある。今後十分議論を行ってほしい。

⇒議員 逆にどこに立地したらいいかという意見をいただきたい。

○どこに立地すべきかについて答えを出すことは難しいが、駅前開発の状況を見ている、後手に回っているという印象を受けるので、当該事業については、十分な議論を尽くし、より良い結論を出してほしい。

⇒議員 当該予算は政策推進部から上程され、総務分科会で審査をしたが、本来、中心市街地活性化は、商工農水部が所管であり、図書館は、教育委員会が所管であるため、複数の分科会に係る事項として、全体会で議論すべきということとなった。全体会においては、あくまで基本計画の策定経費ということで全会一致の可決となったが、今後の議論を進めていく中で、中心市街地活性化のための図書館ではなく、市民のための図書館であるということを念頭に置いて、市民にとってより良い結論が導き出せるようにしたい。なお、駐車場については、非常に重要な課題であると認識しており、今後議論を行っていきたい。

【シティ・ミーティング】

○他自治体にふるさと納税をする場合は、2,000円の自己負担以外に余分に支払う税金はないのか。

⇒議員 人によってふるさと納税できる額は異なるが、いずれも自己負担額は2,000円となっている。

○少ない自己負担で良いものが手に入るのであれば、今後もマイナス額が増えていくのではないか。

⇒議員 ふるさと納税の本来の趣旨は、首都圏などに住んでいる人が、地方にある生まれ故郷に対し、寄附をして応援するというものであったが、現状としては、返礼品合戦になっている。返礼品合戦は年々激化しており、総務省から自粛を求める通達が出たところである。議会としても、この返礼品の過当競争にのるかどうかは意見が分かれている。

○娘が東京におり、うまく制度を活用できればと考えるが、所得などに制限はあるのか。

⇒議員 例えば、年収300万円、独身の場合は、限度額が2万8千円となっている。

⇒議員 市のホームページに税額控除の詳細が掲載されているので、ご参考下さい。

○先日郵便局に行ったら、他県近隣自治体のふるさと納税のパンフレットが置かれていた。本市から転出した人に対し、いかにアプローチをしていくかが重要である。また、他市の返礼品を見てみると食べ物が多いので、本市の返礼品についても検討すべきである。地場産業の活性化という視点も持ってほしい。

⇒議員 歳入が減少することは問題ではあるが、ふるさと納税本来の趣旨から逸脱する返礼品の過当競争に迎合すべきではないと考える。

⇒議員 肉や果物など目立ったもので引き付けるのではなく、本市の地場産品の魅力を市外にしっかり発信し、選んでもらえるようにすることが重要だと考える。執行部に対しても働きかけていきたい。

⇒議員 返礼品合戦ではなく、寄附文化の醸成という視点を持って取り組みを進めるべきと考える。

【議会報告会】

○委員から、コンビナート火災等の防止に向けて、企業に対して積極的なアプローチを行ってほしいとの意見があるが、具体的な方策はどうか。また、答弁はあったか。

⇒議員 委員から意見を述べたものであり、答弁はなかった。コンビナートの災害対策においては、自衛隊も含めた国・県との関わりが重要であるが、市としても企業に対して働きかけを行う必要があるという視点の意見である。

○四日市市では全戸に家族防災手帳が配付されているが、聴覚障害者向けの防災手帳の作成についても、先進自治体の例を参考にして検討を行うべきではないか。

⇒議員 聴覚障害者向けの防災手帳について貴重なご意見をいただいたので、検討するよう担当部局に伝えたい。

○減災アドバイザーという制度があるが、位置づけがはっきりせず、浸透しなかったが対応はどうか。

⇒議員 制度をつくったものの、活躍の場がないという現状は問題があると考え。担当部局に伝えて対応を求めたい。

○四日市市議会では政務活動費の支出について、後払い方式により厳正な支出が行われていると聞くが、どうか。議会を傍聴すると、居眠りや携帯電話でメールをしている議員がいるように見受ける。また、議場への入退場時に国旗・市旗に一礼をしない議員がいるが、どう考えるか。

⇒議員 議会事務局の厳しいチェックにより政務活動費を支出しており、議会改革の先進議会の名に恥じぬ経理処理を行っている。議員とはなんたるかを常に意識し、品格ある議員にならなければならないと考える。なお、議場内でのメールは禁止である。

○常磐地区は、養老―桑名―四日市断層帯が通っており、地盤が 6 m 隆起する箇所もあると聞くが、対策はどうか。断層帯は三滝川を横断しており、雨季に地震が発生すると多大な被害が発生するのではないか。また、常磐地区にある落合川の橋は劣化が激しく、

巨大地震の発生時には崩落の危険性もある。この断層帯で地震が発生した場合、国の試算では市内で約6千億円の損害が生じるとされている。対策について国に働きかけるとともに、物資など支援体制の構築を行うべきである。

⇒議員 東海・東南海・南海地震に対しては準備を行ってきたが、熊本地震のような直下型地震への対策が遅れていると考える。担当部局に対しても指摘していきたい。

○指定避難所の小学校は、体育館のみしか使えないが、地域内の多くの住民が避難した場合に収容しきれないのではないかと懸念されている。教室等も活用できるよう再検討をしてほしい。また、避難ビルの数を増やしてほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

○天白川が氾濫しないよう雨水排水対策を強化してほしい。

⇒議員 都市・環境常任委員会に伝える。

○市民の付託に応えられるような議会活動を行ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○手話通訳関係者や聴覚障害者で集まって月1回、防災に関する会議を行っており、情報を収集しているところである。指定避難所には、毛布・水・非常食などの備蓄は十分になされているか。

⇒議員 指定避難所には防災倉庫が設置されており、一定量の備蓄はあるが十分ではなく、物資搬送に頼る部分が多い。また、集会所等の緊急避難所は各自治会等が備蓄しており、福祉避難所においてもある程度の備蓄がなされているものと認識している。

○屋外拡声子局（防災行政無線）の音達試験の調査で、「聞こえなかった」という回答があるが、今回の調査に限らず、恒常的に聞こえないのであれば、対応が必要ではないか。

⇒議員 各自治会に対し調査を行い集計したものであり、結果を精査したのち、新規設置や廃止等を検討していく。

○調査に回答した自治会長は、意識していたので聞こえたが、一般住民はほとんど聞こえていないという実状がある。風雨の際にはさらに音が聞こえにくくなる。各町に一つずつ設置してほしい。

⇒議員 聞こえ過ぎてもクレームが来ることもあり、難しい面がある。防災メールなどで補完をしながら対応をしていくことになると思う。今後も継続的に改善を図る必要がある。

○常磐地区は、雨水排水路が細い。現状を把握し対策を講じてほしい。中心市街地で行っているような雨水排水対策を常磐地区でも行ってほしい。

⇒議員 都市・環境常任委員会に伝える。

○審査内容の中に、議員がしっかり働いていないという批判もある中で…との意見があるが、具体的な意味はどうか。

⇒議員 昨今の報道等にもあるように地方議員が世間を賑わせることが多く、世間一般論として、議員のあり方が問われている。本市議会としても今後さらに、議員提案条例の提出など活発な活動を通じ、市民に対して議員の仕事を示していかなければならないと考える。

【シティ・ミーティング】

○常磐地区は投票率が非常に低いため、市の選挙管理委員会に投票所の増設を要望しており、最終的な回答を待っている状況である。要望にあたっては事前に総務省に問い合わせを行っており、1投票区の選挙人の数は3000人を限度とし、距離は2キロ圏内であるとの回答が得られた。なお、常磐地区は1投票区6900人程度となっていることから大幅に超過しているという現状である。投票率の向上に向けては、当日投票所の整備が重要であると思う。他の地区でも要望を行う必要があるのではないかと考える。

⇒議員 当日投票所の整備は、非常に重要と考える。視察を行った青森県平川市では、有権者誰もが当日投票ができる共通投票所をショッピングセンターに設置し、また、山間部において、期日前投票で臨時の移動投票所を設けることで大幅に投票率が向上した。本市としても先進事例を研究しながら対策を講じていくべきと考える。

○投票所の増設は、施設の問題など制約が多く、なかなか実現しない。共通投票所の導入を決断してほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

○聴覚障害者の投票率向上のためにも、市長選挙において、CTYで政見放送を行い、手話通訳をつけてほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

○本市の4か所の期日前投票所は、市内東部に偏っている。増設も含め、市域にバランスよく設置すべきではないか。

⇒議員 期日前投票所が沿岸部に偏っているのは、内陸部に公の施設が少ないことが一因である。今後はハード整備も含めた検討が必要であると考えます。なお、今秋の市長選挙では、四日市大学で期日前投票所を2日間開設する予定である。

⇒議員 市議会議員選挙の前々回および前回の結果において、全体の投票率が50%から48%に下がった一方、有権者数に占める期日前投票の割合は5%から8%に上昇しており、前々回は投票者の10人に1人、前回は6人に1人が期日前投票を行った計算になる。この結果から見ても、期日前投票所の利便性向上は投票率の向上につながるものと考えます。

○以前からこの議会報告会でも、市民総ぐるみ総合防災訓練に手話通訳者を配置してほしいとの要望をしてきたが、先日河原田小学校で行われた訓練で、手話通訳者が配置されており、感謝している。一方で、駐車場が少なく、遠くに駐車しなければならなかったため、不便であった。対策を考えてほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

○市民総ぐるみ総合防災訓練の開催案内は、広報よっかいちに掲載されていたが、加えて、手話通訳が配置されることも載せてほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

○市議会のホームページに前回の議会報告会の概要が掲載されていないが、いつ掲載されるのか。

⇒議員 近日中に掲載しますのでもう少しお待ちください。

【議会報告会】

○国道 1 号の拡幅に伴う補助金の返還が予算計上されているが、この拡幅により自転車レーンは整備されるのか。

⇒議員 委員会審査においては、具体的な工事内容まで議論はしていない。なお、自転車レーンを含む道路整備関係は、都市整備部が所管している。

○大雨や台風等が発生した際には、危機管理室から地域に対し、どのような情報提供が行われるのか。適切な判断および指示を求めたい。

⇒議員 雨量や水位などの情報を提供するだけでなく、それぞれの地域特性に応じたタイムラインの策定が必要と考える。タイムラインの策定作業は、地域と危機管理室が協力して進める必要がある。

⇒議員 想定にとらわれずに、避難行動をとることが求められる。雨量等のデータだけでなく、地区防災隊や消防団の判断が重要になってくると考える。

【シティ・ミーティング】

○新潟県糸魚川市では、住宅密集地で大規模火災が発生したが、別名は新規分譲も行われ、住宅が多く建っている。火災発生時に消火栓が足りないのではないかと心配している。

⇒議員 糸魚川市大規模火災を機に県内の木造密集地対策が進むことが予想される。また、新市長は J R 四日市駅前の活性化を重点施策の一つに掲げており、その中で木造密集地対策にも取り組むものとする。実情について各地域から声を上げてほしい。

○ J R 四日市駅周辺では、建物の所有者が不明であるため、行政代執行で解体しても費用は市の負担となってしまう。土地所有者に解体費用を請求できるようにできないか。

⇒議員 権利関係などの課題も踏まえた上で対策に取り組むものとする。災害を未然に防ぐため早急な対策が必要と考える。

○片側のみに歩道を設置する場合には、南側に設置すると雪が解けないため、北側に設置すべきではないか。

⇒議員 利用者の視点に立つことは重要である。点字ブロックの上に草が生い茂っているところもある。今後も利用者の視点に立った改善、整備を進めるよう担当部局に伝える。

【議会報告会】

○中心市街地拠点施設について、複合施設ではあるものの、あくまで図書館がメインの施設であり、中心市街地にこだわらず、市内全域で立地場所を検討してほしい。子供連れならば、自家用車で行きやすい郊外への立地のほうが利便性が高いと考える。

⇒議員 以前から中心市街地活性化と新図書館建設という行政課題があり、これらを連動させた計画である。中心市街地にある市有地である市民公園、鶉の森公園、諏訪公園、庁舎東側広場のうち、最も適当とされた庁舎東側広場において、基本計画を策定することとなったが、庁舎東側広場に建設することが決定しているわけではなく、策定される基本計画をもとに、継続して議論を行っていくこととなる。

⇒議員 市の施設は、沿岸部に偏っているという現状を課題として捉えており、県も沿岸部に新しい公共施設を建てるべきではないと示している。多くの市民が菰野町立図書館を利用しているという現状や、現図書館の利用者の約 7 割が自家用車を利用しているということを踏まえて、子供連れなど幅広い世代が利用しやすい郊外へ設置することが望ましいと考えている。

⇒議員 図書館を中心市街地に設置することで、利用者が商店街で買い物をするなどの相乗効果も期待できる。今後、小学生、中学生、高校生、大学生などの若い世代を含め、幅広い世代の意見を聴くべきであると考えている。

⇒議員 中心市街地拠点施設に図書館機能を付加させようという考え自体が間違っていると考えている。議員の中には、賛否両論さまざまな意見があり、利便性の側面からいくと、車を運転できない学生にとっては、駅に近いほうがよいということもある。暫定的であったとしても、立地場所を決めなければ施設の絵を描けないため、中心市街地にある市有地 4 カ所のうち最も適当とされた庁舎東側広場で基本計画を策定することとなった。市民の中でも三者三様の考えがある中、意見を聴く場を設け、議論を尽くし、結論を導き出すことになる。

○沿岸部は津波の被害を受ける可能性が高い。公共施設の設置にあたっては、防災の視点を取り入れるべきではないか。また、中心市街地だけでなく、市内全域を見渡せば市有地の遊休地が多くあり、それらの活用も考えるべきである。

⇒議員 公共施設の設置においては、防災の視点を持つことが必須と考える。

○市内の北部、中部、南部および西部で市民の意見を聴くとのことであったが、いつ行われたのか。

⇒議員 いずれの地域でもまだ行われておらず、今後実施される。

○四日市大学の図書館は、静かで本の種類も多いため、よく利用している。市民と大学との交流の面からも市民への周知、広報を行うべきである。新図書館の設置にあたっては、一人で静かに本を読むスペースや学生などが皆で議論するスペースを分離するなど、レイアウトに工夫が必要であるとする。また、IT化に対応し、電子図書を導入するとともに、パソコンも設置してほしい。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○本町プラザ駐車場は、軽自動車も入庫できない。解体後は利用者の視点に立った対応を求めたい。

⇒議員 限られた用地で附置義務駐車台数を確保する必要があったことから、現状のような施設となった。利用者目線での対応は必須である。

【シティ・ミーティング】

○近くの集会所に避難しているにもかかわらず、遠くの指定避難所に移動するよう指示が出されたことがあったが、地元の川のことは長年住んでいる地域住民のほうがよく知っており、納得するような説明を行うべきであるとする。

⇒議員 その時点での危険性は低くても上流で大量の降雨がある場合には、急激に水位が上がることもある。指摘の点も理解できるが、指示に従って避難をお願いしたい。

⇒議員 住民にいかに納得してもらうかは重要な視点である。

○障害者や高齢者など避難に時間を必要とする人は、避難勧告の前の避難準備情報によって、避難をすることとなっているが、避難所における車椅子のスペースやトイレのことを考えると、避難するのが躊躇される。例えば、登録制にして、支援が必要な人専用の避難所を確保することはできないか。

⇒議員 地震のように避難生活が長く継続する災害の場合には福祉避難所が設置されるが、台風や洪水などの災害についても、支援が必要な人専用の避難所を確保していくと

いう考えは必要である。

⇒議員 非常に貴重な意見である。

⇒議員 何らかの対応が必要と考える。今後、執行部に対し、対応できるよう求めていきたい。

○災害時には、まず集会所や公民館のような一時避難所に避難することになるため、一定量の備蓄食料が必要である。資機材整備などのハード面だけでなく、備蓄食料や水といったソフト面への助成を拡充すべきである。

⇒議員 いただいた意見のとおりであり、同じ認識を持っている。

○配付資料について、わかりやすくするため、番号を振るなどの工夫が必要である。

○マンホールトイレおよび特設公衆電話の今後の整備方針はどのようなものであるのか。

⇒議員 公共下水道の整備に合わせ、不要となる指定避難所の合併浄化槽を災害時の仮設トイレに改修していくこととなる。既に公共下水道が接続されている指定避難所には、マンホールの上に設置するトイレを配備する。特設公衆電話については、順次、全ての指定避難所へ整備していくこととなる。いずれも今後さらなる充実が必要と考える。

○地区防災組織活動補助金について、危機管理室がハード、ソフトそれぞれへの配分金額を定めて、補助すべきと考える。また、市民文化部のように補助金の監査を行うべきである。

○大規模コンビナートを抱える本市にはドローンの導入が必要である。

○災害発生時には、市役所6階に災害対策本部を設けることとなるが、自衛隊等が出動した際にはスペースが手狭と考える。

○障害者等の支援が必要な方の避難に関しては、繰り返しの啓発活動が必要と考える。

⇒議員 ご意見として承る。

○火事の際に、団地内の路上駐車により、消防車が入れないことがあった。公園を活用するなど、駐車場の確保が必要である。

⇒議員 路上駐車は基本的に禁止であり、地域での話し合いが必要と考える。

○障害者への合理的配慮が求められる中、聴覚障害を持つ人たちへの災害発生時の対応はどのようなか。

⇒議員 先般の熊本地震においては、合理的配慮が提供できなかったとの報告もあり、市民だけでなく行政にも浸透しきれていない現状があると認識している。本市においてもようやく障害者差別解消に関する職員対応要領が策定されたところである。平常時だけでなく、災害時においても障害者への合理的配慮ができるよう、訓練を行うなど時間をかけて対応を行っていかねばならないと考えている。

○先月、市長に対しても避難所にはせめてホワイトボードと筆記用具を用意してほしいと要望を行った。災害時における障害者対応マニュアル等の作成においては、行政職員だけでなく、障害者や障害者団体も交えて話し合いをするよう求めたい。

⇒議員 障害者に限らず、認知症の方の家族など、当事者の方々の意見を聴かなければならないと考えている。

⇒議員 ホワイトボードの設置については、行政だけでなく、地元自治会への要望も行ってほしい。

○議会報告会やシティ・ミーティングには、執行部にも来てもらったほうがより深い議論ができるのではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○災害時の持ち出し袋の中にペットボトルを入れることで、救命胴衣の代わりになる。議員からも防災知識の普及を行ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。